

來ない様な事もしてゐる。
ハ、穀物等主要食品の貯蔵が相
等行はれてゐるやうで、此等
は國內物質の缺乏或は飢餓等
に方つても必要の前には遠慮
なく實施して居る。

ニ、軍事工業用豫備技術員の養
成
兵役法に依り高等諸學校學生
中産業關係の兵役に服せしむ
るものを定め専らこれに軍事
工業幹部たるの技能を實習せ
しめてゐる。

ホ、工場配置は戦時の願慮が
十分拂はれてゐる。殊に國境
附近に在りては國境より離隔
せる所に分置して之を設け、
戦時に於ける作業の妨碍無か
らしめんことを期して居るの
みならず、交通輸送の關係原
料地と生産地の配置關係等に
は特に注意せられてゐる。

ヘ、馬匹は全部登録せしめ、軍
用に適する犬も亦登録せしめ
あり、國防飛行化學協會會員
でなければ飼育する事が出来
ない。

以上の如き事例は獨り物質のみ
ならず、人的資源の統制にも徹底
して行はれ枚舉に暇がない。

第七節 國防飛行化學協會

國防飛行化學協會は蘇聯邦に於
ける第二線の國防擔任機關として
極めて重大なる意義を有し、看過
することの出来ない特殊の存在で
ある。

本協會は國家及國民の軍事化を
目的とする半官半民の團體であつ
て、目下會員千八百萬人を算し其
中に「婦人を國防に近づけよ」と
の標語の下に六百萬人の婦人會員
を擁してゐる。其經費は會員の入
會金並會費及各方面よりの寄附等

によるの他國庫より補助金を仰い
でゐる。而して其事業は軍事訓練
軍事宣傳航空事業の發達普及、對
化學戰防護並に防空・體育・馬事・
軍用犬並に傳書鳩の養成・海軍・
農業等頗る廣範圍に亘り直接間接
國防に關係ある殆ど一切の事項を
包含してゐるが、其内主要なるも
のを擧げれば左の如くである。

一、軍事教育

大衆に對する軍事訓練の機關と
して數萬の射擊團體並に軍事技術
團體等を有してゐる。

射擊團體は各々射撃場を有し射
撃技術を訓練する他射撃に關する
學理の普及に努め、技術優秀にし
て狙撃手の規定に合格したる者に
は「ウオロシロフ射手」の名譽
を授與しつゝありて現在此名稱を
有する射手は約七十萬人に達して
ゐる。

軍事技術團體には各種あるも自

動車トラクター工場内には裝甲戰
車團體、化學工場内には軍事化學
團體等の如く生産機構と密接な關
係を有せしむるやうに努め、在郷
赤軍幹部又は被後援軍隊（赤軍内
各部隊は夫々某工場某地方等に一
定の後援團體を有しあり）の將士
に依て指導せられてゐる。

其他競技會・軍事訓練的行軍・軍
隊見學・集會・短期軍事教育等を屢
々催し軍事技術の普及を計つてゐ
るが、協會には所屬の騎兵學校・
射手學校等各種軍事特業學校・海
事教育訓練所並に帆船隊等を有し
あり、最新軍事技術修得者は數百
萬に及んでゐる。尙召集前の壯丁
に對する軍事豫備教育並に在郷赤
兵に對する復習教育等隊外者の軍
事教育を行ふ爲二千餘の軍事教育
訓練所を有し特に在郷者の資質向
上に努力してゐる。

二、航空事業

航空事業の發達普及は特に力を
用ふる所であつて、協會が民間資
金を以て赤空軍に献納せし飛行機
は既に六、七百機以上に達し、更
に國民の航空教育の爲現在全國に
約百數十箇所の飛行俱樂部を有し
あり、此等は各々飛行場・航空學
校・機關學校並に飛行機等を有し、
其所屬機總數五百機以上に達し又
多數の操縦士機關士等を養成して
ゐる。

尙航空要員養成に關しては「模
型飛行機よりグライダーへ」グラ
イダーより輕飛行機へ」輕飛行機
より軍用機へ」なる標語の下に兒
童青年に呼びかけ、系統的に著々
其効果を收めつゝあり、目下グラ
イダー學校二五〇關係機關約二千
其操縦教育を受けたる者一四萬あ
り、各學校には模型飛行機團體を
設け屢々競技會等を催して其發達
を計つてゐる。其他パラシュート

學校二〇其修業者四七萬に達し主
要都市に於けるパラシュート練習
塔一〇〇〇個以上に上つてゐる。
尙航空發明事業に對する熱意亦旺
盛で各種研究機關並に多數の工場
等を有し、飛行機飛行船の研究設
計製造を行ひつゝある。

三、化學防空事業

國民に對する對瓦斯並に防空教
育亦協會の力を入れたる所であ
つて、防空地區及防空團體の設
定・對空監視及連絡の教育等を實
施するの他、防毒衣の賣出・特殊
防空團體の定期的防空演習・雜誌
映畫に依る宣傳等を行ひ、更に進
んで瓦斯原料の研究・化學工業の
擴張化學工業品製造所の設置・農
業の航空化學化等を實施し、各種
研究所並に研究會等を設置し且多
數の瓦斯避難所を管理してゐる。

第八節 軍事豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と軍事豫算とを掲ぐれば左の通りである。(單位千留)

年 度	豫 算 總 額 (千留)	軍 事 豫 算 (千留)
一九三一年度	約 二一、七七四、〇〇〇	約 一、三九〇、〇〇〇
一九三二年度	約 二七、五四二、〇〇〇	約 一、三九六、〇〇〇
一九三三年度	約 三五、〇一一、〇〇〇	約 一、五四七、〇〇〇
一九三四年度	約 四八、八七九、〇〇〇	約 一、七九五、〇〇〇
一九三五年度	約 六五、四〇〇、〇〇〇	約 五、〇二〇、〇〇〇 (但實際支給 六、五〇〇、〇〇〇)

統制經濟組織を採る蘇聯邦の國家豫算は、爾他の列國の豫算とは其趣を全然異にするのであつて、寧ろ全國民の國民經濟の豫算と見ることが至當である。從て、之を以て他國のものと比較せんとするのは殆ど意味の無いことであるが、實際上の軍事費が此處に示す軍事豫算位のものでなく、遙かに大きいと謂ふことだけは言ひ得るのである。蓋し、本軍事豫算は國防省費

のみであつて、特別軍隊費並莫大なる軍需工業費の如きは全然含んで居らず、又兵營の建築、射撃場の設備等の如き、地方經費の負擔となるもの亦少からずして、此等を總計するときは、軍事費總額は尙莫大の額に上るからである。尙又國防飛行化學協會よりの獻納、シエフ(シエフとは後援者の意味であつて、共產黨、職業同盟、地方行政機關、各種組合、工場等が

赤軍某々隊のシエフとなつて一部の給與等を擔任してゐるのを謂ふのである。)の各軍隊に對する援助等に要する經費は、固より本豫算以外のものであるし、又國家豫算中の豫備金の使用も大部は軍事にあるが如く、其額も決して少くないのである。

米 國

第一節 概 説

一、國防上の立場及環境と現況
比隣に強國を有せずして開戦劈頭より大陸軍を發動するの必要なく、且資源豊富、工業發達しありて戦時必要に應じ一舉に大軍を編成し得るが故に、優勢なる海軍だけに保有しあらば陸軍として平時より大兵力を保持するの要が無いことは米國陸軍々備設定上の特異點である、とは理論上一般に認めらるゝ所である。

然るにも拘らず、米國の陸軍が近來甚だ之と背違せる道を進みつゝあるは抑々何を物語るであらうか。大統領の豫算書に對し上下兩院に於て各々豫算額を増加承認せる事實の如き、國防充實の肝要なるを極めて痛切に認めて居る證左であると言ひ得る。又最近參謀總長は陸軍五箇年計畫なるものを大

統領に呈出したと傳へられてゐる。

二、軍備方針

米國は世界大戰の苦き經驗に鑑み、戦後其國防法に根本的改正を加ふると共に、教育組織の統一、編制の確立並護國軍及編成豫備軍の整備に努力したが、參謀總長バ一シング大將は、一九二二年七月二十三日國防方針に關し左の要旨を發表した。

米國は開戦當初に於て平時常設の正規軍を動員して九個師團とし、之に護國軍十八師團並編成豫備軍の一部を加へ、先づ之を以て國境、海岸を守備し、其掩護の下に國內に於ても大動員を行ひ、且此間各軍の軍事教練を補足、完成し、海軍は米本國に對する敵襲の防衛を陸軍に委し獨立して作戦する。元來國防は我が國土の保安のみを以て目的

を達し得るものではない、從て各軍の動員及訓練完成せば、陸軍は遠征軍を編成して攻勢作戦を敢行する云々。

既に戦時約四百五十萬の大軍を動員するの計畫を確立し、且戦時之が歴大なる要求に應ぜんが爲、産業、資源及労働等諸般の事項を網羅する周密なる産業動員計畫の基礎を策定し、銳意之が完成に向ひ官民齊しく大なる努力を續けて居るのみではなく、その國防方針中には陸海軍共各々積極的に攻勢作戦を敢行すると述べてあるのは吾人の關心を大ならしめずには置かない所であつて、事實其陸軍に關する準備を見ると強ち贅し文句でないことが明かである。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

米國は獨立戰爭以來志願兵制度を以て兵制の根本と爲しあり、其建軍の主義は左の如くである。

1、國防は舉國一致を以て行ふべく、米國市民にして苟も體格適當なる男子は凡て米國民兵たるの義務を有す。

2、然れども之が爲國家の強制を以て軍隊を構成することなく、其建國の精神たる自由平等主義に基き、市民の自覺に待つるの趣旨に依りて志願兵制度を採用し、平時最小限度の精銳部隊を存置するに止め有事に際して所要の大軍を編成す。

米國は以上の主義に依りて獨立戰爭以來各種の戰爭を経過し、其都度臨時募集の民兵に依りて正規軍を補充し、兎も角も其目的を達成して來たのであるが、此種制度の通弊たる軍事能力の低劣、志願者の不足に依る補充難等の爲可なり

り苦き經驗を嘗めた。

世界大戰參加と共に、遂に徵兵令を制定し、僅に十二萬に過ぎざりし正規軍より一躍三百五十餘萬の龐大なる國軍の整備を爲したることは周知の事實である。戰後兵制問題の論議に方り、累年繼承し來つた志願兵制度、即ち祖國の爲至高なる犠牲心の本能的發露に期待せんとするの制度に危険性ありとして、徵兵制度の優越を認むる者多く、參謀本部は固より上下兩院軍事委員會は一般國民軍事教練案を議會に提出すると共に、大統領に徵兵權を附與すべしとの案件を提起したが、議會は國民の全力を擧げて經濟方面に傾注せんとの政策を標榜して前述の提議を否決し、再び戰前の志願兵制度に復歸することとなつた。

陸軍の補充及服役は其種類に應じて左の如くになつて居る。

正規軍下士官兵は米國市民たる男子にして、十八歳乃至三十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其服役は三箇年及一箇年の二種（一箇年服役志願者は少數）であつて、再服役は三箇年を一期として居る。正規軍下士官兵は除隊後豫備役服務の義務はない。

護國軍兵は正規軍と同様、米國市民たる男子にして、十八歳乃至四十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其服役は一箇年及三箇年の二種であつて、再服役は一年を一期として居る。

二、軍の構成

米國陸軍は其本質に於て正規軍護國軍及編成豫備軍より成る。

1、正規軍

正規軍は常備軍であつて、平時は國內及屬領守備の主體となり、一部を以て護國軍・編成豫備軍及

市民の軍事教育訓練を指導し、有事の際には第一線出動部隊に骨幹となるのである。

2、護國軍

護國軍は地方有志の志願者を以て編成せらるゝものであつて、平時は各州に屬し地方の守備並治安維持に任ずるものである。而して戰時又は事變に際しては、大統領に於て議會の承認を経たる上、合衆國の爲使用し得る如くなつて居る。從て中央政府より毎年各州に豫算を補助し、定數の護國軍を維持して其編制・裝備・教育等皆正規軍に準據せしめ、以て戰時國防軍の第一線を形成せしむるのである。昨年以來合衆國護國軍なるもの、編成を見て、大統領の護國軍使用は從來より一層容易迅速となつた次第である。

護國軍將校以下は平素定業に服し（但一部は正規軍將校以下と

同様學校教育を受く）毎年百四十時間以上の訓練並夏季十五日間の野營を行ふに過ぎないから、軍事的訓練は正規軍に比し遜色あるを免れないが、地位教養ある有力者が擧つて入隊するから精神的素質は優秀なものであるのみならず、平時より各種火器・自動車を有しある點は我が國の在郷軍人と大なる相異で飛行中隊の如きも十九箇中隊あるのである。

3、編成豫備軍

編成豫備軍は合衆國戰時兵力中平時志願に依る將校及若干の下士官兵を以て編成せられたもので、爾餘の戰時兵力は總て紙上の編制とせられ、戰時は郷土を中心とし將校以下の要員を召集して編成及教育を完了する。從て精神的素質は優秀なるも、軍事教練の程度は言ふに足らぬ。

第三節 兵力及編成

一、平時兵力

1、正規軍 歩兵九師團・騎兵三師團及其他の部隊（砲兵旅團・航空兵團等）より成り、其兵力は國防法に依り其最大限を定め、豫算に依り年々の兵力を規定せらるゝのである。米國にとつて別に對外關係惡化して居らないのに拘らず、本年より一九三九年迄の間に四萬五千の兵員を増加することにし、目下續々募集中であつて、一九三四年七月に於ける其人員は左の如くである。但、括弧内は國防法規定の兵力を示す。

將 校 約 一三、一五二
（一七、七〇〇）人
准士官以下 約一二三、八二三
（二八〇、〇〇〇）人
計 約一三六、九七五

(一九七、七〇〇)人

2、護國軍

歩兵十八師團(一部未完成)。騎兵四師團(基幹部隊のみ現存す)より成り、國防法規定の兵力は四十二萬五千人であるが、此如き大軍を維持するは經費之を許さないので、從來より此定員に充たざる事と遠く、一九三五年七月に於ける現在兵力は約十九萬人である。

二、戰時兵力

新動員計畫に依れば戰時約四百五十萬の大軍を動員せんとするものにして、米本國に於ける第一次動員兵力は約二百萬に達するもの如く、概ね左の部隊より成り、

之を以て十八軍團、六野戰軍を編成する。

1、正規軍 歩兵九師團・騎兵三師團、及、軍團並軍の直屬部隊

2、護國軍 歩兵十八師團及騎兵四師團其他

3、編成豫備軍 歩兵二十七師團・騎兵六師團及特種部隊九箇

國防法に依れば、平時より二十

七師團編成の企圖を有するも、護

國軍と同様豫算の關係其他により

未だ之を實現するに至らず。

第四節 航空

一、要旨

米國政府は平和克復後鋭意歐洲交戰諸國航空の精粹を吸収することとに努め、又華府會議以來比律賓及布哇に於ける空中威力の増進に著目する等著々其充實に努力して

居る。其他飛行新記録の樹立に、長距離飛行の敢行に又は優秀飛行機の設計、製作等に、所謂「アメリカ第一」を標語として邁進し、航空機工業の顯著なる發達と共に其進歩は驚くべきものがある。又一九二七年以來實行せる其第一次航空擴張五箇年計畫は其完成を見たが、更に將來に對する計畫策定の爲、元陸軍長官たりしベーカーを首班とする航空調査委員會を組織して航空に關する諸般の問題に徹底せる意見を具申せしめ、今や陸軍は之に基き更に第二次の航空擴張に邁進して居るが、最近殊に航空に關する努力の積極的となり、空軍兵力の四千機増加を企圖すると共に航空大根據地の設置を急ぎ、又本國の要所々々並「アリユーション」群島の上空は民用飛行の禁止區域と指定した。尙一九三二年秋頃より盛に自國

勢力の支那其他への進出殊に太平洋航空路の完成を急ぎ直接米支の連絡を圖り、多數の器材及指導の爲の人員を入國せしめて直接勢力の伸展を圖ると共に、自國航空工業の高度維持に努めて居る。

二、航空兵力

空軍を獨立することなく、陸海軍に夫々の航空兵力を屬しあり、陸軍は航空隊及航空學校を有し、航空兵團に於て其業務を管掌してゐるが、一九三四年以來總司令部航空隊なるものを常設し參謀總長の隷下に屬せしめて隨時各方面に使用する如くしてゐる。其陸軍航空兵力は左の通りである。

現在)

1、總人員(一九三四年六月末

准士官以上 約 一、三〇七人

下士官兵 約 一四、三一四人

合計 約 一五、六二一人

2、中隊數及機數(一九三五年

四月) 一、正規軍 偵察飛行中隊 一九

驅逐飛行中隊 二一

攻撃飛行中隊 六

爆撃飛行中隊 二二

航空學校教導中隊 一〇

飛行機勤務中隊 一六

計 九四、其機數大約二、五〇〇

氣球中隊 二

飛行船中隊 二

飛行船勤務中隊 一

護國軍 偵察飛行中隊一九(約二五〇機)あり。

3、一九三四年十月以來、爆撃

二聯隊・戰團二聯隊・攻撃一聯隊よ

り成る總司令部航空隊なるものを

編成して獨立空軍的威力を構成す

るの一方、昨年の十月より本年四

月の間に飛行中隊を約二十中隊増

加し、殊に爆撃機及輸送機の整備に努めて居る。尙總司令部航空隊は攻勢的に使用し或は海軍と協力して又は敵重要施設の爆撃に使用すると當局者は屢々言明してゐる。

其兵力は第二次擴張計畫に依て

逐次充實されるもの、如く最近參

謀總長は航空機四千機充實計畫を

發表したと傳へられてゐる。

4、航空根據地

如何に飛行機が整備せられても

航空根據地がなければその效力を

十分に發揮することが出来ない。

米國は深く此點に鑑みて陸軍飛行

場として五十有餘、民間飛行場と

して二千餘を有してゐるのに拘ら

ず、本年に入つてからウルコック

氏の空軍大根據地説を採用して

アラスカ・太平洋岸西北部・ロッキ

山脈中・太平洋東北岸・西南部州

及大西洋カリブ海方面に之を施行

することに決定し、殊に太平洋岸及アラスカ方面を急いでゐるとのことである。

5、航空豫算は詳でない。蓋し一九三四—三五年の陸軍省航空局の豫算は三千三百二十萬弗であるが、之には人件費等を含まざるのみならず、かの失業救済の爲の公共事業費より航空機整備へ莫大の経費を充當して居るが故に、其金額は寧ろ経費の一部と見るべきを以てある。

三、民用航空

1、米國政府經營の航空には、陸、海軍用以外に森林巡邏飛行(使用機數約四〇)及國境警邏並天災に際し使用するもの等がある。

2、民用航空は頗る盛であつて、一九三三年十月に於ける飛行機約九千三百、操縦士約一萬六千で公認飛行學校約百二十在り、主として郵便飛行、旅客輸送等に使用せられ、就中最も實用化しあるは郵便飛行にして、目下線路百三十一條、約四千四百哩に達して居る。旅客飛行も亦漸次殷盛となり、一九三三年に於ける輸送旅客數は五十五萬に達し、又一九三四年七月に於ける飛行場及著陸場の數は二千以上で「アラスカ」に於てさへ七十五に及んで居る。

一九二九年四月、米支航空契約成立し、同年十月より上海—南京—漢口間を、十二月更に成都迄の航空輸送を開始せし外、中華民國に於て多數の航空路を設定し著々計畫の實現に努めてゐる。又一九三五年に入つてより太平洋航空路の完成に努力し、既に試験飛行も終り且比島に於ける航空上の特權を獲得し太平洋航空連絡の日も近きにある。

4、最近飛行機製作數 米國の飛行機工業は大規模に發達し、近年に於ける業績は左の如き數字を示して居る。

年 度	軍 用		商 業	
	機 數	金 高 (弗)	機 數	金 高 (弗)
一九二七年度	六二一	七、五二八、三八三	一、五六五	六、九七六、六一六

年 度	軍 用		商 業	
	機 數	金 高 (弗)	機 數	金 高 (弗)
一九二八年度	一、二一九	一九、〇六六、三七九	三、五四二	一七、一九四、二九八
一九二九年度	六七七	一〇、八三二、五四四	五、三五七	三三、六二四、七五六
一九三〇年度	七四七	一〇、七二三、七二〇	一、九三七	一〇、七四六、〇四三
一九三一年度	八七五	一二、八四七、六二五	一、六四五	六、四四一、八二〇

一九三二年度に於ける飛行機の輸出額は約二八〇機其價額約四百三十餘萬弗に達して居る。

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

米國陸軍當局は將來戰に處する爲、毒瓦斯を主とする化學戰を以て最も経済的且有效なる戰闘法なりと認め、官民協力して之が利用研究、調査等に努力し、殊に平時に於ける之が教育施設及工業動員等に對しては、周到且大規模の準備施設を實施して居る。米國の當局者が、戰に勝たんが爲には毒瓦

ス制限に關する條約の如きは一顧にだも値せざることを公言せる如く、本施設に對する米人の意氣込を十分に窺ふに足るものがある。

當局の毒瓦斯使用に對する見解

イ、化學戰部ジョージ、ハント

大佐の口演要旨 毒瓦斯は極めて有效なると同時に比較的人道的の兵器であつて、將來戰に於ては國際間の諸條約の如何に拘らず、斷然之を使用しなくてはならぬ云々。

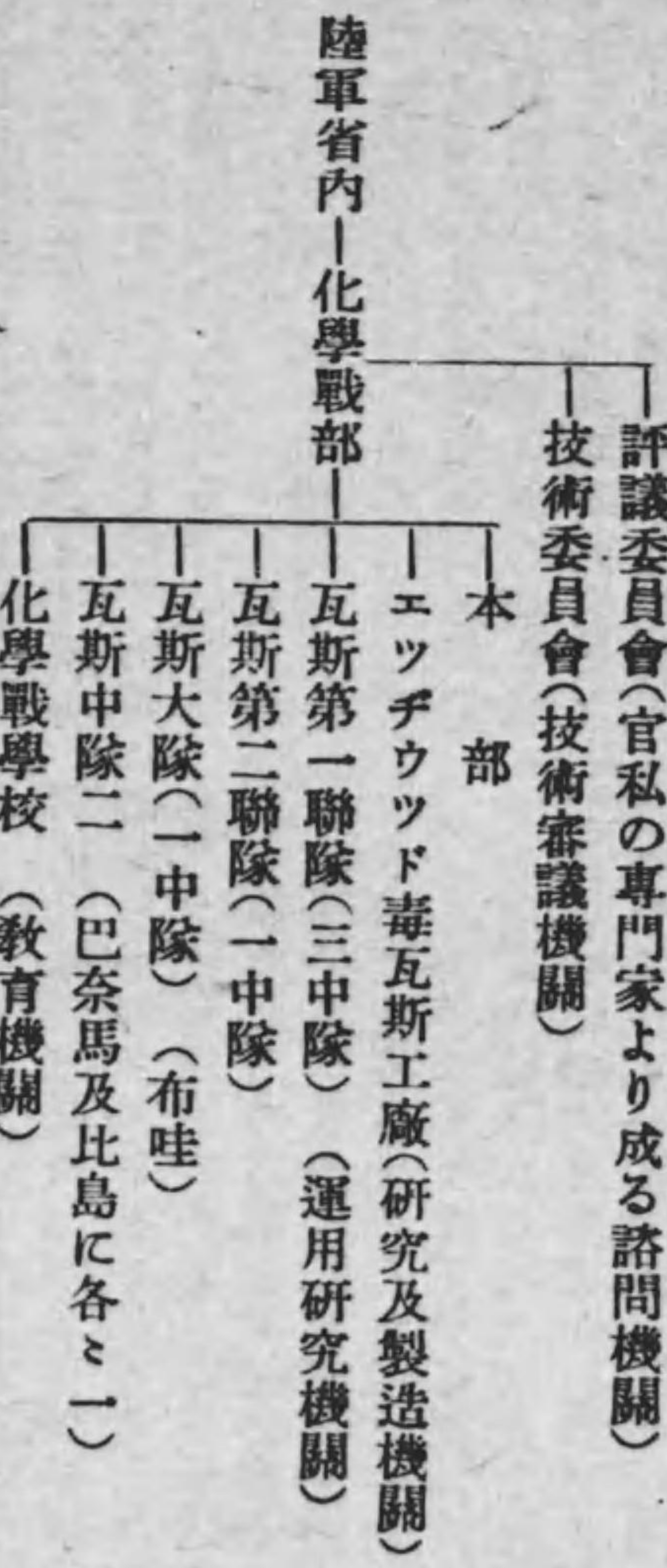
ロ、前化學戰部長フリス少將の報告要旨

現今及將來の戰爭は全く國民戰爭であつて、開戦と同時にあらゆる人員、工業を擧げて動員し、國家の安危に關する秋に方りては、如何なる武器如何なる交戦法と雖斷然之を使用し、勝利の獲得に努めなくてはならない。而して化學的國防準備は最も経済的にして且最も有効である。

近時化學工藝は異常の進歩發達を爲しつゝあるから、將來は兵器に一層急激なる變革を齎すべきや明であるが、彼の軍備制限會議も亦此變革を促

進するに過ぎず、戦争の絶滅しない限り條約を以て特種兵器の使用を禁止せんとするが如きは、夢想に過ぎざるものと謂はなくてはならぬ云々。

二、化學戰機關の概要
米國は、毒瓦斯の研究を公然と組織的、徹底的に行つてゐる。其の編制は次の如くである。



此等の諸施設完成の爲に要せし費用は八千萬圓と稱せられ、エツヂウツド毒瓦斯工廠は、研究及製造の機關として諸設備が完備して居る。

三、化學戰教育施設

參謀本部には化學戰部將校を配屬して動員、教育、編制、裝備等に關する勤務に服せしめて居る。又毒瓦斯に關する教育施設としては化學戰學校主として之に任じ、陸軍大學校、參謀學校、歩兵學校

及其他の特科學校に於ても、夫の一部の教育教練を實施して居る。其他軍團及師團に於ても、幹部以下に對し瓦斯教育を行ひ、之が普及、徹底を圖つて居り、運用研究の機關として常設瓦斯第一聯隊がある。尙、別に豫備瓦斯聯隊二箇あり、毎年一回夏季約二週間召集し野營地に於て教育して居る。

四、民間に於ける化學工業施設

民間に於ける化學工業は平時に於ては製藥・染料・寫眞用藥品・香料・調味品・人工纖維・食料色素等を製造すると共に、爆發物及毒瓦斯等戰用化學品の原料又は半製品を生産し、官民一致して本工業の助成、發達を圖ると共に、將來戰に際しては、此種工業に關するあらゆる人員・工場・設備・材料・製品等を擧げて動員し、必要に應じ大規模に之を行使するに遺憾なきやう準備を進めてゐる。化學工業

動員準備に關しては、化學戰部に民間化學工業家との連絡を擔任し併せて情報収集に任ずる一課を設けて居る。其任務は主として戰時所要の化學品の利用法を計畫し、尙民間に於ける各種化學工業家との協調を一層密ならしむると共に、其製造設備並原料品・補給資源等を調査するに在る。又米國化學協會の委員中の若干名並専門家の化學者技師十五名を化學戰部の顧問として新知識の移入・改良・進歩に資して居る。斯くて米國に於ける瓦斯及防毒面の利用は各方面に發達し、害虫驅除・船舶の消毒・坑内労働者の炭酸瓦斯防護・警察・消防等に著々効果を擧げて

居る。

第六節 國家總動員施設

米國總動員業務は其軍備方針に明示さる、「國內大動員」の準備の根幹を爲すものであつて、陸軍省の擔任に屬し、陸軍次官主管の下に數個の補給部局を設け、關係各省及民間團體之に協力して、専ら重點を軍需品の補給統制に置き、調査・研究・補給計畫並戰時諸機關の編成等に關し徹底せる具體的準備を進めつゝあり。

い。然れども、工業動員の要員と思惟せらるる豫備兵器將校の外、特に産業大學を設置して産業動員統轄要員の養成に任じて居る。又一九二四年以來國防記念日を設けて一般國民に對する總動員演習を實施し、約二萬個の民間工場に對しては平時より教育註文制度に依つて兵器の製造に習熟せしめ、戰時此等の工場が命令一下直に軍需品の製造に轉換擴充し得る如く周到なる計畫を準備して居る。

第七節 陸軍豫算

尙一九二六年上下兩院に提出せられた總動員法案は大統領に資源統制の獨裁權を賦與せんとするものであるが、未だ制定公布を見な

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算
一九三一—三二年度	約 四、六六七、八四五千弗	約 四六四、六四五千弗
一九三二—三三年度	約 四、七九八、〇〇〇	約 四六八、六〇五

一九三三—三三三四年	約	四、二一八、〇〇一	約	三六五、〇一〇
一九三三—三三三五年	約	三、九六〇、七九九	約	二八四、二三六
一九三三—三三三六年度	約	三、九三八、〇〇〇	約	四〇一、九九八

一九三三年六月十五日には約三十二億弗の所謂復興豫算を編成せるも、其年割等不詳の爲右表中には計上して居ない。従て、之を加へれば一九三三—三三三六年度の豫算總額は七十億弗を超えるであらう。一九三五—一九三六年度に於ては復興及救済資金約四十一億弗を計上す。

英國

第一節 概説

一、國防上の立場と環境

米國陸軍豫算中には巴奈馬地帯費・一般土木費等・純陸軍費にあらずるものを含みあるも、逆に、老兵局 (Veterans' Bureau) の經費中に在る莫大なる軍人恩給・公共事業費より支出さるゝ軍需工業の經費・其他護國軍の爲各州の負擔する經費等は、純然たる軍需であらう。英國の地理的位置の關係及世界に廣く分布する植民地の關係は、優勢なる海空軍を必要とするも、平時より強大なる陸軍を整備するの要大ならざる特質を有して居る。尤も、世界大戰の刺戟に依り、機に應じて精銳なる兵團を大陸に派遣すべきの要あるを感ずるに至つたやうであるが、其工業力大なるが陸軍豫算内に計上されて居ない。

二、軍備方針

英帝國國防の大方針は「領土を保有し、其結合を鞏固にし、對外權利を維持し、且通商貿易の保護を主とする」に在りとし、之が爲必要な範圍の制空及制海權の確保・屬領各部の獨立防禦及相互援助を策するを以て其綱領としてゐる。

右方針に基く國軍整備の要領は概ね次の如くである。

- 1、海軍政策 略す。
- 2、陸軍政策 本國及植民地の防衛上必要なる限度の陸軍を整備し、且國民軍事豫備教育の徹底を圖る等各種の施設に依て戦時陸軍の擴大を準備する。

世界大戰後志願兵制度に復歸せるに伴ひ、地方軍を改編して其裝備を正規軍と同様となし、又戦時兵力の増強に努めて、大陸に於ける活潑なる運動戰を準備し、以て速戰即決を策する。特に軍の機械化に依て其能力の向上を圖る。

3、空軍政策 英本國に對して空中攻撃を加へ得べき列國中、最強一國を標準とする航空隊を本國に備へ、以て其防空を完全ならしむるのみならず、陸、海軍及植民地の要求に應じ得る獨立の空軍を整備する。尙、民用航空を補助、

獎勵して戦時の擴張に應じ得る準備を爲す。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

英國の兵役は志願兵制度である。是、同國古來傳統の強制を絶對に好まざる自由主義と、過去に於て義勇兵制を以て世に誇り來りたる自尊心とに依るの外、同國が平時より大なる兵力を必要としなすの特種の國防條件に依るのである。平時に在りては志願兵制度を以て最も其國情に恰適しありと認め居るが、世界大戰間は徵兵制度を採用せざるを得なかつた。

正規軍兵は十八歳以上二十五歳以下の壯丁より募集し、其服役期間は十二箇年である。之を現役、豫備役の二期に分ち、志願に依り其全期間を現役に達し、又服役期間二十一箇年に達

する迄再服役を爲すことが出来る。現役、豫備役の各期間は募兵の状況並海外勤務の爲の派遣交代等の關係を顧慮し、各兵種に依り多少の差あるも、大體現役七年、豫備役五年を通常とする。而して此現役七年は當初一年を教育に、爾後六年を三年宛海外及本國に交代服務せしめんとするものである。

又地方軍兵は十七歳以上三十八歳以下の者より募集し、其服役期間は四年であつて、爾後一年乃至四年の延期を志願することとが出来る、而して服役最終の年齢を三十八歳と規定して居る。

二、軍の構成

英國陸軍は之を正規軍、地方軍及豫備軍の三種に大別される。

1 正規軍

正規軍常備團體は野戰軍の骨幹

を爲し、主として外征に使用せらるゝものであつて、平時本國に駐屯するの外、印度其他の海外植民地等の守備に任じて居る。

2 地方軍

地方軍は戦時必要に應じ議會の協賛を経て外征に使用するものであつて、平時教育訓練の爲基幹部隊を有し、時々召集して各種の訓練を行つて居る。其訓練の回数は左の如くである。

- 第一年度 四十五回
- 外に野營八日乃至十五日
- 第二年度 乃 每年二十四回宛
- 至第四年度

而して其募集、維持は全然州協會の手に委し、軍隊教育に關してのみ軍管區司令官の監督を受けることになつて居る。尙最近正規軍の缺陷を補ふ爲地方軍の任務擴張を行ひ、從來正規軍の負擔せし海

岸防禦の責任の大部を地方軍に擔任せしめ、又地方軍の「誓約」に關する法規を改正し、所要に應じて地方軍に屬する者を外征の爲正規軍の補充に使用し得る如くした。

3、豫備軍

正規軍豫備、將校補充豫備及補充豫備、民兵及海峽諸島及植民地民兵、地方軍豫備に區分する。正規軍豫備は現役を終了せるもの、將校補充豫備及補充豫備は動員に方り將校の補充及技術兵の補充に充つるものであつて、一九二四年の創設に係り、民兵は正規軍豫備使用後正規軍の補充に充てらるゝものである。

第三節 兵力及編制

(空軍を除く)

一、本國軍兵力

1 平時兵力

一、要旨

英國は世界大戰末期即ち一九一七年末、陸海軍の航空を統一して獨立空軍の建設を決すると共に、翌一九一八年春空軍省を設置し、名實共に完全なる空軍を編成して戰場に活躍したのであるが、平和克復と共に、強大なる航空兵力の維持困難となつた爲、之を整理し他の交戰諸國と同じく民間航空の發達を奨勵し、有事の際擴張すべき豫備員の養成に努力して來た。從來に於ける航空政策の方針は大體次の通りである。

- 1 平時空軍兵力は、海外守備に必要な諸部隊の外、英本國領土には直接國土防禦用、陸、海軍協同用及此等補充に任すべき諸部隊並少數の豫備を保有す。
- 2 空軍諸學校の設備を完全にし、現役將校以下の教育練成に努めると共に豫備員の訓練養成に努

力す。

3 大いに戦用航空諸器材を整備す。

4 大規模の航空研究及實驗所を整備して航空諸般の發達、進歩を計り、民用航空に依る戦時の擴張を期す。

然るに一葦帶水の佛國が大戦後も引續き世界最強の空軍を擁するのみならず、益々擴張の勢を示し、常に、近く自國の上空を脅威するの狀況に鑑み、一九二二年保守黨内閣は遂に空軍大擴張を計畫して、今日の優勢なる空軍に迄發展したのであるが、政府は昨年更に新擴張案を提出して、五年計畫に依る四十二中隊増加を企圖して其實行に著手し、昨年度には四中隊を完成し、本年二十二中隊を新設するに決定し居たる處、本年に入りてより、獨逸再軍備に脅威を感じ、自國空軍の著しく不足なるを

加 奈 陀	約 一、五、八〇〇
印 洲	約 一、六、六〇〇
新 西 蘭	約 一、七、一〇〇
南 阿 蘭	約 一、四〇〇
愛 蘭 現 役 軍	約 五、八〇〇
計	約 三、五、四〇〇

(英人隊を除く)

第四節 航 空

一九三四年度豫算面に依る英國陸軍の平時兵力は左の如くであつて、之を本國に於て五師團、印度に於て四師團及騎兵五旅團、地方軍に於て十四師團に編成して居る。

正 規 軍 約一五、三〇〇人

印度英人隊(正規軍將兵を基幹とし之に印度人を加ふ)

約一五、九〇〇人

地方軍 約一四、九〇〇人

計 約三〇、〇〇〇人

本國の五師團は夫々約半數の兵力を香港、新嘉坡等に交代派遣して居る。

2 動員部隊兵力

正規軍豫備軍 約三〇、〇〇〇人

補充豫備 約一五、〇〇〇人

二、本國外の兵力

海外自治領及植民地は別に左の如き兵力(土民軍等を含む)を有して居る。

認め一九三六年度中に第一線機數一五〇〇機を整備し増加中隊二十二中隊を七十一中隊とするに變更した。尙之が爲め操縦者二、五〇〇其他二〇、〇〇〇名を増加することとし、又飛行學校五を十校に増加し鋭意充實に邁進して居る。

二、空軍陸上部隊兵力

1 空軍省所屬兵力

總人員約三萬三千人、飛行機約千五百機を有し、中隊數は八十四(正規空軍七六、補助空軍八)に達して居る。其任務に依る内譯は左の如くである。

イ、在本國兵力

- 爆撃中隊 一八
- 内(夜間(重)爆撃 一八
- 晝間(輕)爆撃 一九
- 戰闘中隊 一六
- 連絡中隊 一五
- 陸軍協同(偵察)中隊 四
- 哨戒中隊(飛行艇) 五

練習中隊

計

四

口、在海外兵力

爆撃中隊(經)

一六

(内三は軍隊輸送中隊を兼ね)

雷撃中隊

三

哨戒中隊(飛行艇)

三

陸軍協同中隊

五

計

二七

尙、以上の外氣球一隊があり、又牛津及劍橋兩大學には各大學飛行中隊がある。

2 本國外の兵力

海外自治領及植民地別に左の空軍を有して居る。(括弧内は民間操縦士及民用飛行機數を示す)

- 濠洲 約九〇〇人(約三〇〇)
- 加奈陀 約七〇〇人(約七五〇)
- 南阿 約三〇〇人(約八〇〇機)
- 新西蘭 約一〇〇〇人(約三〇〇)

愛蘭 約二〇〇機(約六五)

印度 約二、二〇〇人

計 約一、一〇〇機(約八〇)

計 約四、四〇〇人

約四九〇機

三、民用航空

空軍の擴張を緊要とする一方、一般的經費節減の要求を顧慮するの見地より、平時民用航空事業を奨励發達せしめ、以て國防の一助たらしむべく、之が補助に就ては多大の注意を拂ひつゝあるが、一九三三年度に於ては補助金額百萬磅を計上してゐる。

1 民用航空輸送會社に對する補助金下附と其事業

政府は民間の四航空會社に補助金を下附して居つたが、其事業は僅に少數の飛行機と操縦者とを維持するに止まり、國家的に豫期の成果を收め得ない嫌があつたの

で、空軍大臣は其改善を策し、前記四會社を一團として一九二五年

四月より帝國航空路會社を創設し、政府の監督の下に旅客及郵便物輸送に任せしめ、一九三三年度の補助額は前述の如く百萬磅に達して居る。

更に英國政府は、英本國內飛行事業振作の目的を以て、一九二九年設立せられたる英國飛行事業會社に對し、今後十年間補助金を附與すべき旨、同年二月空軍省より之を公表し、一九三二年度に於ては五千磅を支給した。尙二月初旬操縦者聯盟が結成せられた。本聯盟は現在の處民間有志の自由意志に依るものであるが將來政府の支援を受ける事を想像し得るし、且青年を以て組織せられて居るから非常の際には軍用を補ふ事が出来る譯である。

2 英本國・新嘉坡間定期航空

路の開設

一九二四年七月空軍大臣は英、印間航空路の開設に關し、下院に於て左の如く聲明した。

イ、一會社を設立し、英・印間一週二回の飛行船定期航空路を開設す。

ロ、政府は會社に貸付金及補助金を給し、平時將校・下士の研究に供し、戦時は全部政府の使用に充つ。

而して本研究の爲並、英印間航空地上設備の爲、三箇年繼續事業として、經費百二十萬磅を當時の追加豫算として提出し、一九二九年三月、帝國航空路會社の手によつて其事業を開始するに至つた。尙昨年本航空路は新嘉坡に到着せるが、更に一を濠洲に延長して昨年未既に開航し、又其他カルカッタより磐石を経てマニラ經由香港に至る線の開通を企圖して居る。

3 中華民國に於ける航空權獲得の企圖

英、印航空路の延長計畫に連絡し香港—奉天線の航空權獲得の企圖を有して居る様である。

4 其他の航空

政府は懸賞を以て民間用標準飛行機の設計を募集し、或は燃料を節約して十分なる飛行能力を發揮すべき輕飛行機の發達競技を行ひ、一九三四年十月英濠洲間長距離懸賞飛行を實施する等種々の方法を以て民用航空の發達を奨励して居る。又輕飛行機俱樂部は各都市に設立せられ、其數本國內のみにても既に五十(内十六は補助金を受く)に達し、屬領内のものを合するとときは百四十餘となり、會員の數一萬餘に及び、今や飛行機操縦の如き一種のスポーツと看做さるゝに至つた。

5 民用飛行機操縦者及飛行場

一九三四年末に於ける數字は左の如くである。

- イ 飛行機 約一、三〇〇
- ロ 操縦者 約二、六〇〇
- 操縦資格A(個人飛行機) 約二、六〇〇
- 同 B(商業機) 約四五〇
- ハ 飛行場 五〇
- 公開飛行場數 二〇一
- 個人所有同右 二〇一

四、防空
有事の日國內の防空は地方軍の任務である。内務省内に内務次官の下に空襲警備局を設け、地方官憲を指導して空襲に際し地方勤務隊を編成し、市民の防護に當らしむることとし、尙各所に公設の防護園を設けてある。

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

英國は戦後に於ける軍備革新の根本方針を科學應用に置き、之に對する研究は眞に緊張を極め、技術研究費の如きも逐年増加して、戦前の六倍以上に達して居るが、就中化學兵器は特に之を重要視し、技術研究費の三分の一即ち毎年約二百萬圓を之に充當して居る。

二、施設

化學戰準備機關は陸・海・空軍の共同事業とし、陸軍之を主宰し、左の機關を設く。

- 1 調査部 陸・海・空軍の爲、化學戰に關する諸調査を行ふ。
- 2 化學戰研究所 本部を倫敦に置き、ポルトン及サットンウオークに實驗所を有する。

本部には、陸・海・空軍代表者並科學者を以て組織する化學戰委員

會を設け、化學戰に關する顧問機關たらしむ。
兩實驗所は、共に化學兵器應用の諸研究並試驗を行ふ。
3 化學戰學校
ポルトンに在り、一九二二年より開校し、隊附將校・下士に對し毒瓦斯防護法の教育を行ふ。

第六節 國家總動員施設

其國民性と國情とに依り、國民の行動を統制する法律其他を平時より公布するが如きことなきも、其軍備方針に鑑みると、有時の日に必要なる陸軍軍備の擴充を行ふ爲には、完備せる總動員施設に依るの外なきこと、國民全般の能く理解知悉しある處であつて、所要の準備施設は著々として整備されつゝある。即ち、法律的に表面に現はるゝ施設は顯著ならざるも、實質的には緊要なる施設を完

備しつゝありと見られるのが、英國總動員施設の特色である。従て、平時に於ける此種公的施設の明瞭なるものは少いが、其中中央機關とも目すべきものは、樞密院内に存するものゝ如く、又國防大學なる特殊の施設が在つて、總動員の爲の最高指導部要員を養成して居るやうである。

國防大學は、參謀次長又は軍令部次長を以て校長とし、陸、海、空軍の優秀なる佐官級將校と行政官廳要路の有爲なる事務官級官吏二十數名を年々研究員として召集し、所要の研究を行つて居る。
軍需動員の如きも之が爲の特別の規定等を設けて居らぬが、軍と

民間工業の間には密接なる連繋が保たれあり、民間工業の軍事轉用計畫も實質的に完成して居ると見られる。
第七節 陸軍及空軍豫算
最近五箇年に於ける英本國豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	空 軍 豫 算
一九三一—三二年度	約 八〇三、五〇〇 <small>千磅</small>	約 三三、六二二 <small>千磅</small>	約 一七、七〇〇 <small>千磅</small>
一九三二—三三年度	約 八四八、一〇二	約 三六、四八八	約 一七、四〇〇
一九三三—三四年度	約 七四四、七九一	約 三七、九五〇	約 一七、四二六
一九三四—三五年度	約 七八四、八八七	約 三九、六〇〇	約 一七、五六一
一九三五—三六年度	約 七三四、四七〇	約 四三、五五〇	約 二二、八五〇 <small>追加</small>

右豫算中には自治領及植民地軍の經費を含まざるに注意するを

要する。今、主要な海外自治領及植民地

に於ける軍事費を擧ぐれば次の如くである。

國 (地名)	年	度	金	額	摘	要
歐洲蘇邦	一九三四—三五年	度	約一九、一二二	千磅		
加奈陀	一九三三—三四年	度	大約二、四八七			一一、九三七、二六〇弗を換算せり
印	一九三四—三五年	度	大約三、三五〇			四一八、〇〇〇、〇〇〇R £=13Rとして換算
新西蘭	一九三四—三五年	度	約一、〇八九			
南阿聯邦	一九三四—三五年	度	約一、一一四			
愛爾自由國	一九三四—三五年	度	約一、四四七			

佛國

第一節 概説

一、國防上の立場と環境

佛國の國防を論ずるに方りて獨逸との關係を輕視し得ざること、此處に喋々する迄もない。抑々獨逸は古くより犬猿の間柄に在り、世界大戰の結果獨逸に對して徹底的壓迫を加へたるも、現時に於ける情勢は、世界大戰時に於けるが如く他の強國が常に佛國に加擔するものとして晏如として居ることを許さないのであるから、獨逸と國境を接して居る佛國として、獨逸に對する警戒心を清算することが出來ないのは蓋し當然であらう。

右の如きを以て、佛國は、其外交手段に於て先づ其安全保障を求むると共に對獨逸の政策を取り、時に於ける情勢は、世界大戰時に於けるが如く他の強國が常に佛國に加擔するものとして晏如として居ることを許さないのであるから、獨逸と國境を接して居る佛國として、獨逸に對する警戒心を清算することが出來ないのは蓋し當然であらう。

内に於て軍備の充實を念として居るのである。
安全保障問題 かのフォツシュ元帥の主張に依るラインを以て國境線とするの案が脆くも平和會議に於て敗れたる後、或は英に、或は米に安全保障を求めたけれども、是亦満足すべき結果を得なかつた。之が爲佛國は、夙に波蘭及小協商諸國との連衡を固くし、又一九二五年には伊

獨白と共にロカルノ條約を結び、尙最近にはナチスドイツの對外硬政策及軍備擴張に刺戟せられて一九三五年に入りては一月佛伊協定を二月英佛空軍協定を五月佛「ソ」相互援助條約を結ぶ等獨逸の政策に出づると共に、益々自主的軍備の必要を認むるに至つた。

遂に獨逸の軍縮會議脱退を見るに至つたのであつて、他國の國防不安は益々増大し軍備の強化に邁進すべき必要は更に切實の度を加へたのである。

を費して、最近東方國境要塞の築設を大部完了した次第なのである。

第二節 建軍要領

兵彼制度

佛國現時の兵役法は、一八七〇年普佛戰爭後の創始に係るものであつて、國民皆兵を主義とし、徵兵制を主體(軍の必要上長期の志願兵を一部採用)として居る。蓋し該戰役の大敗が對獨復讐の國軍を要求し、必任意務制の現出となつたのである。

在營年限の變遷 爾來佛國の兵役法は若干の改正を経て第二十世紀に入つたが、當時國際關係の平穩なる情勢並平和主義の擡頭は、漸く當年の對獨復讐觀念を消磨せしめ、寧ろ社會政策的施設に重きを置くに至り、終に一九〇五年の兵役法を改正して、三年在營より

二年在營となつた。然るに此兵役法の改正は、佛軍の素質を漸次低下せしめ、遂に二年制を以てしては國防を安全ならしめ得ざるを認むるに至りしのみならず、之に對し、獨逸は軍備擴張に次々に擴張を以てし、一九一三年頃に至つては、佛獨開戦の避くべからざる情勢となり、佛國上下をして一層危惧の念を抱かしむるに至つた。此に於て佛國の輿論は再び對外強硬に變轉し、一九一三年、三年制を採用することとなり、斯くして大戰に參加したのであつたが、大戰終熄後人口の減少に伴ふ勞働力の不足を補ふの必要に迫られ、且つは獨軍々備の制限(十萬)、ライン地方軍備の撤廢、聯盟機構の強固等を基礎として一九二三年春一年半在營を基礎とする兵役法の發布を見一九二八年四月更に一年在營制を採用するの止むなきに至らし

めた。然るに一九三六年乃至四〇年所謂四三三年の間徴兵適齡壯丁の著しき不足に悩む佛國としては獨逸の再軍備に多大の脅威を感じ、或は再服役の奨勵、或は同年次の適齡壯丁中生月日に基く一部的入營時期變更、或は又内地駐屯アフ리카土人兵の増加等各種の彌縫策を講じつゝありしも、此等姑息手段を以て到底半數に近き壯丁の不足を充足し得るに足らず本年三月十五日に至り一年現役兵法第四十條の臨時適用に依る二年在營制を採用するに至つた。

第三節 兵力及編制 (空軍を除く)

一、平時兵力
新編制に依る平時兵力左の如し。

本國軍
徴兵(二年在營制に於て)

本國に勤務する長服役軍人	二八〇、〇〇〇
佛國にて勤務する土人兵	六五、〇〇〇
國境豫備兵	四五、〇〇〇
海外軍	一九〇、〇〇〇
計	五九五、〇〇〇
二、常備兵團	
平時の兵力を以て編成せらるゝものは左の如くである。	
步兵師團	二五
騎兵師團	二五
同旅團	二五
戰車旅團	二五
砲兵旅團(騎砲を含む)	二五
工兵旅團	二五

第四節 航空

一、要旨
佛國の地理的關係は、東隣諸國特に獨逸に對し空中防禦の安全を

緊要とするのみならず、對英政策の後援としても亦空中威力の強大を要求するものがあるとなし、戰後財政頗る困窮せるに拘らず、世界大戰の際に大擴張せる航空部隊を平時依然として保有し、且莫大の經費を投じて大に民用航空を奨勵し、有事の日直に之を軍用に利用し得るの方策を講じてゐる。而して多年の懸案であつた航空省獨立問題は、一九二八年九月之を解決したが、空軍の統一問題は海軍側の反對に依り久しく決しなかつた處、一九三二年末の大統領令に依り、艦載航空は海軍大臣の下に置かれ、非艦載海軍協同航空は航空省より恒久的に海軍の使用に供し、從て、海軍航空は獨立海上航空のみを航空省に屬することゝなつて鼻がつき、一九三三年四月、空軍編成に關する大統領令の發布に依つて、艦載航空並非艦載

海軍協同航空を除く全航空部隊を含む空軍が遂に編成され尙ほ本年四月には佛國空軍編成法の發布を見るに至つた。佛國は國土防空に大なる考慮を拂ひ、昭和六年國土防空總監を設け、防空上必要なる三軍統轄の機能を與ふる等、航空防空に就きては陸軍と相並んで重要視して居る。

計	一六〇—一六五中隊
約	飛行機數
約	別に海軍機
約	ハ 氣球數
約	人員
約	將校
約	下士官兵
約	2 將來の擴張計畫
約	明なかざるも、一九二八年、即ち航空省成立の年十二月、下院に於て航空大臣の述べたる將來の兵力は陸軍部一七四、海軍部五四、計二〇一中隊である。
約	3 豫備役空中勤務者
約	佛國は戰時空軍の膨脹を豫見して地方に航空團なるものを組織

し、豫備役空中勤務者の養成及連絡勤務者一部の充當に資せんと企圖するの外、平時航空輸送會社に勤務する空中勤務者、政府補助操縦學校及民間操縦學校に勤務する操縦士並飛行製作工場に勤務する操縦士は、其年齢及訓練の如何に關せず、其現職にある間及離職後一箇年間は陸上航空部隊内に籍を置くべきことを規定してゐる。

三、民用航空

佛國民用航空の創始は一九一九年に其曙光を見、爾後政府の保護・獎勵と當事者の努力とに依て顯著なる進歩の道程を追ひ、一九三一年度に於ける民用航空の爲の豫算は五億一千三百萬法にして、一九一九年度の三千七百萬法に對し、實に十四倍弱の増加である。かくして一九二六年迄不振の状態にあつた民用航空は、當局の各種振興策・使用機の改善・安全問題の研

究・輸送料金の低下・航空路の擴張・補助金の増加等により、頗る隆盛に赴いた。

1 民間操縦士及民用飛行機數
操縦士約一、一〇〇（一九三一年）、飛行機約一、六〇〇（一九三二年末）である。

2 定期航空の概況

航空路延長約三六、四〇〇杆（一九三三年夏）、輸送旅客數約四〇、五〇〇・輸送貨物約三〇二、七〇〇（一九三二年）に達して居る。

尙民用航空の發達を助長する爲に一九三〇年四月私有航空機の購買及維持補助規定を發布し、表面軍事徵發等の義務を課することなく航空工業の保護獎勵・私有航空の文化的發展を期しつゝある。

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

佛國が化學戰準備の必要を認め

あるは、フオツシュ元帥の「毒瓦斯の使用を禁止し得るものとせば戰爭勃發をも禁止し得べきなり」との言に徴するも明である。唯、目下航空兵力の整備に急にして、化學戰研究に對し多大の經費を支出し能はざるの状況にあるが如きも、其防護法の訓練は徹底的に實施して居る。

二、施設

陸軍に於ける機關は次の如くで、海軍は研究、教育等を陸軍に依託して居る。

- 1 陸軍省軍用化學課—オーベルピリエー試驗所
- 研究部
- 製造部
- 教習所
- 瓦斯教導部
- 防護法及攻撃的用法の試験・研究及教育に任ず。
- 2 瓦斯防護材料監査部

防毒具の整備、検査並關係將校、下士の教育に任ず。

3 右の外化學戰委員會（内規的のもの）により、化學戰に關する一般の方針を定め、其實施を指導統制す。

第六節 國家總動員施設

一、施設

國家總動員に關する最高の諮詢機關として高等國防會議を設けあり、首相を議長、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、公業、植民の各大臣を議員とし、陸海軍高等軍事會議の各副議長をも參列せしめることになつて居る。

尙、高等國防會議に必要な資料を提供し且其審議せる事項の實行を促進する爲、各省の代表者、參謀本部長及其第一次部長並海軍省の之に相當する者より成る研究委員會を、又上記兩機關の討議に

附すべき問題を蒐集整理し、高等國防會議の意見に基く政府の決議事項を關係官廳に通告し、且其實施を監察せしむる爲、文武官より成る常置書記局を設け、且、平戰兩時を通じ軍事及經濟、行政の三要素を調和し利便且合理的なる方法に依り生産、取引等に最大の能力を發揮せしむる爲、新に全國を若干の國家總動員管區に區分し所要の機關を配するの目論見をも立てられて居る。

二、法規

國家總動員の爲の基礎的法典としては一九二四年政府より國家動員法案を議會に提出し之が制定に焦慮して居るが、政府の頻々たる交迭其他の事情に災せられ、下院に於て可決せられたるの歴史を有するも、未だ議會兩院の協賛を経るに至らない。但し、法案規定の事項は必要に従ひ便宜の方法を以

て著々實行の歩を進めつゝあるのである。

該法案は全文四十五條より成り國家總動員の大綱に關し必要なる事を遍く規定して居る。其第四條は國家總動員の主なる事業を示したものであつて即ち次の通りである。

第四條 國家總動員中の主要行為たる陸海軍動員は、各々陸海軍省に於て準備せられ且其監督の下に實施せらる。

國家動員は尙ほ左のものを含む。

- 1 總ての交通機關（運輸及通信）を軍事上の要求並國家一般の所要に適せしむる如く整理運用すること。
- 2 經濟上に於ては先づ各種軍需の要求に應ずるの準備を爲し、次に國家の一般所要及民間の避くべからざる需要を充足せ

しむべき處置を講ずること。
 3 社會問題に關しては戰時の爲國民相互或は國民と國家との關係を律する法律及規則の改正を準備すること。
 4 智的事項に關して國防を有

利ならしむる爲智能の利用を研究すること。
 5 國家の精神的活力を保證する爲に必要な研究を準備すること。

第七節 陸軍及航空豫算
 最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算及空軍の豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	航 空 豫 算
一九三二—三三年度	約 五〇、一四五、二八六 <small>千法</small>	約 六、四九〇、六三一 <small>千法</small>	約 二、二六二、八五二 <small>千法</small>
一九三二年度	約 四一、〇九七、五〇二	約 五、二一八、六九〇	約 一、八二六、五一二
一九三三年度	約 五〇、四八六、七一〇	約 六、〇八〇、八九〇	約 一、九九六、二三一
一九三四年度	約 五〇、一六二、五七〇	約 五、九四六、七〇二	約 一、六五四、〇一九
一九三五年度	約 四七、八一七、〇二二	約 五、六五六、五七二	約 一、四五〇、五一六

佛國の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日に至るものなりしが、一九三三年度以降一月より十二月に至ることに改訂せられた。從て、其變換期たる一九三二年度は一九三二年四月一日より同年十二月に至る九箇月分のものである。

尙佛國豫算を觀察するに方りて は、豫算總額の内に國費の約半額 に達する約二百二十四億法の龐大

なる國債費の存在せること、植民地軍事豫算が植民省豫算に計上されあるを忘れてはならない。從て陸軍豫算(空軍陸上部隊を含む)の豫算總額に對する比率の多少を以て、直に他國の夫れと比較するは正當でない。尙佛國は一九三〇年より、國境要塞費として今日まで(一九三五年)約五十億法の巨費を支出して居る。

獨 國

第一節 概 説

一、國防上の立場と環境
 ヴェルサイユ平和條約の桎梏下に徹底的軍備制限を甘受せしめられた獨逸は、其平等權を恢復し、再び榮光ある祖國たらしむべく全幅の努力を傾注して來た。然るに現狀維持の殿堂たる國際聯盟は漸く一九三二年十二月に至り原則的

承認のみ與へたに止まり、實質的に容認する態度を表明しなかつた。此に於て平和條約改訂を黨の根本是とするヒットラー政權は、「各國軍備の一般的制限の企圖を實現せしむる爲」の第一歩として獨逸に軍備制限を受諾せしめたに不拘、戰勝國が自己のみ高度軍備を擁し且益々之を擴充しあるは甚だ不當なりとして、遂に一九三三年十月軍縮會議及國際聯盟より脱退を敢行した。之が爲佛國は多大の刺戟を受け對獨「プロック」の強化に狂奔したが、獨逸も亦回廊を回つて多年犬猿の間柄に在つた波蘭と十年間の不戰條約締結に成功して包圍陣に虚隙を生ぜしめ、獨逸兩國の關係は益々緊密化する傾向にある。尙歐洲に於ける對共產主義障壁を以て任ずる獨逸現政權は、蘇聯邦と相容れず從て獨逸間の往年の友好關係は今や認

むべくもない。獨逸は現狀打破の點に於て略々軌を一にするも、塙國問題に關し對立する。親蘇色彩濃厚な智惠克とは少數民族問題等に絡んで反目し、獨英關係も亦微妙を極め明朗とは謂ひ難い。之を要するに獨逸の歐洲に於ける國際關係は單なる外交のみに依存すべく餘りに切實である爲、其國防に對する關心を愈々深刻ならしめて居る。

二、再軍備宣言と軍備方針
 獨逸に於ては特に「ヒットラー」政權出現以來秘密軍備の整備に邁進し、殊に聯盟脱退準備工作としての軍備建設は公然の秘密として白熱化し英佛を刺戟すること大であつたが、果然昨年三月十二日先づ瀕踏みとして軍事航空の整備を聲明し、越えて十六日平和條約第五篇軍事條項の一方的廢棄の爆彈

宣言を以て歐洲の天地を震撼せしめた。暗雲低迷、一觸即發とも見えたる歐洲國際情勢も既成事項を背景とする再軍備宣言を如何ともする能はず、有耶無耶の内に之を承認した形となつてしまつた。

今や獨逸は財政上の困難にも拘らず毅然として一路再軍備の完成に向つて奮進に奮進を重ね、國民も亦萬福の信頼を捧げて軍民階調の再軍備行進曲は力強く奏でられて居る。

扱て獨逸の假想敵國は宿命の敵佛國及共產蘇聯邦である。従て大戰前と同様に少くも二正面戦線に對應し得るの覺悟で準備を必要とするであらうが、多年平和條約の羈絆によつて兵力の蓄積と重要兵器の保有を禁止せられて來た獨逸としては、概ね左記の如き諸點に著意しつゝ先づ如何なる國の侵入をも許さざる軍備を再建し、次で

攻勢作戰に堪ゆる大陸軍の完成を期して居ると察せられる。

- 1 舊國防軍を基幹として兵力の量的増加を策す。
- 2 先づ空軍を完備し陸海軍の建設を保障す。
- 3 列強の粹を集め嶄新なる編制裝備を採用す。
- 4 三軍の運用を齊整適確ならしむる爲統帥を統一す。
- 5 義務青年訓練、補助團體の整備等に依り國防力を擴充す。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

一八一四年九月一般兵役義務法がフリードリヒ三世によつて發布されて以來百有餘年獨逸は徵兵制を以て兵役制度の根本として來たが、ヴェルサイユ條約に依つて十二年に營の志願兵制度を強要され

たのである。然るに今次の再軍備宣言に基き五月二十一日新兵役法公布せられ本來の舊態に復した。本法に依れば兵役は獨逸國民の名譽勤務であつて、男子は總て兵役義務に服し戦時には女子も亦兵役義務を超越して祖國奉仕の義務がある。國防軍は武力擔當者で獨逸國民の軍人的訓練所とし且空軍を創設して陸・海・空の三軍より成ることとなつた。服役義務は滿十八歳から滿四十五歳の次の三月三十一日迄であるが國防大臣は戦時及非常時に方り其範圍を擴大し得る。現に此權限を東「プロシヤ」に適用して同地に於ては五十五歳迄延長した。兵役は現役及在郷兵役（豫備役、後備役、補充兵役を總稱す）の二種とし別に兵役義務の擴大に依り召集された四十五歳以上の者は國民兵役とする。

總統兼宰相は現役年限決定の權

能を有し差當り「國防軍三軍に於ける現役服役年限は齊しく一年」と定められた。

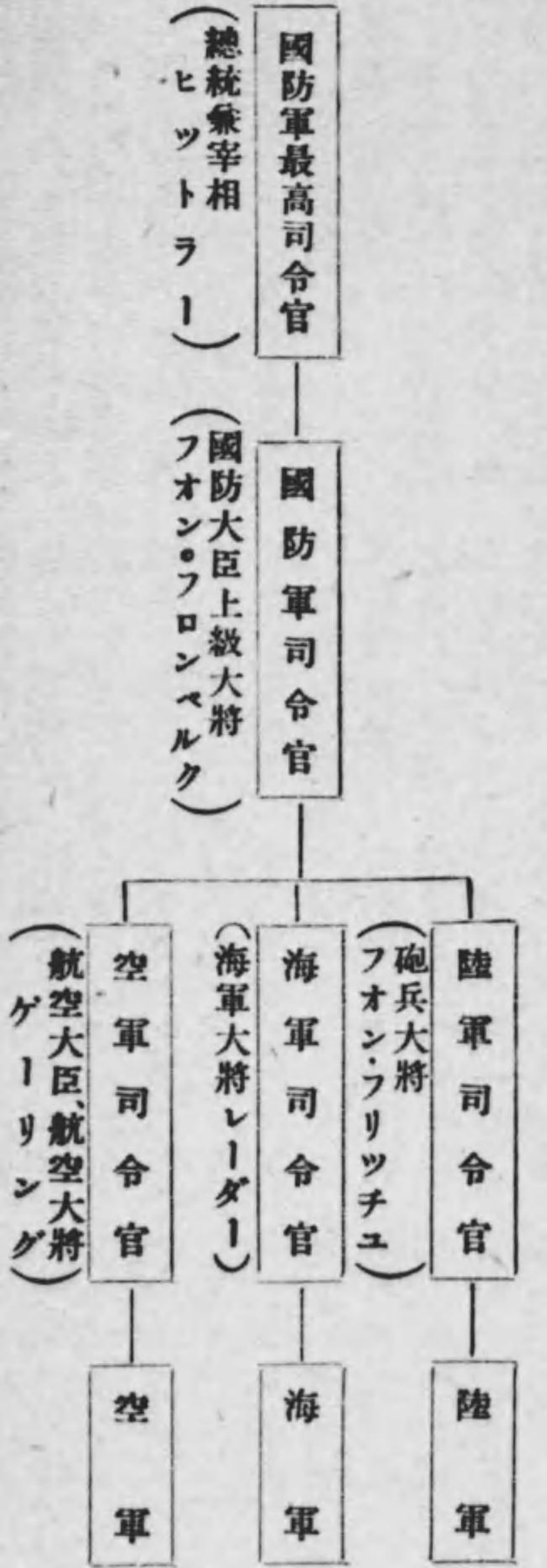
- 兵役年限左の如し。
- 現 役 滿二十二歳にて徵集
- 豫備役 現役終了後滿三十五歳迄
- 補充兵役 徵集せられざる者滿三十五歳迄
- 後備役 豫備役、補充兵役終了

了後滿四十五歳迄現在の現役年限左の如し

- 陸 軍 一年
- 一般徵兵 二年服役し得
- 志願兵 一年
- 空 軍 一年
- 地上勤務兵、通信及高射砲隊兵 一年
- 空軍兵（志願兵） 四年
- 空軍は主として志願兵を以て補充する。

二、軍の構成

1 國防軍 國防軍は既述の如く陸・海・空の三軍より成り中央集權を確立し總統ヒットラー統帥權を總攬する。今統帥關係を圖示すれば左の通りである。



2 軍隊類似團體

列國陸軍概観—獨 國

イ、警察隊

一九二一年ブローニニ會議に

於て聯合國側より許可せられたもので、其編制、教育等を總て準據せしめ其裝備の如き殆んど軍隊と同一で小銃・機關銃・装甲自動車等を有する一種の豫備軍である。再軍備宣言により其有力なる一部を陸軍に編入することになり去る八月一日を以て終了した。

ロ、突撃隊、親衛隊

共にナチス黨團體で政治軍隊たると同時に豫備軍を成形する。殊に今後除隊兵を編入することになつたから益々威力を加へ在郷軍隊と成るわけである。

親衛隊中には武裝親衛隊三聯隊(約四千人)があり正規軍歩兵と武裝を同くし異彩を放つて居るハ、ナチス自動車團

機械化豫備兵團とも見るべき「ナチス」黨團體である。

ニ、労働勤務隊

一九三二年志願労働法を定め多

数の青年を營舎に收容して勞役に服せしめつゝ規律及軍事の訓練を施して來たが、昨年六月二十六日遂に之を義務制に改めしかも徴兵検査と同時に検査せる十九歳の青年を徵集して軍事訓練を施すことになつたから一種の現役の如きものである。勤務年限及毎年の徵集人員数は總統發令相が決定の權限を有し、勤務年限は當分の間半年とし人員は一九三五年十月一日より一九三六年十月一日に至る間幹部を含み平均二十萬と定められた。即ち一年間に四十萬の青年に義務訓練を施すわけである。

ホ、其他ヒツトラ青年團等もあり獨逸は國を擧げて團體訓練を施して居る。

第三節 兵力及編制

(空軍を除く)

獨國陸軍は平和條約に依り

1 常備軍は十萬とし其内將校四千以下とす。

2 參謀部及軍政機關は常備軍維持に必要な最小限に限定し、參謀本部陸軍大學校は之を廢止すること。

3 兵器・器材の種類・數の制限により軍用飛行機・戰車・重砲等の保有禁止。

等の制約を受けて來たが、再軍備宣言の結果其態様は一變してしまつた。

一、陸 軍

一九三五年三月十六日附「國防軍建設ニ關スル法律」に依つて獨逸國平時陸軍は警察隊を包含し之を十二個軍團、三十六個師團に編成する。其兵力は五十五萬と推定される。

目下大體に於て整備を了したのは十個軍團約三十個師團で(歩兵師團二十四・騎兵師團二・機械化

師團三其他)之を三軍集團に分けて居るが、他は尙未成と稱される。

編制・裝備上にも新機軸を出すに腐心した跡が窺はれるが、機械化に依る機動力増大と砲兵力擴充に依る火力増大とは注目し値するものがある。

又從來の國防省軍務局を改編し「陸軍參謀本部」を設置し、陸軍大學校、空軍大學校も開校された。

尙優秀な陸海空軍大學校卒業者を收容する國防軍大學が創設せられ、總戰爭指導を研究することになつたのは陸・海・空軍統帥の三位一體認識の具體化として著目を要する。

二、軍隊類似團體

労働勤務隊二十萬以外に就いては正確なことは詳でない。然し其兵力相當大なるは想像に難くない。

い。親衛隊の兵力はヒンムラーに依れば約二十萬である。昨年九月「ニュールンベルク」で催された第七回「ナチス」黨大會に出場した左記の如き各種團體の代表人員數を一瞥せば其大を察するに足るであらう。

労働勤務隊 五萬四千、突撃隊 八萬六千、親衛隊 三萬、ヒツトラ青年團 五萬、ナチス自動車團 一萬五百、航空スポーツ聯盟 二千。

第四節 航 空

一、空 軍

再軍備工作の先陣を承つたものは高度に發達せる民間航空を基礎とする空軍建設で軍事條項廢棄宣言の際概ね整備を了して居た。空軍司令官たるゲーリングは獨逸空軍は如何なる國の侵入をも防止し得る程度に達して居る旨を聲明し

たが以て其充實振を察すべきで保有機數の發表は無いが約二千五百機を有すと稱せられる。

空軍は飛行隊、高射砲隊及航空通信隊より成り全國を六空軍管區に區分しキール空軍管區司令部に屬するものは海軍協同部隊である。

前記の黨大會には空軍の將兵三千及百七十餘機の飛行機が参加し「又ビユツケベルグ」の收穫感謝祭の折も百餘機が参加し其偉容を誇示した。猶ゲーリング空軍司令官と航空大臣とを兼任して居るのは運用上注目し價する。

二、民用航空の一般施設

航空に關する最高官廳として一九三三年五月航空省新設せられ、航空・防空・氣象等の業務を統制し一九三四年四月には航空大臣の隷下に十六航空局を設置し夫々の地方の航空事務管理に任せしめて居

航空諮問機關には航空諮問會及獨逸航空機委員會の二者があり、航空工業の保護奨励の爲に政府は多額の補助（一九三三年度は二百四十四萬馬克）を與へ、又私的機關として獨逸航空工業聯盟があつて、參加會社百餘を擁し航空省の指導下に發註其他に就き此等を統制し且航空機及航空技術の對外進出を圖つて居る。

操縦士養成機關には政府より補助金の交付を受けて専ら職業的操縦士の養成に任ずる獨逸交通飛行學校及スポーツ飛行家の養成に任ずる私立飛行學校の二種があり、尙獨逸スポーツ飛行協會はスポーツ飛行學校を設立し操縦士養成に當つて居る。其他飛行船及グライダー操縦者の養成機關もあり、獨逸に於ける航空熱の普及は全く素張らしいものがある。

操縦士數約二千五百（一九三一年一月現在）、機數約一千百（一九三三年末現在）、各種飛行場合計約二百三十であるが、何れも其後著しく増加せるものと察せられる。例へば民間機數の如き塊國筋の發表に従へば一九七八機（内空輸機二二五機）に増加して居る。尙防空に力を注ぎ防空團及其支部十五が民間防空を擔任し、防空學校、婦人防空學校等を設立し防空思想と施設の徹底とを圖つて居る。

三、航空輸送と其海外發展
獨逸航空輸送は一九一九年に開始せられたが、其後一九二六年に至り國內の競争を避け資本を集めて外國の空輸會社に對抗せんが爲統一してルフトハンザ航空輸送會社を創立し、政府の指導補助と相俟ち著々實績を挙げ航空路を國外に伸展して居る。同社は一九三四年十二月末現在に於て飛行機百

六十二機乗務員三百二十七名を擁し歐洲線（國內線、國際線）海外線（南米線、北米線、歐亞航空公の經營する支那線）に目覺ましい活躍をして居る。其一九三四年に於ける營業成績は飛行距離約一五七五萬軒、輸送旅客數約一三萬六千人である。

南米線に於てはウエストフアイレン號及シュワーペンランド號の二船を改造して洋上中繼船に使用し、北米線に於ては定期線の前後に射出飛行に依る連絡を行つて居る。昨年度の歐洲線に於ける事故は僅かに二回で死者は無く又南米線に於て昨年七月迄に八十八回の大洋飛行を行ひ不時著一機を出したのみで其安全率の大なるは嘆賞に價する。尙「ツエツペリン」伯號飛行船は昨年九月を以て第百回の大西洋横斷を七年間無事故の記録を以て終了したが、夫迄の成績

を見るに實に飛行距離約百二十五萬軒輸送旅客數一萬一千五百、荷物郵便物八萬軒に達して居る。建造中の例の「Zi129」號飛行船は本年北米線に就航することになるであらう。

四、航空豫算

一九三四—三五年度航空豫算は約二億一千萬馬克で前年度の三倍に達して居る。一九三五—三六年度豫算は空軍整備の結果飛躍に増加して居ることゝ推察されるが確たる數字は不明である。

第五節 化學戰準備施設

獨逸は一九一九年一月以來ヴェルサイユ條約に依り、毒瓦斯の研究、製造を禁止せられ、世界大戰中の諸施設は破壊されしも、平時化學工業特に染料工業の發達著しきものあるを以て、有事の場合多量の毒瓦斯を製造すること容易で

ある。且現在に於ても秘密裡に研究を繼續しあることは明にして、殊に防護法に就ては工場衛生に關聯しアウエル、ドレーガー等世界著名の防毒面會社を有し、軍隊、消防隊は勿論、市民に對しても其訓練を怠らず、將校以下全員に防毒面を供給しある外、戰用貯藏品を整備し、尙馬匹、犬、鳩に至る迄防毒具を備へて居る。近時各所に瓦斯防護學校の設立を見、又政府は化學戰を準備する技術化學學校維持費に莫大なる經費を支出して居るやうである。

第六節 國家總動員施設

國家總動員に關する詳細は一般に不明である。蓋し平和條約に依り公然の施設を有し得ぬが爲である。併し、國防省兵器局が極めて厯大なる組織をなし國家總動員準備を擔任しあるは事實なるものゝ

如く、殊に現内閣成立以來各種の國家的統制を行ひあるを以て、此方面に數歩を進めたることは明白である。從來、民間に於て全國總動員の統一、訓練等を屢々行ひあることは之を裏書するものであらう。

第七節 陸軍經費

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍經費とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 經 費
一九三一—三二年度	約 一〇、六五四、五〇〇 <small>千麻</small>	約 四九二、三〇〇 <small>千麻</small>
一九三二—三三年度	約 八、二一九、五〇〇	約 四八六、一〇〇
一九三三—三四年度	約 五、九二七、五〇〇	約 四八二、六〇〇
一九三四—三五年度	約 六、四五八、三〇〇	約 六五四、六〇〇

備考 本表に示す陸軍經費は、國防省豫算中直接陸軍費と見做し得る額である

本表の外、内務省所管中の警察隊維持費一億九千萬麻（此外に各州警察あり、警察隊と同一の性質を有し、其經費は各州の負擔にて總額八億麻に達すと云ふ）、戰史・地誌編纂勤務費六百萬麻、大藏省所管中の化學戰を準備する技術化學學會維持費一億一千萬麻、突擊隊及勞働勤務隊補助費約二億五千萬麻及航空省豫算約二億一千萬麻の大部は陸軍の經費と目さるべきものである。

以上は昨年度迄の豫算でしかも表面に現はれたものに過ぎない。再軍備を宣言せる一九三五—三六年度の豫算に關しては全く公表せられないから内容不明であるが、昨年度以上に軍事費の増加せることは疑ふべくもない。

伊 國

第一節 概説

伊國陸軍は、世界大戰後久しく編制改正問題に悩んだが、一九二三年初、其決定を見、改正を實行した。今其陸軍軍備の方針とも目すべきものを摘記すれば左の如くである。

- 1 國內の安寧秩序維持に十分なること。
- 2 戰爭に際し機を失せず其準備を完了するに要する最少限度の人員を有すること。
- 3 動員に際し成るべく迅速に

動員軍の編成集中を行ひ得ること。

4 動員完了迄一時國境防備に當るに十分なること。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

伊國の兵役制度は國民皆兵、義務平等を原則とし徵兵制度を施行して居る。其新徵兵令は一九二三の改正に係り、其在營年限を一年半と推定されて居るが右の在營年限を決定するに至りたる経緯は國防上の要求と社會政策上の主張と相錯綜し、可成り興味ある経過を示して居る。

在營年限變遷の経緯 大戰前各兵種共二年在營制を採用して戰役を経過し、休戦後一九一九年十一月、一度一年在營制を採用したるも遂に實施するに至らずして止んだ。次で一九二〇年四月社會黨出

身ボノミが陸相に就任するや、國家財政の狀態と大戰の教訓とに鑑み、最小の經費を以て最大の戦時兵員を得んが爲、在營八箇月制を定めて壯丁全部の入營を企圖し、下士學校の新設、入營前軍事豫備教育の普及、工卒、雜役勤務の免除等の施設と相俟て、武裝國民の實現を圖つた。然れども軍隊の實際的勤務、平時警備に對する處置及軍事豫備教育普及の困難等實行困難の事由續發し、其都度勅令を以て數箇月の在營延期を行ひ、辛うじて軍備の缺陷を糊塗して經過し、終に翌一九二二年再び一年制に復したが、教育の困難と、戰鬥力の不十分は依然たるものあり、其結果十四箇月制とするに至つた。次で一九二二年秋ムツソリ

ニ内閣の成立と共に、依然全壯丁の入營を主義とし、新に軍隊教育上の顧慮並戰鬥力の保持上一年六

箇月制を定め、新徵令の發布を見るに至つたのである。

其後一九二七年八月徵兵令の一部に改正を加へ家族の状況に依る特種の者に對し、在營期間を短縮する恩典を與へた、然れども此恩典は一九三一年一月より實施せられたる軍事豫備教育の義務制度に依り、該教育を受けざる者には之に制限を加ふるの制とした。

二、軍の構成

伊國陸軍は、本國軍、植民地軍より成り、其他に武裝的團體として其性質上殆ど陸軍軍隊と見るべきものに、税關兵團・警察隊及護國義勇軍がある。殊に護國義勇軍は、陸軍には屬せぬが、國軍の一部と認められて居る。

即ち護國義勇軍は當初ムツソリニ内閣の黨勢擁護、治安維持の爲に創設せられたる謂はムツソリニの政治的私兵であつたが、

一九二三年一月勅令を以て其合理的存在を與へられ次いで漸次其任務を擴張せられて一九二四年國軍の一部を形成する事となり、其經費も亦正規軍同様國庫の負擔する所となつた。今や治安の維持、國土防空及軍事豫備教育及青少年訓練に任ずるの外、作戰軍にも直接參加し、經濟的軍備の見地よりして大なる役割を演じてゐる。該隊は滿二十一歳以上の黨員たる志願者より採用し、將校、下士、兵に區分し、軍隊組織と爲し、常時は高等司令部、聯隊本部の幹部のみ常置し、治安維持の爲出動の必要ある場合に大隊長以下を召集し、之に武器、被服を貸與して勤務に服せしめ、又教育、觀兵其他の儀式の場合に於ても同様に召集してゐる。而して義勇軍が戰場に於て幾何の能力を示すかは今日逆睹し得ないが、其人員の多きを見ると

き、決して之が存在を無視することとは出来ない。將來伊國內政の確立と共に、其任務が益々純軍事的に指向せらるゝに於て愈々然りである。
尙ムツソリーニ首相が陸、海、空の各大臣をも兼攝するに至れるは彼が將來國防省建設に一步を進むるの前提なりやとも見られ、彼がフアシスト國家完成の爲王國軍隊と護國義勇軍並フアシスト黨を益々緊密に融合せんとする方針に出づるものと觀測せらる。

第三節 兵力及編制 (空軍を除く)

一、本國軍
將 校 約 一五、〇〇〇人
准士官以下 約 二三五、〇〇〇人
憲 兵 約 二三五、〇〇〇人

二、植民地軍

伊國人は將校以下現役及豫、後備役の志願者より採用派遣し、土人は志願者を募集する。
トリポリ、タニア、チレナイカ

計

約 三〇〇、〇〇〇人

約 五〇、〇〇〇人

右の兵力は、平時兵力(豫算定員)であつて、軍團十二、歩兵師團三十一、輕快師團二、アルプス旅團三に編成せられ、戦時は約六十師團を編成する計畫なりと傳へられて居る。

尙、此平時兵力は季節に依り變化し、夏季に於ては約三十五萬を算し、冬季に於ては約二十萬に減する。是國境が峻峻なるアルプス山系の大障壁を以て掩はれあり、且其障壁は、冬季に於て積雪の爲に、軍隊の通過を許さざるに至るからであらう。

伊國人及土人 約 四〇、〇〇〇

エリトリア 約 四、〇〇〇

同右 約 四、〇〇〇

ソマリア 約 四、〇〇〇

其他 約 二、〇〇〇

計 約 五〇、〇〇〇

三、武裝團體として陸軍的色彩を帯びるもの

税關兵團 約 二六、〇〇〇

警察隊 約 一五、〇〇〇

護國義勇軍 約 三九二、〇〇〇

(此内三六萬は常勤せず必要に際し何時たりとも召集に應ず)

第四節 航空

一、要旨

現首相ムツソリーニは、在野當時より伊國航空界の不振を慨しつゝあつたが、一度政權を得るに及び、一九二三年航空高等委員會を

設け、陸、海軍及植民地航空を統轄するの制度を立て、自ら其議長となり、次で一九二五年空軍省を設置して空軍を獨立せしめた。
二、空軍兵力
伊國空軍は一九三〇年六月末迄に平時飛行中隊一八二(約二八〇機)、氣球中隊八、飛行船中隊六を整備すべき計畫にて、著々之を實行したが豫算等の關係上、計畫を完成するに至らざりしが英・獨空軍の擴張に刺戟せられ空軍充實を圖るに決し、一九三四年度より十二億利の豫算に基く空軍整備六箇年計畫を三箇年に實現することゝ變更し特に超重爆撃機の製作に力を注ぎつゝある。
一九三四年初迄に完成の分は
イ 部 隊
空直轄部隊 七〇中隊
陸軍協同隊

海軍協同隊 二五中隊

植民地軍協同隊 一五中隊

計 約 一〇中隊

第一 飛行機 約 一二〇中隊

豫 備 約 一、二〇〇機

計 約 一、五〇〇機

將 人員 約 二、〇〇〇

下 士官 約 二二、〇〇〇

兵 約 二四、〇〇〇

計 約 二四、〇〇〇

である。

會て伊國が航空に於て英、佛に比し著しく立後れの状況にありしに拘らず、今日既に英國等先進國

を凌駕せんとするの形勢に在るは、吾人の大に参考とすべき處である。

三、民用航空

伊國に於ける民用航空は、他の歐洲列強に比し、從來遅々として振はなかつたが、今や當事者の異常なる努力に依り、其面目を一新せんとするに至つた。

定期航空路延長は、一九三四年一月に於て、一九、五六四杆に達し、輸送旅客數は一九三二年度に於て約四三、〇〇〇人、輸送荷物量は同年度約九六八、〇〇〇担である、而して、政府の定期航空事業に對する補助金は、初年度施設のものを除き、一九三一年度は七千一百萬利である。

第五節 化學戰準備施設

伊國に於ては、將來に残されたる唯一の戰法は毒瓦斯に在りとの

議論漸く熾烈にして、熱心に研究を行つて居る。其施設は陸軍大臣に隸する化學戰部ありて、陸、海、空軍の化學戰勤務を統一し、中央軍用化學研究所に於て化學戰攻防に關する事項の研究を行ひ、且教育機關として化學戰學校及瓦斯教導隊を同研究所に附屬して居る。之を表示すれば左の如くである。



尙文部、大藏、國民經濟、交通等の各省に屬し醫學及理化學を研究する諸機關は、軍部の研究、實

驗に協力すべきものとして居る。

第六節 國家總動員施設

一、施設

戰爭に必要な機關の編制準備並國家諸機關の協力上最も緊要なる諸問題を審議する爲、國防最高議會を設け、總理大臣を議長とし、外務・内務・大藏・陸軍・海軍・植民・經濟の各省大臣及航空高等委員を議員とするのみならず、軍事參議官會議々長・海軍將官會議々長・空軍總司令官・空軍經理總監も亦此會議に列席して發言し得るの制として居る。

而して、國防最高會議は其審議事項の性質に應じ、左の諸機關中何れかを諮問機關として利用することになつて居る。

- 1 軍事參議官會議
- 2 海軍將官會議
- 3 航空高等委員會

4 國家總動員準備委員會

國家總動員準備委員會は、國防最高會議の諮問に基いて戰爭の必要に應ずる爲國家總資源の編成、準備、利用の方法を研究する。委員長は總理大臣の奏請に依り勅命せられ、委員は參謀本部長、海軍軍令部長、空軍總司令官、空軍經理總監、伊國國立銀行頭取、國有鐵道總監、國防最高會議事務局長、各省及商船移民の委員會より出す代表者各一名、教育及經濟に關係ある大團體の代表者十一名、科學、工業、農業及商業界の權威者十一名から成つて居る。

尙國防最高會議には同事務局が附屬せられて居り、總理大臣の命令に基き國防最高會議の議題を整理し、又又其決議を關係各部に通報し、且之が實施の責に任ずるものである。

二、法規

國家總動員關係の法律としては千九百二十四年政府より議會に提案し、翌年六月其協賛を経た伊國國家動員令がある。

本律は十五箇條より成り其内容は佛國のものと同様であるが、其中主なるものを摘録すれば次の通りである。

- 1 伊國國家動員は、軍部動員と軍部外動員とに別ち、軍部外動員とは武裝團體以外の國家の全勢力を平時組織より戰時組織に轉移するを謂ふ。
- 2 軍部外動員實施の爲、政府は必要に應じ國防最高委員會協力的の下に關係各國務省に隸屬する左の機關を設け業務を實施す。

イ、軍部及一般國民の需要に應ずる原料品輸送に關する機關。
ロ、軍需品の製造、諸原料品及製作品の蒐集、分配並官私立工

場の監督に任ずる機關。

ハ、軍部及一般國民に要する食糧品の蒐集、分配並官私立食糧品工場の監督に任ずる機關。
ニ、内外に對する宣傳、出征軍人並歸國移民の家族の救護、戰爭廢疾者の救助、戰爭扶助料の支給を擔任する機關。

以上四機關の業務を適當に按配施行する爲管區を分ち、地方委員會を組織し更に之を工業、商業、救護及宣傳の小委員會に分つことが出来る。

更に本年春頃の報道に依れば伊國に於ては經濟省に産業動員局を設けた。

- 其任務は大要次の通りと報ぜられて居る。
- 1 原料補給の根本計畫及軍需工業生産組織の創立並其發達を期すること。
 - 2 陸海兩軍及航空諸官省と絶

えず連絡をとる事。
戦争規律に關する法律

一九二五年六月公布の國家總動員法に基き、更に一九三二年一月戦争紀律に關する法律に關する法律を公布した。該法律は動員に方りて國家内に構成せらるゝ總ての團體、兵役の義務無き總ての市民、兵役の義務あるも何等かの理由に由つて事實上就役しあらざる總ての市民に對

し、戰闘員と同様國防に協力すべき義務を賦課せるものである。尙伊國はムツソリーニの主張せる「國家興隆の基礎は國民に軍人的訓練を附與するに在り」又「國民生活も國民教育も外交政策も皆國防に協力すべきものなり」等の意見に基き國民の軍隊化に邁進し來れるが、其具體化として昨年十二月「軍事豫備教育法」「在郷者軍事教育法」

及「學校に於ける軍事講座法」の三法案議會を通過し、本年二月一日より其の實施を見るに至つた。

第七節 陸軍及空軍豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算	總 額	陸 軍 豫 算	空 軍 豫 算
一九三一—三二年度	約 二〇、四六四、一九七 <small>千利</small>	約 二、九八九、五一六 <small>千利</small>	約 七五二、八九〇 <small>千利</small>	
一九三二—三三年度	約 二〇、九二二、九八九	約 二、九八四、六七一	約 七五四、二〇〇	
一九三三—三四年度	約 二〇、六一四、一〇〇	約 二、六二〇、五八八	約 六九五、九四八	
一九三四—三五年度	約 二〇、六三六、一〇一	約 二、五二〇、五八八	約 七二〇、〇〇〇	
一九三五—三六年度	約 一九、六四五、六六七	約 二、四五九、二六〇	約 八三九、六〇五	

伊國陸軍豫算を我が國のものとは比較するには、特に左の點に注意を要する。

波 蘭

第一節 概 説

- 1 空軍豫算と陸軍豫算は各獨立して居る。
- 2 憲兵の行政、司法及警察執行費は内務省豫算に計上してある。
- 3 植民地陸軍の費用は、植民省豫算に計上してある。
- 4 護國義勇軍、税關兵團は、陸軍より獨立しあるを以て、其費用は大藏省豫算に計上してある。尙、エチオピア遠征軍費約十億利は無論此表外に存するのである。

波蘭は東は蘇聯邦に接し、西に獨逸を控へてゐる。東隣蘇聯邦は、波蘭にとつては不倶戴天の仇敵關係にあり、而も人も知る如く世界赤化を唯一の國是として軍備の充實擴張に汲々とし、又西隣獨逸はヴェルサイユ條約に不服にして、國境の改訂を強調し、最近は再軍備に關する爆彈的宣言をなして軍備の充實に餘念がない。

波蘭は此兩雄邦の間に介在し國を完うせんがためには、一切を犠牲にして専ら國防に努力せざるを得ざる状態であつて、僅々三千萬の人口を有するに過ぎぬに拘らず、二十七萬の常備軍を擁し、其陸軍費は年々國家總豫算の半近くに達してゐる。

第二節 兵役制度

徴兵制度を採用し、壯丁適齡は二十歳であつて、兵役區分左の如くである。

兵 種	役 種	現 年	役 年	豫 備 年	後 備 年	役 種
一 般 兵	二 箇 年	滿 四 十 歳	迄	滿 五 十 歳	迄	迄
騎 兵 及 騎 砲 兵	二 箇 年	一 箇 月				

第三節 兵力及編制

陸軍總兵力は約二十七萬四千で

あつて、別に軍隊に準すべき(裝備は寧ろ軍隊に勝る)國境警備隊約三萬、警察隊約三萬二千、税關

監視隊約五千六百があり、陸軍は左の如く編制されて居る。軍團管區司令部 一〇

(歩兵師團五を基幹とす)

歩兵師團	三〇
騎兵師團	一
獨立騎兵旅團	(三旅團)
野砲兵聯隊	一二
特種砲兵聯隊	三〇
飛行旅團	二〇
飛行聯隊	三
飛行聯隊	六
戰車聯隊	一

第四節 化學戰準備施設

波蘭は世界大戰後の新興國であ

軍用化學研究所—化學戰學校
瓦斯教導中隊

るが、化學戰に由緒深き蘇聯邦と獨國との間に介在し、常に隣國の脅威を受けてゐるので、化學戰に關する施設は小規模乍ら能く完備し、其研究、教育も亦眞摯にして特に國民一般に對する瓦斯防護教育に於て見るべきものがある。同國化學戰の施設は概ね次の如くである。

二 民間施設
航空化學戰防護協會
會員約四十萬、國民瓦斯防護教育用車輛(鐵道用)約一〇輛及同自動車數十輛、毎年瓦斯防護週間を設け民衆教育の普及徹底に努めてゐる。

第五節 陸軍豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の如くである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算
一九三一—三二年度	二、八五六、〇〇〇 <small>千ソロチ</small>	九〇八、〇二五 <small>千ソロチ</small>
一九三二—三三年度	二、四五二、〇〇〇	八八六、五二〇
一九三三—三四年度	?	?
一九三四—三五年度	二、一三七、六一二	七六一、七〇〇

一九三五—三六年度

二、一三二、八六二

七六一、七〇〇

即ち陸軍豫算は國家總豫算に對し毎年三二%乃至三六%を示してゐる。

陸軍豫算を特に老成にしない體裁上、純軍隊と目すべき國家警官隊費及税關監視隊費は、殊更内務省費或は大藏省費に算入しあるを以て、之れをも加算するときは最近四箇年の陸軍豫算は常に國家總豫算の半を占めて居る次第である。

其他の歐洲諸國

歐洲諸小國特に巴爾幹諸國は、外交的に或は小協商を組織し、或は巴爾幹協商を成形し、或は佛伊大國に結び將又大戰平和條約に依りて其軍備に制限を受けある等の狀況に在りと雖、國土相接し其國

の軍備にして缺くる所あらんか直に國防上大なる脅威を受くるを以て、何れの國も皆其國力以上と思はるゝ軍備を所有し而も營々として之が改善進歩に寧日なき有様である。ムツソリーの所謂「國境の防備全からずして其國に外交なく教育なく藝術なく將又産業なし。故に外交も教育も藝術も將又産業も皆國防を基調として行はるべきものなり。」と言を如實に實行しつゝある觀がある。

一、塙國

塙國は平和條約に依て其軍備を將校以下三萬人に制限せられありしも、其後密に禁を犯して之を三萬八千に増加して居つた。昨年は獨逸の再軍備制限に刺戟せられて今日迄の六混成旅團を七師團と機械化師團一及飛行機三百臺に編成

替へし、兵員も一躍之を七萬に増加するの計畫を立て著々之が實行中である。

塙國の八師團七萬と謂ふ兵力は固より大陸軍と謂ふこと能はざるも、其總人口六百十七萬、而も國家財政至難にして剩へ多數の武裝團體の現存する状態の下に之を觀察するときは、其國防軍増強の爲の努力推して知るべきである。

二、匈國

此國も平和條約に依り軍備の制限を受けありと雖、七混成旅團・二騎兵旅團を基幹としたものを有し、其總兵員は人口八百六十萬に對し約三萬五千である。

三、勃國

勃國も亦平和條約に依る軍備制限國であり、其總人口六百萬に對し全兵員二萬と定められて居る。

四、其他

其他の諸國の總兵員の概數は左の如くである。参考の爲其國の總人口概數を附しておいた。

國名	兵員	人口
ルーマニア	一七〇、〇〇〇人	一八、〇二五、〇〇〇人
ユーゴスラビア	一二〇、〇〇〇	一三、九三一、〇〇〇
ギリシヤ	六五、〇〇〇	六、三九四、〇〇〇
トルコ	一四〇、〇〇〇	一三、六四八、〇〇〇
チエコスロバキヤ	一二〇、〇〇〇	一四、四八〇、〇〇〇
ベルギー	九一、〇〇〇	八、一三〇、〇〇〇
オランダ	五八、〇〇〇	七、九二〇、〇〇〇
スイス	一三、〇〇〇	四、〇七七、〇〇〇
リトウニア	一九、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
エストニア	二五、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇
ラトヴィア	一五、〇〇〇	一、一二〇、〇〇〇

附表一 列國陸軍軍備一覽

(昭和十年末調)

名	分區	總數		主要團隊數	摘	要
		平時	兵員			
本日		約二十五萬		十七師團		約二十五萬は一年を通じ在營人員最も多き場合に於ける兵力である。
中華民國		約二百二十五萬		五百九十八師團		本表の外多數の土匪團ありて軍隊と略々同様の實力を有し、軍隊に改編せらるゝこと屢みであるが、其兵力は固より算定するを得ない。
蘇聯		約百六十萬		正規約三十五師團 民兵約五十師團		本表の平時兵員中には空軍部隊のものを含む
米邦		約百六十萬		正規約十五師團 民兵約五師團		一、正規軍は一九三九年迄に十六萬五千に増加せらるゝ而して其中歩兵各約一師團は比律賓・布哇及巴奈馬に駐屯してゐる。
米		正規軍 現在約二十九萬八千 法定數約十三萬七千		步兵九師團 騎兵三師團		

國 英		國 佛		國 獨		國 伊	
約三十三萬		約三十五萬		約六十五萬		約三十五萬	
護國軍 法定數 四十二萬五千 (臨時規定額) 約十九萬 現在數		正規軍 約十五萬二千 現在數約十七萬		地方軍 現在數約十三萬五千		本國軍 約三十五萬 內憲兵約五萬	
步兵 (一部未完成) 十八師團 騎兵 (基幹部隊) 四師團 (み現在す)		騎兵 二十五師團 步兵 五師團 騎兵 四師團 騎兵 五師團 騎兵 五師團 騎兵 五師團 騎兵 五師團 騎兵 五師團		騎兵 二師團 步兵 三師團 騎兵 二師團 騎兵 二師團 騎兵 二師團 騎兵 二師團 騎兵 二師團 騎兵 二師團		騎兵 三師團 步兵 三師團 騎兵 三師團 騎兵 三師團 騎兵 三師團 騎兵 三師團 騎兵 三師團 騎兵 三師團	
二、護國軍法定數は一九二三年臨時 九、小限二五萬と規定せられ、未 九、小限二五萬と規定せられ、未 九、小限二五萬と規定せられ、未 九、小限二五萬と規定せられ、未 九、小限二五萬と規定せられ、未 九、小限二五萬と規定せられ、未 九、小限二五萬と規定せられ、未 九、小限二五萬と規定せられ、未		本表の外左の部隊がある。 一、空軍陸上部隊人員約三萬五千 二、北亞弗利加に不正規補助兵約一 三、憲兵及遊動憲兵約四萬 四、陸軍以外に左記の軍隊類似團體があ る。警務隊—親衛隊—突擊隊—二十萬 ナチス自動車團—突擊隊—二十萬 本表の外左の部隊がある。 一、空軍陸上部隊人員約三萬五千 二、北亞弗利加に不正規補助兵約一 三、憲兵及遊動憲兵約四萬 四、陸軍以外に左記の軍隊類似團體があ る。警務隊—親衛隊—突擊隊—二十萬 ナチス自動車團—突擊隊—二十萬		本表の外左の部隊がある。 一、空軍陸上部隊人員約三萬五千 二、北亞弗利加に不正規補助兵約一 三、憲兵及遊動憲兵約四萬 四、陸軍以外に左記の軍隊類似團體があ る。警務隊—親衛隊—突擊隊—二十萬 ナチス自動車團—突擊隊—二十萬		本表の外左の部隊がある。 一、空軍陸上部隊人員約三萬五千 二、北亞弗利加に不正規補助兵約一 三、憲兵及遊動憲兵約四萬 四、陸軍以外に左記の軍隊類似團體があ る。警務隊—親衛隊—突擊隊—二十萬 ナチス自動車團—突擊隊—二十萬	

附表二 列國新兵器整備一覽

(昭和十年末調)

國 米		邦 聯 蘇		本 日		名 國	
約二千五百機		約四千機		約一千機		飛行機數	
飛行機 九四中隊 偵察機 九機 偵察機 九機 偵察機 九機 偵察機 九機 偵察機 九機		飛行機 約三五〇中隊 偵察機 九機 偵察機 九機 偵察機 九機 偵察機 九機		飛行機 約九中隊 偵察機 九機 偵察機 九機 偵察機 九機 偵察機 九機		飛行機 約九中隊 偵察機 九機 偵察機 九機 偵察機 九機 偵察機 九機	
不詳		不詳		不詳		不詳	
八聯隊 砲數 約二〇〇門 外に高射機銃 約五、〇〇〇 (本數字は豫備 兵器を含む)		高射砲旅團・同獨立 砲隊・同獨立大隊・ 高射機銃隊等各多 數あり。		二聯隊と一隊		高射砲兵力及砲數	
中戰車聯隊 輕戰車聯隊(八中隊) 獨立輕戰車中隊 右戰車數(豫備戰車を含む) 一七中隊 裝甲自動車中隊(騎兵師團配屬) 約五〇〇輛 其他を合し裝甲自動車數 約二〇〇輛		獨立機械化部隊 獨立戰車大隊 右の外歩兵及騎兵師團の約二〇 の一分は機械化部隊を有す。 右の一分は機械化部隊を有す。 右の一分は機械化部隊を有す。 右の一分は機械化部隊を有す。 右の一分は機械化部隊を有す。 右の一分は機械化部隊を有す。 右の一分は機械化部隊を有す。 右の一分は機械化部隊を有す。		戰車 隊 二		戰車及機械化部隊 兵力及戰車數	

國 伊	國 獨	國 佛	國 英
機百五千約 (所省軍空) (のもの屬)	機百五千二約	機百五千四約 (所省空航) (のもの屬)	機百五千約 (のもの屬所省軍空)
飛行機 約三〇中隊 陸軍直轄部隊 海軍協同隊 植民地軍協同隊 一〇中隊 二中隊 一五五〇	不詳	飛行機 約三〇中隊 氣球 約一〇中隊 偵察隊 約一〇中隊 植民地	飛行機 約八四中隊 正規隊 約四七 補助隊 約四九 正規隊 約二七 外規隊 約八 最近完成 約一〇 海軍 約九 氣球 約四 偵察隊 約一 飛行機 約一
約八億四千萬 (一九三九年) 航空省軍費 約一五三九一 度算省軍空	約一億二千 (一九三九年) 航空省軍費 約一四三九一 度算省軍空	約四億五千萬 (一九三九年) 航空省軍費 約五三九一 度算省軍空	約八億五千三百萬 (一九三九年) 航空省軍費 約一三三九一 度算省軍空
野戰高射砲隊 義勇軍司令部 砲隊 約一四〇門	不詳	四聯隊と若干大隊 砲隊 約二〇〇門	正規隊高射砲二大隊 砲隊約五〇門 平時を以て正規隊防空隊 二旅團を編成してゐる。戰時 本旅團に飛行大隊をも編成し 二乃至五旅團を以て防空隊 を編成し、以て本國陸軍に 要する防空施設の防空に任ぜし むる。
快速戰車大隊 右裝甲戰車 約二〇〇輛	不詳	裝甲戰車 約二〇〇輛 右裝甲戰車 約二〇〇輛 其他 約一〇〇輛 右裝甲戰車 約二〇〇輛	戰車旅團 本部混成戰車 約三三 輕戰車 約二二 戰車大隊(四中隊) 約二八 印度裝甲戰車 約一〇 埃及戰車 約二〇 右裝甲戰車 約二〇 兵用輕戰車 約二〇 裝甲戰車 約二〇 輕戰車 約二〇 獨立戰車 約二〇 植民地軍 約二〇 右裝甲戰車 約二〇 裝甲戰車 約二〇



印ノ角砂糖ヲ召上レ!
 ヨク學ビ健康ガ第一デス!
 ヨク遊ブニ健康ガ第一デス!
 絶ヘズ雪ヨリモ白ク精撰サレタ
 印ノ角砂糖ヲ愛用スル
 オ子達ハ健康デス。

大日本製糖株式會社

資本金壹億六百參拾壹萬圓
年產能力參百萬疋

社長 淺野 總一郎

淺野セメント株式會社

本店營業所

東京市麴町區丸ノ内一ノ六

海上ビル三階

軍關係國家的施設

國民の心身を健全に發達せしめ其資質を向上し以て國力を増進し國運の隆昌を圖るは内外の情勢に鑑み最も緊喫の要務にして此目的の達成は主として之を教育の効果に待たざるべからず。是に於て學校に於ける教練を一層振作して體育を促進すると共に德育を裨補し併せて國防能力の増進を圖る必要を生じ現役將校を配屬して之に任せしめ又現下青年教養の施設は逐年發達の趨勢に在りと雖尙未だ十分ならざるものあるを以て青年訓練の制を定め一般青年に對して適切なる訓練を行ふに至れり。而も此訓練の結果は兵役に服するものに對し在營年限の短縮を伴ふが故

軍關係國家的施設—學校教練

に其國家産業の進展に及ぼす効果も亦頗る大なりと謂ふべし。學校教練及青年訓練は文部大臣の主管に屬するも此等訓練の成否は國防上重大の意義を有するに鑑み陸軍は特に熱誠以て切實なる援助を與へ最善の努力を費して成果の向上に邁算なきことを期すること肝要である。

學校教練

陸軍現役將校學校配屬令

第一條 官立又は公立の師範學校、中學校、實業學校、商業學校、大學豫科、專門學校、高等師範學校、臨時教員養成所、實業學

校教員養成所又は青年學校教員養成所に於ける男生徒の教練を掌らしむる爲陸軍現役將校を當該學校に配屬す但し戰時事變の際其の他已むを得ざる場合に於ては此の限に在らず

前項の規定に依る將校の配屬は陸軍大臣文部大臣と協議して之を行ふ

配屬將校は教練に關しては當該學校長の指揮監督を承く

第二條 私立の中學校、實業學校

高等學校、大學豫科若は專門學校又は兵役法施行令第百條第三號の規定に依る認定を受けたる私立學校に於ける男生徒の教練を掌らしむる爲當該學校の申請に因り陸軍現役將校を之に配屬することを得

前項の規定に依り將校を配屬する場合に於ては前條の規定を準用す

大學學部の申出あるときは前二項の規定に準じて陸軍現役將校

を之に配屬することを得

第三條 陸軍大臣及文部大臣は特別の事由あるときは本令に依る將校の配屬を止むることを得

第四條 陸軍大臣は現役將校をして本令に依りて將校を配屬したる學校に於ける教練實施の状況を査閲せしむることを得

第五條 官立又は公共の商船専門學校及商船學校には第一條の規定に拘らず將校を配屬せざることを得

尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限五年の實業學校又は同等以上の實業學校以外の實業學校修業年限二年未満の青年學校教員養成所及夜間に於て教練を課する學校に付ては第一條及第二條の規定を適用せず

第六條 配屬將校傷痍疾病其の他已むを得ざる事故に因り服務し

難きときは陸軍大臣は文部大臣と協議し他の現役將校をして其の職務を代理せしむることを得

附則

本令は公布の日より之を施行す第一條又は第二條に規定する學校にして大正十四年二月一日以後に於て設立したるものには當分の内將校を配屬せざることを得

陸軍現役將校學校配屬令施行規程

第一條 陸軍現役將校學校配屬令第二條の規定に依り陸軍現役將校の配屬を受けんとするときは大學に在りては總長又は學長其の他の學校に在りては設立者に於て右の事項を具し陸軍大臣及文部大臣に宛てたる申請書を文部省に提出すべし

一、名稱

二、位置
三、入學資格、修業年限
四、學生生徒定員、現在學生

徒學年別及學級別員數

五、屋外體操場の區域及面積

六、武器及其附屬物の種類並員數

七、現在體操科教員の氏名略歴

第二條 左の各號の一に該當する場合に於ては現役將校の配屬を止むることあるべし
一、兵役法施行令第百條第三號の規定に依り認定せられたる學校にして其の認定を取消されたるるとき

二、教練の成果を擧ぐる見込なきとき

附則

本令は公布の日より之を施行す大正十四年に現役將校の配屬を受けんとするものは第一條の申請書を四月三十日迄に提出すべし

陸軍現役將校配屬學校教練教授要目

教練教授要目

一、教材
各個教練、部隊教練、射擊、指揮法、陣中勤務、旗信號、距離測量、測圖、軍事講話、戰史

二、教材の配當
師範學校(本科第一部)
中學校
實業學校(修業年限五年以上)

陸軍現役將校配屬學校教練查閱規程

第一條 陸軍現役將校查閱規程及大正十四年勅令第二百四十六號に依り學校の教練を査閲せしむる將校を教練査閱官と稱す

第二條 教練査閱官は陸軍大臣之を命ず

第三條 教練の査閲は專門學校又は之と同等以上の學校に在りては師管毎に其の他の學校に在りては聯隊區毎に其の區域に従ひ一名の教練査閱官をして之を行はしむ。但し當該區域内に在る學校多數なるときは二名以上の

教練査閱官をして分擔査閲せしむることあるべし

第一師管内に在る學校にして近衛師團長の隸下の將校を配屬したるものに在りては前項の區域に拘らず近衛師團長に於て、臺灣軍司令官關東軍司令官又は支那駐屯軍司令官の隸下の將校を配屬したる學校に在りては當該軍司令官に於て、第十九又は第二十師團の管區(陸軍召集規則第九十六條の管區以下同じ)内に在る學校に在りては第十九又は第二十師團長に於て適宜に査閲の區域を定め前項の規定に準じ教練査閱官に其の擔任を命ずべし

第四條 陸軍大臣は前條の規定に依るの外臨時に教練査閱官を命じ査閲すべき學校を指定して其の教練を査閲せしむることあるべし

第五條、師團長は其師管内の教練

學校に於ける教練の實施に關し左の通教練教授要目を定む。陸軍現役將校の配屬を受けて教練を行ふ學校に在りては本教授要目に依り教練を行ふべし。之が監督の衝に當る者は宜しく本教授要目の示す所に依り土地の情況と學生生徒の心身の發達とに鑑み各適切なる教程を定め以て教練實施の本旨を貫徹せしめんことを期すべし

教練教授要目

目次

一、教材

二、教材の配當

師範學校、中學校、實業學校
高等學校、大學豫科、專門學校、高等師範學校、臨時教員養成所、實業學校教員養成所
青年學校教員養成所、大學
三、每週教授時數並毎年野外演習日數

の査閲を指揮監督す

近衛師團長、臺灣軍司令官、關東軍司令官又は支那駐屯軍司令官は其隷下の將校を配屬したる學校、第十九、又は第二十師團長は其の管區内の學校の教練の査閲を指揮監督す

第六條 教練の査閲は毎年度（四月一日より其の翌年三月三十一日迄）内に於て各學校に付少くも一回之を行ふを例とす

第七條 師團長は關係の地方長官の管轄せざる學校に在りては當該學校長）又は樺太長官、第十九、又は第二十師團長は朝鮮總督、臺灣軍司令官は臺灣總督、關東軍司令官は關東長官（關東長官の管轄に屬せざる學校に在りては當該學校長）支那駐屯軍司令官は當該學校長と協議して教練査閲日割表を作製し之を査閲を受くべき學校長に通知

且陸軍大臣に報告すべし
前項の通知及報告は査閲を開始する日より三十日前に之を爲すことを要す

第八條 教練査閲官學校の教練を査閲したるときは當該學校長立會の上配屬將校に對し所見を開示すべし

第九條 教練査閲官は査閲を結了したるとき其の結果に基き左の事項を記載したる教練査閲報告書を調製し其終了後二十日以内に師團長又は軍司令官に提出すべし

- 一、學校別査閲方法
- 二、學校別教練成績の概要
- 三、各配屬將校に開示したる所見
- 四、將來に關する意見

五、其の他必要と認むる事項

第十條 師團長又は軍司令官は前條の報告書に基き左の事項を記載したる管内教練査閲報告書を調製し四月二十五日迄に陸軍大臣に提出すべし

一、第七條第三項の規定に依り其年度に於て特に指示したる事項

二、管内教練一般の成績

三、將來に關する意見

四、其の他必要と認むる事項

第十一條 教練の成果を擧ぐる見込なしと認めたる學校に關する報告其の他急を要する報告は前二條の規定に拘らず其都度教練査閲官は師團長又は軍司令官に師團長又は軍司令官は陸軍大臣に之を提出すべし

附則

本令は公布の日より之を施行す

學校教練檢定期程
第一條 配屬將校（陸軍現役將校配屬令又は大正十四年勅令第二

百四十六號に依り學校に配屬したる現役將校を謂ふ以下之に同じ）は當該學校の最終學年に於て成る可く卒業期に近く其卒業すべき者（大學學部に在りては教練を受けたる者に限る）に付教練の成績を檢査し卒業の際其の可否を決定すべし但し卒業期に近く檢定を行ひ難き已むを得ざる事情ある學校に於ては其の檢定の時期に付特別に指定することあるべし

配屬將校は當該學校を中途退學する者（入營の爲休學する者及之に準ずる者を含む以下之に同じ）及其研究科選科等の別科（正科として教練を課してあるものに限る以下之に同じ）を修了又中途退學する者に對しては其の教練の成績を檢定し其の可否を決定すべし但し中學校及之と同等程度の學校を中途退學す

る者及其の研究科選科等の別科を修了又は中途退學する者に在りては當該學校に入學する以前に在學せる學校（以下之を前學校と稱す）の一に於て檢定を受けたる者に限り檢定を行ふ

前項の檢定に於ては陸軍補充令第五十三條第一項第三號（口號）に掲ぐる學校の第一學年の課程を修了せざる者及其の研究科選科等の別科を修了又は中途退學する者並に中學校及之と同等程度の學校を中途退學する者及其の研究科選科等の別科を修了又は中途退學する者に付ては前學校の一に於ける檢定に合格したる者に限り合格と爲すことを得左の各號の一に該當する者に付ては前三項の規定を適用せず一、戶籍法の適用を受けざる者二、現役を終りたる者及現役に服する義務なきに至りたる者

但し第一補充兵として教育召集に應召する義務ある者を除く

三、身體の故障に因り當該學校に在學中教練を課せられざる者

第二條 右の各號の一に該當する者は教練の檢定に於て之を合格と爲すことを得ず

一、正當の理由なくして屢々教練に闕席したる者、其の他教練實施に於て怠慢なりし者、思想正順を缺く者又は素行不良なる者にして屢々訓戒を受くるも改悛せざるもの

二、前學校に於ける檢定に合格したると否とに拘らず其の成績不良なる者

三、師範學校在學者にして正當の事由なく當該學校の軍事講習を受けざりしもの
前條の規定に依り可否を決定す

るには最終學年以前の學年及前學校に於ける教練の成績を參酌することを要す

第三條 第一條第一項又は第二項の規定に依る教練の檢定を受くる者にして當該學校に入學する前配屬將校に依り教練を受くることを得ざりしものと雖も前條第一項第一號乃至第三號の規定に該當せざる限り合格と爲すことを妨げず

第四條 配屬將校は毎年當該學校の前學年中に於て實施せる檢定の結果を集録したる教練檢定原簿(附錄第一様式)正副二通を調製し正本は配屬將校之を保管し副本は五月三十日迄に所管長官に提出すべし

第五條 配屬將校は第一條に規定する教練の檢定を行ひ其の合否

を決定したるときは之を本人に通告し且合格したる者にして教練檢定の合格に關する證明書の下附を願出づるものあるときは前條の教練檢定原簿に基き教練檢定合格證明書(附錄第二様式)を調製して之を下付すべし

師範學校の配屬將校は其の年當該學校を卒業すべき者にして教練檢定に不合格見込のもの、本籍地及氏名を二月末日迄に到着する如く本人本籍地の聯隊區司令官に通知すべし。師範學校の配屬將校は短期現役兵として服役する者にして教練の檢定に合格せざる者に對しては其の本籍地及氏名を本人本籍地の聯隊區司令官に通知すべし。但し前項の通知と相違なきときは其の旨通知することを以て足る

第六條 配屬將校は當該學校に於て教練を受くる者にして兵役法

施行令第三十一條第三項の規定に依り陸軍大臣の定めたる程度の課程を修得せるもの(前條に規定する教練檢定合格證明書を下附したる者を除く)に對しては本人の申出に依り退學の際教練證明書(附錄第三様式)を下附すべし

第七條 所管長官は第四條の規定に依る教練檢定原簿に基き學校教練檢定結果表(附錄第四様式)を調製し六月三十日迄に到着する如く陸軍大臣に提出すべし

附則 本令は公布の日より之を施行す學校教練及青年訓練修了者檢定規程は之を廢止す學校教練及青年訓練修了者檢定規程第一章の規定に依り檢定を受け合格したる者は本令に依り檢定を受け合格したる者と看做す

青年學校令

昭和十年四月一日 勅令第四十一號

朕樞密顧問の諮詢を経て青年學校令を裁可し茲に之を公布せしむ(總理、文部大臣副署)

青年學校令

第一條 青年學校は男女青年に對し其の心身を鍛鍊し徳性を涵養すると共に職業及實際生活に須要なる知識技能を授け以て國民たるの資質を向上せしむるを目的とす

第二條 北海道府縣、市町村、市町村學校組合、町村學校組合、及町村制を施行せざる地域に於ける町村又は町村學校組合に準すべき公共團體は青年學校を設置することを得 市町村、市町村學校組合及町村

學校組合は前項の規定に依り青年學校を設置する場合に於て費用の負擔の爲學區を設くることを得

第三條 商會議所、農會其他之に準すべき公共團體は青年學校を設置することを得 前項の規定に依り設置したる青年學校は私立とす

第四條 私人は青年學校を設置することを不得

第五條 青年學校の設置廢止は道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の學校に在りては地方長官の認可を受くべし 青年學校の設置廢止に關する規則は文部大臣之を定む

第六條 青年學校に普通科及本科を置く。但し土地の情況に依り普通科又は本科のみを置くことを得 青年學校には研究科を置くこと

第七條 普通科の教授及訓練期間は二年とす

本科の教授及訓練期間は男子に在りては五年、女子に在りては三年とす但し土地の情況に依り男子に在りては四年、女子に在りては二年と爲すことを得 研究科の教授及訓練期間は一年以上とす

第八條 普通科に入學することを得る者は尋常小學校卒業者又は之に相當する素養ある者とす 本科に入學することを得る者は普通科修了者、高等小學校卒業者又は之に相當する素養ある者とす

第九條 普通科の教授及訓練科目は男子に在りては修身及公民科

普通學科、職業科、並に體操科とす

本科の教授及訓練科目は男子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科、並に教練科とし女子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並に體操科とす

研究科の教授及訓練科目は本科の教授及訓練科目に就き適宜之を定むべし但し修身及公民科は之を缺くことを得ず

教授及訓練科目の程度は文部大臣之を定む

第十條 青年學校には特別の事項を修得せしむる爲專修科を置くことを得

專修科に關する規則は文部大臣之を定む

第十一條 青年學校には相當員數の專任教員を置くべし

第十二條 青年學校の教員の資格

ては地方長官に申請すべし

一 名稱

二 位置

三 學則

四 生徒概數

五 開校年月

六 經費及維持の方法

前項第一號、第二號及第五號の變更は道府縣立の學校に在りては文部大臣其の他の學校に在りては地方長官の認可を受くべし

第一項第二號の位置に關する申請には校地の面積、校舍其の他の建物の配置及附近の情況を記載したる圖面を添付すべし

第二條 青年學校の廢止に就き認可を受けんとするときは其の事由及生徒の處分方法を具し道府縣立の學校に在りては文部大臣に、其の他の學校に在りては地方長官に申請すべし

第三條 青年學校の設置者を變更

に關する規則は文部大臣之を定む

第十三條 青年學校の設備に關する規則は文部大臣之を定む

第十四條 青年學校に於ては授業料を徴收することを得ず但し道府縣立の學校に在りては文部大臣其の他の學校に在りては地方長官の認可を受けたる場合は此の限に在らず

第十五條 本令に依らざる學校は青年學校と稱することを得ず

附則

本令は公布の日より之を施行す

青年學校の本科の教授及訓練期間は土地の情況に依り道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の學校に在りては地方長官の認可を受け當分の内之を男子に在りては二年又は三年と爲すことを得

青年學校の專任教員は道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の

せんとするときは第一條第一項第一號乃至第四號及第六號の事項並に變更の事由を具し道府縣立の學校に關する場合に在りては文部大臣、其の他の學校に關する場合に在りては地方長官の認可を受くべし

第四條 青年學校に於ては校地、校舍、體操場及教具を備ふべし

第五條 位置の變更にあらざる校地の變更並に校舍其の他の建物の建設又は變更は道府縣立の學校に在りては圖面を具し文部大臣に開申し其の他の學校に在りては圖面を具し地方長官の認可を受くべし

第六條 青年學校は學校試驗場講習所等に併設することを得

第七條 青年學校には土地の情況に依り分教場を設くることを得

第八條 普通科の各年に於ける各教授及訓練科目の教授及訓練時

の學校に在りては地方長官の認可を受け當分の内之を置かざることを得

本令施行の際現に存する公立の實業補習學校及青年訓練所は之を本令に依り設置したる青年學校と看做す

前項の青年學校にして本令に依り難きものは本令施行後六月を限り仍從前の實業補習學校及青年訓練所の例に依り教育を爲すことを得

青年學校規程

昭和十年四月一日 文部省令第四號

青年學校規程左の通定む

第一條 青年學校の設置に就き認可を受けんとするときは左の事項を具し道府縣立の學校に在りては文部大臣に、其の他の學校に在り

數は男子に在りては第一號表、女子に在りては第二號表の時數以上に於て土地の情況に依り適宜之を定むべし

第一號表

教授及訓練科目	年	第一年	第二年
修身及公民科		二〇	二〇
普通學科		九〇	九〇
職業科		六〇	六〇
體操科		四〇	四〇
合計		二一〇	二一〇

第二號表

教授及訓練科目	年	第一年	第二年
修身及公民科		二〇	二〇

普通學科	八〇	八〇
職業科	八〇	八〇
家事及裁縫科	八〇	八〇
體操科	三〇	三〇
合計	二二〇	二二〇

本科の各年に於ける各教授及訓練科目の教授及訓練時数は男子に在りては第三號表女子に在りては第四號表の時數以上に於て土地の情況に依り適宜之を定むべし但し男子に於て教授及訓練期間を四年と爲したる場合に在りては第三號表の第一年乃至第四年、女子に於て教授及訓練期間を二年と爲したる場合に在りては第四號表の第一年及第二年の時數以上とす

教授及訓練科目	年				
	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	九〇	九〇	九〇
職業科	七〇	七〇	九〇	九〇	九〇
教練科	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
合計	二一〇	二一〇	一八〇	一八〇	一八〇

教授及訓練科目	年		
	第一年	第二年	第三年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	五〇
職業科	一一〇	一一〇	一一〇
家事及裁縫科	一一〇	一一〇	一一〇
體操科	三〇	三〇	三〇
合計	二二〇	二二〇	二二〇

研究科の各年に於ける各教授及訓練科目の教授及訓練時数は土地の情況に依り適宜之を定むべし

第九條 青年學校の専修科の教授及訓練期間、入學資格、専修項目其の他必要なる事項は土地の情況に依り適宜之を定むべし

第十條 青年學校の教授及訓練は土地の情況に應じ適當なる時刻及季節に於て之を行ふべし

第十一條 青年學校の入學期は毎年四月とす但し特別の事情ある者は中途之を入學せしむることを得

第十二條 特別の事情ある者は其の年齢及素養に應じ之を普通科第二年又は本科若は研究科の第二年以上に入學せしむることを得

第十三條 他の青年學校の生徒にして轉學を志望するものあるときは之を相當科の相當年に入學せしむることを得

第十四條 學校長は生徒にして特別の事由に依り一時他の青年學校に於て教授及訓練を受くることを志望するものあるときは其の期間其の生徒の教授及訓練を他の青年學校に委託することを得

第十五條 學校長は普通科の課程を修了したる者には修了證、本科の課程を修了したる者には卒業證を授與すべし

第十六條 公立青年學校には生徒の教育を擔任せしむる爲指導員を置くことを得

第十七條 青年學校の學則には左

- 一 事項を規定すべし
 - 二 科並に教授及訓練期間に關する事項
 - 三 教授及訓練の時刻並に季節に關する事項
 - 四 課程の修了及卒業の認定に關する事項
 - 五 入學、退學等に關する事項
 - 六 其の他必要なる事項
- 前項第一號及第二號の變更は道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の學校に在りては地方長官の認可を受け第三號乃至第六號の變更は道府縣立の學校に在りては文部大臣に、其の他の學校に在りては地方長官に開申すべし
- 第十八條 青年學校には學籍簿及出席簿を備ふべし
- 第十九條 青年學校に於ては平素

生徒をして其の修學情況を明にすべき手帳を所持せしむべし
第二十條 青年學校に於ては隨時講習を爲すことを得

附則

本令は公布の日より之を施行す
實業補習學校規程及青年訓練所規程は之を廢止す

青年學校令附則第二項の青年學校の本科の各年に於ける教授及訓練時數は四百二十時以上とし各教授及訓練科目に付夫々第八條第三號表の第一年の時數を下らざるものとす

青年學校教授及訓練科目要旨

昭和十年八月二十一日
文部省訓令第十九號

北海道廳 府縣

青年學校教授及訓練科目要旨左の通り
通定む地方長官は青年學校をして

本要旨に準據して土地の情況に適切なる教授及訓練を爲し以て青年學校令第一條の本旨を達成せしめんことを期すべし

青年學校教授及訓練科目要旨

青年學校に於ては常に教育に關する勅語の趣旨を體して生徒を教養し特に左の事項に留意して教授及訓練を爲すべし

- 一 忠君愛國の大義を明にし獻身奉公の心操を確立することに力むべし
- 二 青年期の特性に鑑みて向上の精神と潤達なる氣風とを助長し情操を豊にし健全なる生活の自覺に導くべし
- 三 鍛鍊を旨とし鞏固なる意志と強健なる身體とを育成すべし
- 四 創造を尙び勤勞を樂み生業に勵むの習慣を養ふべし
- 五 各教授及訓練科目を相互に聯

絡補益せしめ實際生活に即して知能を啓發すべし

〔修身及公民科〕

修身及公民科は教育に關する勅語の旨趣に基きて徳性を涵養し公共生活を完うするに足るべき性格を育成し殊に我が國體の本義と立憲自治の精神とを體得せしむるを以て要旨とす

修身及公民科は道徳の要領並に日常生活に適切なる法制上、經濟上及社會上の事項を授け尙女子に在りては特に婦徳の涵養に資すべき事項を加ふべし

注意

- 一 修身及公民科に於ては生徒の年齢境遇及男女の特性を考慮して其の實際生活に適切なる事項を授け實踐躬行に導くべし
- 二 國民の記念すべき日、忠良賢哲の記念日及教訓に資すべし

- 一 事件の生じたる時等に於ては之に因みて適宜教訓すべし
- 二 時事を取扱ふ場合に於ては穩健中正を期し之に對する正しき批判力を養ふことに力むべし

〔普通學科〕

普通學科は日常生活に須要なる普通の知識技能を増進し一般的教養を高むるを以て要旨とす

普通學科は國語及國史に關する事項を授くるの外地理、數學、理科音樂等に關する事項に就き土地の情況に應じて適宜之を授くべし

注意

- 一 普通學科に於ては成るべく各事項を生活に關聯せしめ且各事項の綜合に留意して之を授くべし
- 二 國語、國史、地理等に關する事項は特に修身及公民科との聯絡を保ち我が國體國民文

化の特質及國勢を詳にし進んで東西文化の發展と國際情勢とを知らしめ國民精神を涵養することに留意して之を授くべし

三 國語、數學、地理、理科等に關する事項は特に職業科との聯絡を保ち日常生活に適切ならしむることに留意して之を授くべし

四 音樂に關する事項は高雅なる情操を養ひ國民精神の涵養に資すべきものを選びて之を授くべし

〔職業科〕

職業科は職業に須要なる知識技能を修練せしめ兼ねて職業生活の社會的意義を體得せしむるを以て要旨とす

職業科は農業、工業、商業、水産其の他の職業の中に就き土地の情況に適切なる事項を授くべし

注意

- 一 職業科に於ては特に修身及公民科との聯絡を保ち職業を通じて徳性を涵養することに留意すべし
- 二 職業科は生徒の職業生活の實際に適切なる事項に留意して之を授くべし
- 三 職業科に於ては研究心を養ひ工夫創作の力を陶冶することに留意すべし
- 四 職業科に於ては特に實驗實習を重んずべし
- 五 職業科に於ては努めて地方産業との聯絡を保ちて隨時見學等を爲さしむべし

〔家事及裁縫科〕

家事及裁縫科は家事及裁縫に關する知識技能を修練せしめ兼ねて堅實なる家庭生活を營むの能力を得しむるを以て要旨とす

家事及裁縫科は家事、裁縫及手藝

に就き土地の情況に應じて家庭生活の實際に適切なる事項を授くべし

注意

- 一 家事及裁縫科は家庭生活の整理と改善とに資することに留意して之を授くべし
- 二 家事及裁縫科に於ては趣味の向上を圖り工夫力を練り節約、利用、清潔、整頓等の習慣を養ふことに力むべし
- 三 家事及裁縫科に於ては特に實驗實習を重んずべし

〔體操科〕

體操科は身體を強健にし其の動作を輕快敏捷ならしめ容儀を整へ剛毅快活の精神と規律を重んじ協同を尙ぶの習慣とを養ふを以て要旨とす

注意

- 一 體操科は生徒の身體の發育情況及男女の特性を考慮して之を授くべし
- 二 體操科に於ては職業等に因る固癖を矯正することに留意すべし
- 三 體操科に於ては教練の基本的事項の演練に力むべし

青年學校教練科等查閱令

昭和十年八月十日 勅令第二百四十九號

朕青年學校教練科等查閱令を裁可し茲に之を公布せしむ(總理、海陸軍、文部、拓務大臣副署)

青年學校教練科等查閱令

陸軍大臣は陸軍現役將校をして青年學校令又は昭和十年勅令第九十一號に依る青年學校に於ける教練科及兵役法施行令第三十一條第三項の規定に依り其の課程を青年學校の課程と同等以上と認定したる學校(陸軍現役將校配屬令又は大正十四年勅令第二百四十六號に依り陸軍現役將校を配屬したる學校、陸軍現役將校配屬令第五條第一項に掲ぐる學校及陸海軍所屬の

學校を除く)に於ける青年學校教練科相當科目に關する查閱を爲さしむることを得

附則

本令は公布の日より之を施行す大正十五年勅令第七十八號は之を廢止す

〔參照〕

大正十四年七月三日勅令第二百四十六號は文部大臣所轄外の學校に陸軍現役將校を配屬するの件同十五年四月二十勅令第七十八號は青年訓練所に於ける教練查閱に關する件なり

青年學校教練科等查閱規程

昭和十年八月十三日 陸軍省令第八號

青年學校教練科等查閱規程左の通

軍國保國家的施設—青年學校

定む

青年學校教練科等查閱規程

第一條 昭和十年勅令第二百四十九號に依る青年學校等に於ける教練科等の查閱は各青年學校(其の課程を青年學校の課程と同等以上と認定したる學校を含む以下同じ)に於ける教練科(其の課程を青年學校の課程と同等以上と認定したる學校に在りては青年學校に於ける教練科相當科目以下同じ)の情況を検し當該青年學校の課程を修むる者が兵役に關する特別の資格を具備するや否やを考察すると共に教練科の進歩發達に資するを以て目的とす

第二條 青年學校に於ける教練科に關する查閱を爲さしむる將校を青年教練查閱官と稱す

第三條 青年教練查閱官は師團長又は軍司令官(朝鮮軍司令官を

除く以下同じ)其の部下將校の中より之を命す但し師團長又は軍司令官は部下に非ざる將校に當該將校の在職する部隊の長と協議し青年教練查閱官を命ずることを得

第四條 青年學校に於ける教練科に關する查閱は聯隊區(朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國又は支那に在りては兵役法施行規則第八十一條に掲ぐる上欄の地域に従ひ各其の下欄の師團長又は軍司令官に於て適宜定むる區域以下に同じ)毎に若干名の青年教練查閱官をして分擔して之を行はしむ

第五條 師團長又は軍司令官は當該師管(第十二師團長に在りては當該師管に上海、漢口を加へたる地域、兵役法施行規則第八十一條に掲ぐる下欄の師團長(第十二師團長を除く)又は軍司

令官に在りては各其上欄に掲ぐる地域以下同じ」内に於ける教練科に關する査閱を指揮監督す

第六條 師團長又は軍司令官は教練科に關する査閱に關し査閱の要領其の他必要なる事項を青年教練査閱官に指示すべし

第七條 教練科に關する査閱は各青年學校に付二年以内に少くとも一回之を行ふを例とす

第八條 師團長又は軍司令官は教練科に關する査閱の時期に關し關係の地方長官（朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、關東州に在りては關東州廳長官、南滿洲鐵道附屬地に在りては滿洲國駐劄特命全權大使、樺太に在りては樺太廳長官、滿洲國（南滿洲鐵道附屬地を含む）及支那に在りては領事官（明治三十一年法律第七十號第

十九條に規定する領事官を謂ふ）以下同じ」と協議すべし

師團長（第十九、第二十師團長を除く）は前項の協議の結果及青年教練査閱官の官氏名を聯隊區司令官に通知すべし

第九條 聯隊區司令官、第十九、第二十師團長又は軍司令官は青年教練査閱日割表の調製及査閱場の選定に關し要すれば支廳長、管理者、學校長、設置者、道知事、州知事又は廳長と協議すべし

第十條 聯隊區司令官第十九、第二十師團長又は軍司令官は青年教練査閱官の擔任すべき青年學校、査閱の場所及査閱日割を定めて査閱の日より概ね二十日前に之を地方長官、道知事、州知事、廳長及青年教練査閱官に通知すべし但し聯隊區司令官に在りては該通知前豫め師團長の認

可を受くるものとす

第十一條 師團長又は軍司令官は豫め聯隊區毎に分ちたる青年教練査閱日割表を陸軍大臣に報告すべし

前項の査閱日割表は當該年のものを數次に分ち報告することを得

第十二條 青年教練査閱官教練科に關する査閱を爲したるときは當該青年學校の管理者（道府縣立學校に在りては學校長、私立學校に在りては設置者又は其の代表者）立會の上學校長（道府縣立學校の學校長を除く）又は青年訓練所主事並に教練科を擔任する教諭、助教諭及指導員に對し所見を開示すべし

第十三條 青年教練査閱官は査閱の結果に基き其の全般及各青年學校の教練科に付左の事項を記載したる報告書三通を調製し査

閱終了後二十日以内に師團長又は軍司令官に提出すべし

一 教練科成績の概要

二 査閱の結果に付開示したる所見の要旨

三 將來に關する意見

第十四條 師團長又は軍司令官は前條の報告書の内一通を當該青年學校所管の地方長官、道知事、州知事及廳長に送付し師團長（第十九、第二十師團長を除く）に在りては他の一通を當該青年學校所在地の聯隊區司令官に交付すべし

第十五條 師團長又は軍司令官は毎年左の事項を記載したる管内青年教練査閱報告書を調製し五月十日迄に陸軍大臣に提出すべし

一 第六條の規定に依り指示したる査閱の要領其の他の事項

二 教練科一般の成績

三 將來に關する意見

四 其の他必要と認むる事項

附則 本令は公布の日より之を施行す

大正十五年六月二日陸軍省令第八號は青年訓練所教練査閱規程、昭和二年七月十一日同第十四號は關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ける青年訓練所の教練の査閱に關する件

【參照】

陸海軍用火工品
航空機用火工品
防空演習用火工品
其他ノ各種火工品
製造販賣

昭和火工株式會社

本社 東京市麴町區丸ノ内一丁目
六番地 海上ビル新館四階
電話丸ノ内(23)〇六三九番
振替口座東京一一九〇五〇番
工場 神奈川縣生田村明王
電話 登戸 八番

學校名	年修業	採用年齢	志願表 差出期	志願票 差出先	身體検査 期日	學科試験 期日	科目試験 程度	入校 期日	卒業後ノ身分	摘要
陸軍士官學校 陸軍科生徒學	四年	未上十六年以	九月十日	陸軍經理學校 教育總監	十一月十日	十一月十日	國語、漢文、算術、地理、理科、學史、外國語、英語、作文、外	各兵科ノ少尉	約五三〇名採用	東京、廣島兩校共
陸軍幼年學校	三年	未上十三年以	九月十日	陸軍經理學校 教育總監	十一月十日	十一月十日	國語、漢文、算術、地理、理科、學史、外國語、英語、作文、外	陸軍三等主計	約三〇名採用	東京、廣島兩校共
陸軍工科學校	二年	未上十七年以	九月十日	陸軍經理學校 教育總監	十一月十日	十一月十日	國語、漢文、算術、地理、理科、學史、外國語、英語、作文、外	陸軍三等砲	約一五〇名採用	東京、廣島兩校共
熊谷陸軍飛行學校	二年	未上十七年以	九月十日	陸軍經理學校 教育總監	十一月十日	十一月十日	國語、漢文、算術、地理、理科、學史、外國語、英語、作文、外	陸軍三等飛行士	約一〇〇名採用	東京、廣島兩校共

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

一一一

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

優良國産
宮田の自轉車
小型自動車
オートバイ
航空機

株式会社
宮田製作所
 東京市蒲田區雑色町
 支店 東京 大阪 福岡

陸軍航空技術學校生徒	陸軍通信學校生徒	陸軍戸山學校樂生徒	海軍兵學校生徒	海軍機關學校生徒	海軍經理學校生徒
三年	二年	二年	二年	四年	四年
未滿十五年以	未滿十五年以	未滿十六年以	未滿十六年以	未滿十六年以	未滿十六年以
那ニ於テ檢査スル者ハハ	軍師ト司令官ハ	九十二日	九日	九月十月	九月十月
九日	九月十月	九月十月	九月十月	九月十月	九月十月
國語、漢文、英語、算術、地理、物理、化學、生物、衛生、常識、學藝、音楽、體育、勞作、射撃、劍道、柔道、空手道、居合道、銃道、乗馬、水泳、スキー、登山、野外活動、射撃、劍道、柔道、空手道、居合道、銃道、乗馬、水泳、スキー、登山、野外活動、射撃、劍道、柔道、空手道、居合道、銃道、乗馬、水泳、スキー、登山、野外活動、	國語、漢文、英語、算術、地理、物理、化學、生物、衛生、常識、學藝、音楽、體育、勞作、射撃、劍道、柔道、空手道、居合道、銃道、乗馬、水泳、スキー、登山、野外活動、射撃、劍道、柔道、空手道、居合道、銃道、乗馬、水泳、スキー、登山、野外活動、	國語、漢文、英語、算術、地理、物理、化學、生物、衛生、常識、學藝、音楽、體育、勞作、射撃、劍道、柔道、空手道、居合道、銃道、乗馬、水泳、スキー、登山、野外活動、射撃、劍道、柔道、空手道、居合道、銃道、乗馬、水泳、スキー、登山、野外活動、	國語、漢文、英語、算術、地理、物理、化學、生物、衛生、常識、學藝、音楽、體育、勞作、射撃、劍道、柔道、空手道、居合道、銃道、乗馬、水泳、スキー、登山、野外活動、射撃、劍道、柔道、空手道、居合道、銃道、乗馬、水泳、スキー、登山、野外活動、	國語、漢文、英語、算術、地理、物理、化學、生物、衛生、常識、學藝、音楽、體育、勞作、射撃、劍道、柔道、空手道、居合道、銃道、乗馬、水泳、スキー、登山、野外活動、射撃、劍道、柔道、空手道、居合道、銃道、乗馬、水泳、スキー、登山、野外活動、	國語、漢文、英語、算術、地理、物理、化學、生物、衛生、常識、學藝、音楽、體育、勞作、射撃、劍道、柔道、空手道、居合道、銃道、乗馬、水泳、スキー、登山、野外活動、射撃、劍道、柔道、空手道、居合道、銃道、乗馬、水泳、スキー、登山、野外活動、
約一六〇名採用	約二五〇名採用	約一〇〇名採用	約一〇〇名採用	約一〇〇名採用	約一〇〇名採用

考	備
一、	陸軍及志願者ハ各志願提出先、若ハ陸軍ニアリテハ聯隊區司令部ニ照會スルコト
二、	陸軍現下七官兵ニ限リ、若ハ陸軍ニアリテハ聯隊區司令部ニ照會スルコト
三、	陸軍現下七官兵ニ限リ、若ハ陸軍ニアリテハ聯隊區司令部ニ照會スルコト
四、	陸軍現下七官兵ニ限リ、若ハ陸軍ニアリテハ聯隊區司令部ニ照會スルコト

陸海軍諸學校生徒志願票に記入すき聯隊區名は左記に據るべし

師管	聯隊區
第 麻 布	東京府、埼玉縣、川越市、入間郡、比企郡、秩父郡
轄 區	韮町區、神田區、日本橋區、京橋區、芝區、麻布區、赤坂區、四谷區、牛
域	大田區、品川區、目黒區、大森區、荏原區、浦田區、世田谷區、北多

一		二			三				
甲府	山梨縣、神奈川縣	仙臺	宮城縣	高田	新潟縣	名古屋	愛知縣		
本郷	東京府 〔本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、瀧野川區、荒川區、王子區、板橋區、足立區、向島區、城東區、葛飾區、江戸川區〕	福島	福島縣	新發田	新潟縣 〔新潟市、長岡市、三條市、岩船郡、北蒲原郡、東蒲原郡、中蒲原郡、西蒲原郡、南蒲原郡、古志郡、佐渡郡〕	岐阜	岐阜縣 〔岐阜市、稲葉郡、本巢郡、山縣郡、武儀郡、羽島郡、郡上郡、加茂郡、可兒郡、土岐郡、惠那郡〕	豐橋	愛知縣 〔豊橋市、岡崎市、湍美郡、寶飯郡、八名郡、北設樂郡、南設樂郡、東加茂郡、濱松市、濱名郡、額田郡、碧海郡、幡豆郡、榛原郡、小笠郡、周知郡〕
千葉	千葉縣 〔千葉市、川口市、浦和市、北足立區、南埼玉郡、北埼玉郡、北葛飾郡、大里郡、兒玉郡〕	高田	新潟縣 〔高田市、三島郡、頸城郡、刈羽郡、北魚沼郡、南魚沼郡、中魚沼郡、中頸城郡、東頸城郡、西頸城郡〕	名古屋	名古屋市、一宮市、瀬戸市、愛知郡、東春日井郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海部郡、知多郡	岐阜	岐阜市、土岐郡、惠那郡	靜岡	靜岡縣 〔靜岡市、沼津市、清水市、安倍郡、庵原郡、富士郡、駿東郡、田方郡、賀茂郡、志太郡〕

四		五			六		
大阪	大阪府 〔西區、北區、此花區、港區、大正區、東成區、旭區、東淀川區、西淀川區、三島郡、豊能郡、津名郡、三原郡〕	廣島	廣島縣 〔廣島市、吳市、安藝郡、安佐郡、佐伯郡、高田郡、雙三郡、山縣郡〕	熊本	熊本縣	鹿兒島	鹿兒島縣
神戶	兵庫縣 〔神戶市、尼崎市、西宮市、武庫郡、川邊郡、有馬郡、多紀郡、氷上郡〕	福山	廣島縣 〔福山市、尾道市、深安郡、神石郡、比婆郡、甲奴郡、瀧品郡、沼隈郡、世羅郡、御調郡、豊田郡、賀茂郡〕	山口	山口縣 〔山口市、宇部市、秋市、徳山市、厚狹郡、美禰郡、大津郡、吉敷郡、阿武郡、佐波郡、都濃郡、熊毛郡、玖珂郡、大島郡〕	都城	宮崎縣
堺	大阪府 〔東區、南區、天王寺區、浪速區、西成區、住吉區、堺市、岸和田市、北河內郡、南河內郡、中河內郡、泉北郡、泉南郡〕	濱田	島根縣 〔鹿足郡、美濃郡、那賀郡、邑智郡、邇摩郡、安濃郡、飯石郡、簸川郡〕	大分	大分縣 〔大分市、別府市、中津市、大分郡、北海部郡、南海部郡、大野郡、直入郡、下毛郡、宇佐郡、西國東郡、東國東郡、速見郡、玖珠郡〕	沖繩	沖繩縣
和歌山	和歌山縣	廣島	廣島縣	鹿兒島	鹿兒島縣	鹿兒島	鹿兒島縣

第九				第八			第七				
福井	敦賀	富山	金澤	山形	秋田	盛岡	青森	旭川	釧路	函館	札幌
福井縣	敦賀縣	富山縣	石川縣	山形縣	秋田縣	岩手縣	青森縣	樺太 北海道廳 旭川市、上川支廳、宗谷支廳、留萌支廳	北海道廳 釧路市、帶廣市、十勝支廳、網走支廳、釧路國支廳、根室支廳	北海道廳 函館市、小樽市、渡島支廳、檜山支廳、後志支廳	北海道廳 札幌市、室蘭市、石狩支廳、膽振支廳、日高支廳、空知支廳
福井市、坂井郡、丹生郡、大野郡、吉田郡、足羽郡、今立郡、南條郡	敦賀市、伊香郡、犬上郡、海津郡、揖斐郡、不破郡、養老郡	富山縣 吉城郡、大野郡、益田郡									

第十				第十一			第十二				
姫路	鳥取	岡山	松江	丸龜	松山	德島	高知	小倉	福岡	大村	久留米
兵庫縣	鳥取縣	岡山縣	松江縣	香川縣	愛媛縣	德島縣	高知縣	福岡縣	福岡縣	長崎縣	福岡縣
明石市、姫路市、明石郡、加古郡、印南郡、加東郡、美濃郡、飾磨郡、揖保郡、佐用郡、赤穂郡、多可郡、加西郡	鳥取市、岩美郡、八頭郡、美方郡、城崎郡、養父郡、出石郡、朝來郡、宍粟郡、神崎郡	岡山市、八東郡、能義郡、大原郡、仁多郡、日野郡	松江市、八東郡、氣高郡、東伯郡、西伯郡、日野郡	香川縣	愛媛縣	德島縣	高知縣	福岡縣 門司市、小倉市、八幡市、若松市、戸畑市、企救郡、京都郡、築上郡、田川郡、遠賀郡、下關市、豐浦郡	福岡縣 福岡市、直方市、飯塚市、築紫郡、早良郡、糸島郡、糟屋郡、嘉穂郡、鞍手郡、宗像郡、朝倉郡	長崎縣	福岡縣 久留米市、大牟田市、三池郡、山門郡、八女郡、三潞郡、三井郡、浮羽郡

第四十第		第六十第	
水戸	茨城縣	津	三重縣
宇都宮	栃木縣	奈良	奈良縣
高崎	群馬縣	京都	京都府
松本	長野縣	福知山	京都府
			滋賀縣、愛宕郡、久世郡、宇治郡、綴喜郡、甲樂郡、野洲郡、甲賀郡、蒲生郡、神崎郡、栗太郡、野洲郡、甲賀郡、蒲生郡、神崎郡、船井郡、何鹿郡、北桑田郡、天田郡、加佐郡、南桑田郡、熊野郡、竹野郡、熊野郡

陸軍幼年學校生徒心得

生徒志願者心得の大意を述べれば
 一、採用人員
 東京陸軍幼年學校約百五十名
 廣島陸軍幼年學校約百五十名

二、志願者の資格
 年齢 大正十二年四月二日より
 大正十四年四月一日迄に

生れたる者
 概ね中學校第一學年第二學期修業程度に於て別項記載の學科試験を行ふ

學力 制限なし
 三、願書用紙(志願者心得共)は
 全國各聯隊區司令部、朝鮮に在りては師團司令部、臺灣、關東洲、滿洲國又は支那に在りては

四採用検査
 採用検査を分ちて身體検査及學科試験とし學科試験は身體検査合格者に付之を行ふ

軍司令部)若は教育總監部、幼年學校に請求(郵税二錢切手封入)する事
 出願期限 昭和十二年十月三十一日迄

イ 検査場

身體検査及學科試験施行の場
 所左表の如し

志願者は左表同一行内の學科試験及身體検査場を選定の上
 志願票検査場欄所定の箇所に

記入すべし。但し検査場は場合により當部より指定變更せしむることあるべし

學科試験場	身體検査場	學科試験場	身體検査場
東京 横須賀 千葉 甲府	東京	善通寺 徳島 高知	善通寺
仙臺 若松	仙臺	小倉 福岡	小倉
高田 新潟	高田	久留米 大村 難知	久留米
名古屋 岐阜 豊橋 静岡	名古屋	宇都宮 水戸 高崎	宇都宮
大阪 和歌山 濱田 山口	大阪	京都 福知山 津 奈良	京都
廣島 福山 濱田 山口	廣島	京都 福知山 津 奈良	京都
熊本 大分 那覇	熊本	京都 福知山 津 奈良	京都
鹿兒島 都城 那覇	鹿兒島	京都 福知山 津 奈良	京都
旭川 釧路 那覇	旭川	京都 福知山 津 奈良	京都
札幌 函館 那覇	札幌	京都 福知山 津 奈良	京都
弘前 秋田	弘前	京都 福知山 津 奈良	京都
山形 秋田	山形	京都 福知山 津 奈良	京都
盛岡 秋田	盛岡	京都 福知山 津 奈良	京都
金沢 鯖江 富山	金沢	京都 福知山 津 奈良	京都
姫路 岡山	姫路	京都 福知山 津 奈良	京都
松江 鳥取	松江	京都 福知山 津 奈良	京都

身體検査期日

自昭和十三年一月中旬至同年一月下旬の間に於て一日。

學科試験期日

昭和十三年一月下旬に三日間

五、學科試験科目範圍

歴史 國史の全部但江戸幕府以降は尋常小學校にて修めたる程度
 地理 尋常小學校にて修めたる範

圍及程度

理科 尋常小學にて修めたる範圍に於て中學校第一學年第二學期修業程度の一般理科但生理、衛生、物理、化學に關する事項は尋常小學校に於て修めたる程度とす。
 數學 算術(整數、小數、諸等數、分數、比、比例及歩合算) 代數(正數、負數、整式四則、一元一次方程式)

國語

六、身體検査に不合格となすべきもの概ね左の如し

- 一、裸眼の視力一・〇に満たざる者及辨色不全の者
- 二、傷痍、疾病、畸形等にて陸軍人の服務に妨げある者
- 三、身長、體重、胸圍、一定の標準に達せざる者

七、採用決定者の發表

八、注意
 入校後の所要經費
 陸軍幼年學校生徒にありては毎月十圓乃至二十圓を要するものとす

陸軍士官學校豫科生徒志願心得

豫科生徒志願者心得の大要を述べれば、
 一、採用人員 約五百三十名
 二、志願者の資格
 年齢 一般よりの志願者、大正七年四月二日より大正十一年四月一日迄に生れたる者
 現役下士官よりの志願者 明治四十五年四月二日以後に生れたる者

學力 概ね中學校第四學年第二學期修業程度に於て別項記載の學科試験を行ふ。
 學歴 制限なし。
 (不採用者)

- 一、妻ある者
 - 二、破産の宣告を受け復権を得ざる者
 - 三、禁錮以上の刑に處せられたる者
 - 四、素行修まらざる者
- 三、願書用紙(志願者心得共)は 検査場

全國各聯隊區司令部(朝鮮に在りては師團司令部、臺灣、關東洲、滿洲國又は支那に在りては軍司令部)若は教育總監部又は士官學校に請求(郵送希望者は二錢切手封入)すること
 出願期限 昭和十二年九月三十

四、採用検査
 採用検査を分ちて身體検査及學科試験とし學科試験は身體検査合格者に付之を行ふ。

學科試験在	身體検査場	身體検査所	學科試験場	身體検査場	身體検査所
東京 横須賀 千葉 甲府	東京 仙臺	第一師團長	善通寺 徳島 高知	善通寺 仙臺	第十一師團長
高田 新發田	高田 仙臺	第二師團長	小倉 福岡 知	小倉 仙臺	第十二師團長
名古屋 岐阜 豊橋 静岡	名古屋 仙臺	第三師團長	久留米 大村 高崎	久留米 仙臺	第十四師團長
大阪 和歌山 濱田 山口	大阪 仙臺	第四師團長	京都 福知山 津 奈良	京都 仙臺	第十六師團長
廣島 福山 瀨田 山口	廣島 仙臺	第五師團長	京都 福知山 津 奈良	京都 仙臺	第十九師團長
熊本 大分 那覇	熊本 仙臺	第六師團長	京都 福知山 津 奈良	京都 仙臺	第二十師團長
鹿兒島 都城 那覇	鹿兒島 仙臺	第七師團長	京都 福知山 津 奈良	京都 仙臺	臺灣軍司令官
旭川 釧路 那覇	旭川 仙臺	第八師團長	京都 福知山 津 奈良	京都 仙臺	關東軍司令官
札幌 函館	札幌 仙臺	第九師團長	京都 福知山 津 奈良	京都 仙臺	支那駐屯軍司令官
弘前 秋田	弘前 仙臺	第十師團長	京都 福知山 津 奈良	京都 仙臺	
山形 秋田	山形 仙臺		京都 福知山 津 奈良	京都 仙臺	
盛岡 秋田	盛岡 仙臺		京都 福知山 津 奈良	京都 仙臺	
金澤 鯖江 富山	金澤 仙臺		京都 福知山 津 奈良	京都 仙臺	
姫路 岡山 富山	姫路 仙臺		京都 福知山 津 奈良	京都 仙臺	
松江 鳥取	松江 仙臺		京都 福知山 津 奈良	京都 仙臺	

身體検査期日

自昭和十二年十一月中旬至同年十二月上旬の間に於て一日

學科試験期日

昭和十二年月上旬に四日間

五、學科試験科目範圍

外國語(英、獨、佛、露、支那語)の中志願者の希望する一種

歴史(甲要目準據)【國史全部】(但「武士の興起と武家政治」まで)に於て第四學年に修得すべきものは其の程度に據る

【西洋史】(「フランス革命」以後全部) 國語漢文

地理【日本地理】(但朝鮮及總括を除く) 【外國地理】(但イギリス、フランス、イタリア、イペリア半島、バルカン半島を除く)

理科(乙表要目に準據)【物理】(物性、熱、音、光、磁氣及

靜電氣、電流の強さ、電動力抵抗、電流の作用)

【化學】非金屬、金屬、有機化合物の一部(炭化水素、メタン、アセチレン、クロロホルム、ヨードホルム、石油、メチルアルコール、エチルアルコール、フーゼル油、グリセリン、エチルエーテル、ホルムアルデヒド、アセトン、醋酸及飽和化合物、不飽和化合物、異性體)

作文 數學【代數】(整式、分數式、無理式、開方、方程式、不等式比例、級數、函數)

【幾何及三角法】(直線形、圓面積、比例、相似形、軌跡、作圖題、銳角の三角函數)

六、身體検査に不合格となすべきもの概ね左の如し 士官學校豫科生徒志願者

學期修業程度に於て別項記載の學科試験を行ふ 學歴 制限なし

一、妻ある者 二、破産の宣告を受け復権を得ざる者 三、禁錮以上の刑に處せられたる者

四、素行修まらざる者 三、願書用紙(志願者心得共)は全國各聯隊區司令部(朝鮮に在りては師團司令部、臺灣、關東州、滿洲國又は支那に在りては軍司令部)若し陸軍經理學校に請求(郵送希望者は二錢切手封入)すべし。

一、裸眼の視力〇・五に満たざる者及辨色不全の者

二、傷痕、疾病、畸形等にて陸軍人の服務に妨げある者

三、身長、體重、胸圍一定の標準に達せざる者

昭和二年三月二十六日陸軍省令第九號陸軍身體検査規則附錄第四(該書類は陸軍官衙、學校、軍隊、市(區)町村役場等に備附あり)を参照するか又は學校配屬將校に就き承知すべし。

七、採用豫定者の發表 通達時期 昭和十三年二月中旬 八、注意 入校後の所要經費凡て官費とす

陸軍經理學校

陸軍經理學校豫科生徒志願に就ての梗概を述べれば

一、採用人員 約三十名

二、志願者の資格 年齢 陸軍部外よりの志願者 大正七年四月二日より大正十一年四月一日迄に出生の者 陸軍部内よりの志願者 現役下士官よりの志願者 明治四十五年四月二日以後出生の者

幹部候補生、操縦候補生又は現役兵よりの志願者(願書を差出すとき未だ入營せざる者及歸休し居る者を除く) 大正二年四月二日以後出生の者

學力 概ね中學校第四學年第二

學期修業程度に於て別項記載の學科試験を行ふ

學歴 制限なし 一、妻ある者 二、破産の宣告を受け復権を得ざる者 三、禁錮以上の刑に處せられたる者

四、素行修まらざる者 三、願書用紙(志願者心得共)は全國各聯隊區司令部(朝鮮に在りては師團司令部、臺灣、關東州、滿洲國又は支那に在りては軍司令部)若し陸軍經理學校に請求(郵送希望者は二錢切手封入)すべし。

出願期限 昭和十二年十月十五日迄

四、採用検査

採用検査を分ちて身體検査及學科試験は身體検査合格者に付之を行ふ。 検査場 身體検査及學科試験施行の場所 左表の如し。

陸軍部外よりの志願者は左表同一行内の學科試験場及身體検査場を選定の上志願票検査場欄所定の個所に記入すべし。

但し身體検査場は場合により陸軍經理學校長より指定變更せしむることあるべし。

學科試験場	身體検査場	學科試験場	身體検査場
東京 横須賀 千葉 甲府	東京 仙臺	名古屋 岐阜 豊橋 静岡	名古屋 第三師團長
仙臺 若松	高田	大阪 和歌山	大阪 第四師團長
高田 新發田	高田	廣島 福山 濱田 山口	廣島 第五師團長

熊本大分	熊本	第六師團長	小倉福岡	小倉	第十二師團長
鹿兒島都城那覇	鹿兒島	第七師團長	久留米大村高崎	久留米	第十四師團長
旭川釧路	旭川	第八師團長	宇都宮水戸高崎	宇都宮	第十六師團長
札幌函館	札幌	第九師團長	松本	松本	第十九師團長
弘前秋田	弘前	第十師團長	京都福知山津奈良	京都	第二十師團長
山形	山形	第十一師團長	京都福知山津奈良	京都	臺灣軍司令官
盛岡	盛岡		京都福知山津奈良	京都	關東軍司令官
金澤	金澤		京都福知山津奈良	京都	支那駐屯軍司令官
姫路岡山	姫路		京都福知山津奈良	京都	
松江島取	松江		京都福知山津奈良	京都	
善通寺徳島高知	善通寺		京都福知山津奈良	京都	
松山	松山		京都福知山津奈良	京都	

身體検査

期日 自昭和十二年十一月下旬

至各年十二月三日の間に於て一日

身體検査の期日、場所、参集時刻等は志願者の希望せし身體検査所管の師團長より検査期日概ね七日前迄に直接本人に通達せらるゝ外検査場所所在地の市(區)役所、町村役場、聯隊區司令部等に揭示せらるゝものとす。

體検査場所管の師團長宛になすべし。

學科試験期日 昭和十二年十二月上旬に四日間

身體検査合格者に對しては其の検査場試験委員より學科試験受験者心得を交付し同時に學科試験の場所参集時刻等を通達す。

五、試験科目 範圍、日割は左の如し。

外國語(英、獨、佛、露、支那語)の中志願者の希望する一

種)

歴史(甲要目に準據)【國史全部】

(但「武士の興起と武家政治」までに於て第四學年に修得すべきものは其の程度に據る)

【西洋史】(「フランス革命」以後全部)

國語漢文 地理【日本地理】(但朝鮮及總括を除く)

【外國地理】(但イギリス、フランス、イタリア、イベリア

陸軍工科學校

此生徒志願に就て梗概を述べれば
一、生徒は現役各兵科(憲兵を除く)兵及年齢十七年以上二十年未満の兵役關係なき者より召募試験に合格したる者を以て之に充つ(入校年の三月三十一日を以て計算す)

二、學力

入學試験は高等小學校卒業程度に於て行ふ
國語、作文、算術、地理、歴史理科

三、試験科目

詳細は毎年一月頃に官報にて告示さる

熊谷陸軍飛行學校

陸軍航空技術學校

此生徒志願に就て梗概を述べれば

半島、バルカン半島を除く)理科(乙表要目に準據)【物理】

(物性、熱、音、光、磁氣及靜電氣、電流の強さ、電動力、抵抗、電流の作用)

【化學】非金屬、金屬、有機化合物の一部(炭化水素、メタン、アセチレン、クロロホルム、ヨードホルム、石油、メチルアルコール、エチルアルコール、フーゼル油、グリセリン、エチルエーテル、ホルムアルデヒド、アセトン、醋酸、飽和化合物、不飽和化合物、異性體)

作文

數學【代數】(整式、分數式、無理式、開方、方程式、不等式) 比例、級數、函數【幾何及三角形】(直線形、圓、面積、比例、相似形、軌跡、作圖題、銳角の三角函數)

一、年齢（入校年の三月三十一日を以て計算す）

操縦生徒（賴谷） 十七年以上十九年未満

技術生徒（所澤） 十五年以上十九年未満

但陸軍現役兵は二十歳未満まで

二、學力

入學試験は高等小學校卒業程度に於て行はる

三、試験科目

國語、作文、算術、地理、歴史、理科

詳細は毎年一月頃に官報に告示せらる

陸軍通信學校

陸軍通信學校生徒（少年通信兵と稱せらる）の志願に就て其梗概を述べれば
一、年齢 十五年以上十八年未満

（入校年の三月三十一日を以て計算す）

二、學力 入學試験は高等小學校卒業程度に於て行はれるから其れだけの學力が必要である。但し學歴の有無は問ふ所でない。

三、試験科目 國語、作文、地理、歴史、理科、テスト

四、志願手續 願書は志願票を用ひ、之に戸籍謄本を添付して差出すものとす。志願票は陸軍通信學校又は聯隊區司令部（朝鮮、關東州、滿洲國又は支那にありては師團司令部又は軍司令部）に請求すれば渡される。願書類差出期日は左の通りとす。志願者は五月三十一日迄に到着する如く希望身體検査地所管の聯隊區司令部（朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國又は支那に於て検査を受けんとする者にありては師團長又は軍司令部）宛に出すこと

五、試験期日

身體検査 九月十三日

學科試験 九月十四日より二日間

第二次身體及適性検査 十一月三十日

詳細は陸軍諸學校生徒採用規則に規定せられ毎年一月頃に官報に告示せらる。

陸軍戸山學校軍樂生徒

陸軍戸山學校軍樂生徒は軍樂部の下士官となるもので其課程を卒業したる者は樂手補（上等兵と同等級）を命ぜられ次で樂手（下士官）に任ぜらる。其志願の爲必要な事項の概要を述べれば、

一、年齢 十六年以上二十年未満（入校年の三月三十一日を以て計算す）

二、學力 學科試験は高等小學校卒業の程度に於て行はる。夫れに相應する學力を必要とす。併し學歴の有無は問はず。

三、試験科目 國語、作文、算術、地理、歴史、唱歌

右の外音程の判別並音楽に關する素質の程度を検査す。

四、志願手續

願書は志願票を用ひ之に戸籍謄本を添付し二月末日迄に希望身體検査地の聯隊區司令部（朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國又は支那にありては師團長又は軍司令部）に差出すものとす。

志願票用紙は教育總監部、陸軍戸山學校又は聯隊區司令部（朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國又は支那にありては師團司令部又は軍司令部）に請求すれば渡される。召募の爲には毎年一月頃官報で告示さる。

海軍諸學校生徒志願者心得

一、採用員數

海軍兵學校 約二四〇名

海軍機關學校 約八〇名

海軍經理學校 約二五名

二、志願者の資格

年齢 大正八年四月二日（海軍經理學校生徒志願者は大正六年四月二日）より大正十一年四月一日迄に出生の者
但し海軍下士官たる志願者にして昭和十年六月二十九日以前入團者は大正四年四月二日以後に出生の者。

學歴 制限なし

學力 中學校第四學年第二學期修了程度を標準とす。

不採用者

一、有妻の者

二、禁錮以上の刑に處せられ

たる者

三、復権を得ざる破産者

四、品行不正其他の事情に依り將來海軍士官たるの體面を保つこと能はずと認むる者

三、志願校の選擇

志願者は海軍兵學校、海軍機關學校及海軍總理學校の中一校を志願するものとす。但し海軍機關學校志願者は右の規定に拘らず別に海軍兵學校又は海軍經理學校を志願することを得。此の場合海軍機關學校の採用試験に合格し海軍生徒採用豫定者として公表せられたるときは、其の志願を取消すに非ざれば海軍兵學校又は海軍經理學校の學術試験に應ずることを得ず。志願者は志願票を差出したる後に於ても志願書提出期日迄は其の志願校を變更することを不得

海軍兵學校及海軍機關學校志願者は身體検査の結果に依り試験場に於て海軍經理學校に轉志願することを得

志願者は海軍生徒採用以前に在りては採用試験の前後に拘らず其の志願を取消すことを得。此の場合に於ては速に當該志願校の海軍生徒採用試験委員又は採用試験場に臨場の試験委員に其の旨届出づるものとす。

四、志願書提出期日

左の書類を昭和十二年六月二十日迄に志願校(二校志願の者は兩校へ各別に)の海軍生徒採用試験委員に提出するものとす。志願票(第一號書式) 二通 志願者戸籍謄本(昭和十二年三月以後作製したるもの) 二通

五、採用試験

採用試験を分ちて身體検査、學術試験及口頭試験とし學術及口

頭試験は身體検査合格者に就き之を行ふ。

一、試験場

採用試験場を左の各地に設く
札幌 青森 山形 仙臺
宇都宮 東京 横須賀 新潟
金澤 長野 名古屋 大阪
新舞鶴 鳥取 岡山 吳
山口 松山 高知 大分
福岡 佐賀 佐世保 熊本
鹿児島

二、身體検査

身體検査は三校とも同時に昭和十二年七月下旬乃至八月月上旬に之を行ふ。

身體検査の期日及場所は昭和十二年七月二十日迄に各學校の海軍生徒採用試験委員より志願者に豫告す(二校志願の者には海軍機關學校の試験委員のみより通知し又海軍下士官兵たる志願者は所轄長に豫告す)

右豫告に接せざる志願者は直接各學校の海軍生徒採用試験委員に照會するものとす。

身體検査日割(實施月日、人名注意事項等)は検査開始の前日検査場に掲示す。

身體検査に於て不合格と爲すべき者概ね左の如し。

一、身長一五二・〇(五尺)に達せざる者

二、體重四五(十二貫)(十七年未滿の者に在りては四三・〇(十一貫五百匁)に達せざる者

三、胸圍七七・〇(二尺五寸三分)(十七年未滿の者に在りては七五・〇(二尺四寸八分)に達せざる者及胸廓擴張五・五(一寸八分)に達せざる者

四、身長、體重及胸圍規定に適合するも著しく其の交互の對

照を失する者

五、活量三千立方厘米に達せざる者

六、視力各一・〇(萬國視力表に依る)に達せざる者(海軍經理學校志願者に限り各眼視力〇・二に達せざる者及各眼視力〇・二以上なるも矯正視力一・〇に達せざる者

七、遺傳疾患の素因ある者及再發の虞ある疾患の既往症ある者

八、身體發育不全、體質薄弱、傷痍疾病に起因する全身衰弱

九、白痴、精神異常、著しき言語若は知覺障碍又は運動麻痺發作性神經系疾患

十、皮膚殊に頭皮の慢性疾患、著しき腋臭又は癩痕

十一、頭部顔面頸部の畸形又は著しき醜形、頭蓋骨骨折又は陥凹、頸腺腫大

十二、識色力異常、斜視其の他重き眼疾患

十三、聴力異常中耳内耳疾患其の他重き耳疾患

十四、重き鼻腔副鼻腔疾患

十五、重き口腔咽喉疾患、齒質不良又は齒數不足に因る高度の官能障碍、下顎運動障碍

十六、胸廓の畸形、扁平、胸膜胸部内臓疾患

十七、「ヘルニア」、腹膜腹部内臓疾患

十八、重き生殖器疾患

十九、痔瘻、脱肛其の他重き肛門會陰疾患

二十、四肢の畸形、傷痍疾病に起因する歪形、筋力薄弱、關節運動障碍

廿一、脊梁骨盤の畸形、傷痍疾病に起因する歪形、運動障碍

廿二、前諸號の外急治の見込なき傷痍疾病

身體検査に合格したる者に對しては身體検査合格證を付與す。

三、學術試験

一、學術試験は略中學校第四學年第二學期修了程度を標準として之を行ふ。其の科目左の如し。

代數(負數、整數式、最大公約數、最小公倍數、分數式、方程式、變法及開法、比例、級數)

幾何(平面幾何全部)

英語(英文和譯、和文英譯及英文法)

國語、漢文、作文、日本歴史

物理(物性、熱、音、光、磁氣、電氣「感應電流、真空放電、放射能、電波を除く」)

化學(無機化學「主なる非金屬元素及其の化合物、主なる金屬元素及其の化合物、化學量論の諸定律、分子量及原子量

化學式及化學方程式、酸、鹽、基及鹽、溶液、電解及電離)

二、學術試驗日割

試験の成績著しく不良なるときは爾後の受験を停止す。

海軍兵學校	昭和十二年十二月二十三日	代數、幾何、化學	英語
海軍經理學校	同 二十四日	物理、國語、漢文	日本歴史
海軍機關學校	同 二十五日	物理、國語、漢文	作文
	昭和十二年十月二十四日	代數、幾何、化學	英語
	同 二十五日	物理、國語、漢文	作文
	同 二十六日	物理、國語、漢文	作文

三、學術試驗場は身體検査の期日及場所の豫告と同時に又身體検査場に於ても指示す。

(四) 口頭試験

學術試験終了の翌日其の最終經績者に就き同所に於て行ふ。

六、海軍生徒用豫定者の決定發表及其の召集

海軍生徒を命ずるには先づ其の採用豫定者を海軍兵學校及經理學校志願者に在りては昭和十三年二月中旬、海軍機關學校志願者に在りては昭和十二年十二月月上旬官報にて告示し昭和十三年三月下旬當該學校に召集し身體の再検査を行ひたる後に於てす

其の不合格者は之を採用せず採用豫定者を召集するには海軍生徒採用試験委員長之を本人に示達す

七、海軍生徒に關する事項の摘要

- (一) 生徒は入校の日より海軍兵籍に之を編入す
- (二) 生徒には入校の日より糧食被服其の他修學費用を官給す
- (三) 生徒は情願を以て退校することを得ず
- (四) 左の各號の一に該當する生徒は之を退校せしむ

一 海軍士官たるべき器量に乏しき者

二 品行不正又は怠惰にして訓戒を加ふるも改悛せざる者

三 學業の成績不良にして卒業の目途なき者

四 傷痍を受け又は疾病に罹り前途役務に堪え難しと認め

八、注意

海軍生徒採用試験の事務は各學校の海軍生徒採用試験委員之を取扱ふに付海軍生徒志願票の請求、海軍生徒志願に必要なる書類の提出其他海軍生徒志願に關する一切の通信は左記に宛つるものとす

海軍兵學校生徒志願者：廣島縣

江田島海軍兵學校海軍生徒採用試験委員

海軍機關學校生徒志願者：京都府

府下中舞鶴海軍機關學校海軍生徒採用試験委員

海軍經理學校生徒志願者：東京市

京橋區小田原三丁目海軍經理學校海軍生徒採用試験委員

海軍生徒採用試験委員より志願者に發する通信は總て志願票記載の住所宛とす

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

各種賞品・記念メダル



御指定により如何様にも御調製致しますから一應御照會を願ひます。

製作品 賞品、記念メダル、金、銀、銅、木杯、カッパ、各種徽章、東京九段下

帝國陸海軍 御用

大日本聯合青年團 用

大日本消防協會 用

〇〇軍隊記念、賞品カタログ進呈

在郷軍人、記念、賞品カタログ進呈

アキバ徽章商會

電話九段三三三、三三九番

振替東京三三一、三三番

アキバ工作所九段一ノ十

富士電機製造株式會社

神奈川縣川崎市

海軍

給與、經理等の業務に當らしめる。此の本籍は艦隊其他に編入又は附屬せられても變更することはない。艦船の任務及性能は次の如くである。

統帥機關

軍令部

軍令部は國防用兵に關する事を掌る所にして軍令部總長は天皇に直隸し帷幄の機務に參し又軍令部の部務を統理す。

在外帝國大使館及公使館に大使館附武官、公使館附武官及同輔佐官として兵科將校を置き總長之を管す。

【歴代軍令部總長】

中牟田倉之助、樺山資紀、伊東祐亨、東郷平八郎、伊集院五郎、島村速雄、山下源太郎、鈴木貫太

かず、海軍省に教育局を置き、海軍全般の教育を統轄せしめる。

帝國海軍の編制

艦船 海軍の作戰をして遺憾なからしむるため任務若くは用途に應じ帝國海軍艦船は、軍艦、驅逐艦、潜水艦、掃海艇、特務艦、雜役船等に類別し、艦船の艦隊其他に編入(若は附屬)せられ又は警備、練習、測量、其他の任務に服するものを在役艦船、其他を豫備艦船、製造中のものを未成艦船と云ふ。而して艦船は凡て其の本籍を鎮守府に置き所屬の鎮守府をして、兵力の維持、

帝國海軍の現制

海軍はいふまでもなく艦船より成り、一定の編組の下に之を艦隊に編成する。艦船は實に海軍編制の基礎であつて凡ゆる海軍機關は主として艦船を製造し、維持し、經理し、統率し、運用する爲めに設けられてゐる。艦隊及鎮守府には各々司令長官があつて、軍令軍政並教育事務を分掌する。海軍々令部總長は全海軍を以てする國防用兵に關することを掌り、海軍大臣は海軍全般の軍政を管理し、共に天皇に直隸する。海軍には特に教育に關し、天皇直隸の機關を置

郵、加藤寛治、谷口尙眞、博恭王

軍政機關

海軍省

海軍大臣は海軍軍政を管理し、海軍軍人、軍屬を統督し所轄諸部を監督す。

海軍省に大臣官房及軍務、人事、教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局を置く。

軍務局第一課に於ては左の事務を掌る

- 一、艦船、部隊、官衙及學校の建制及勤務に關する事項
- 二、艦船及部隊の編制及役務に關する事項
- 三、軍紀、風紀に關する事項
- 四、演習に關する事項
- 五、檢閲に關する事項
- 六、儀式、禮式、服制及旗章に關する事項

- 七、艦船兵器（軍務局第三課及軍需局の所掌に屬するものを除く）に關する事項
- 八、國際的規約及遣外員に關する事項
- 九、海軍軍備其の他一般海軍軍政に關する事項

軍務局第二課に於ては左の事務を掌る

- 一、出師準備に關する事項
- 二、軍需工業動員法に關する事項
- 三、戒嚴及徵發に關する事項
- 四、港務に關する事項
- 五、運輸通信に關する事項
- 六、水路及海上保安に關する事項
- 七、水陸諸設備に關する事項
- 八、軍港、要港、要塞地帯及沿岸の取締に關する事項

軍務局第三課に於ては左の事務を掌る

- 一、機關の使用に關する事項
- 二、艦内工作に關する事項

- 三、艦船の保存整備に關する事項
- 四、前各號に關係ある兵器（軍需局の所掌に屬するものを除く）に關する事項

人事局第一課に於ては左の事務を掌る

- 一、士官、特務士官、候補生、准士官及文官の補充、服役、進退、任免、補職、増俸に關する事項
- 二、下士官兵の補充、服役、任官、徵募及進級に關する事項

人事局第二課に於ては左の事務を掌る

- 一、綬位、綬勳、記章、褒章、賞與、其他身上に關する事項
- 二、恩給に關する事項
- 三、戰時充員に關する事項
- 四、召募及簡閱點呼に關する事項
- 五、軍需工業動員法に依り召集及徵用に關する事項

教育局第一課に於ては左の事務を掌る

- 一、教育の統一に關する事項（教育局第二課の所掌に屬するものを除く）

- 二、一般教育に關する事項（教育局第二課及第三課の所掌に屬するものを除く）

- 三、教育圖書に關する事項

教育局第二課に於ては左の事務を掌る

- 一、艦船部隊の教育及術科訓練の統一に關する事項

- 二、艦船部隊の教育訓練（教育局第三課の所掌に屬するものを除く）に關する事項

教育局第三課に於ては左の事務を掌る

- 一、機關術の教育訓練に關する事項

軍需局第一課に於ては左の事務を掌る

- 一、艦營需品（行動消耗品を除く）に關する事項

- 二、港用品に關する事項
- 三、兵器の準備、保管及供給に關する事項

軍需局第二課に於ては左の事務を掌る

- 一、燃料及行動消耗品に關する事項

- 二、炭山及油田に關する事項

軍需局第三課に於ては左の事務を掌る

- 一、被服及糧食に關する事項

醫務局に於ては左の事務を掌る

- 一、醫務、衛生、恩給、診斷及軍人體格に關する事項
- 二、治療品に關する事項
- 三、軍醫科及藥劑科士官以下の本務に關する事項
- 四、醫務、衛生の教育に關する事項

經理局第一課に於ては左の事務を掌る

- 一、豫算及決算に關する事項
- 二、主計科士官以下の本務に關する事項
- 三、會計經理及契約の規定に關する事項

經理局第二課に於ては左の事務を掌る

- 一、給與物品經理及契約の規定に關する事項
- 二、會計の監査に關する事項
- 三、國有財産に關する事項

經理局第三課に於ては左の事務を掌る

- 一、出納及用度に關する事項
- 二、艦船、兵器、艦營需品、港用品、燃料、被服、糧食其の他の物の製造、購買、賣却、貸付、借入及運送の契約並建築工事の契約に關する事項
- 建築局に於ては左の事務を掌る
- 一、建築及土木工事の計畫審査及

【歴代海軍大臣】

西郷從道、大山巖、西郷從道、榊山資紀、仁禮景範、西郷從道、山本權兵衛、齋藤實、八代六郎、加藤友三郎、財部彪、村上格一、財部彪、岡田啓介、財部彪、安保清種、大角岑生、岡田啓介、大角岑生、永野修身

【海軍大將】

西郷從道、榊山資紀、伊東祐亨、井上良馨、東郷平八郎、山本權兵衛、威仁親王、川村純義、柴山矢八、鮫島員規、日高壯之丞、片岡七郎、上村彦之丞、伊集院五郎、出羽重遠、齋藤實、瓜生外吉、三須宗太郎、島村速雄、加藤友三郎、吉松茂太郎、藤井較一、八代六郎、加藤定吉、山下源太郎、名和又八、郎、村上格一、依仁親王、有馬良橋、山屋他人、財部彪、黒井梯次郎、野間口兼雄、枋内曾次郎、博恭王、

鈴木貫太郎、竹下勇、小栗孝三郎、岡田啓介、井出謙治、百武三郎、安保清種、加藤寛治、谷口尙眞、山本英輔、大角岑生、山梨勝之進、野村吉三郎、小林躋造、中村良三、末次信正、永野修身、高橋三吉、藤田尙徳

【海軍省隷屬官衙】

海軍艦政本部 東京に置き艦船、兵器(航空兵器を除く)の計畫、審査、造修、備裝、海軍工作廠工場(航空兵器工場を除く)の設備の計畫、審査並造船科、造機科、造兵科士官(航空兵器に關する技術に従事する造兵科士官を除く)の教育及本務に關する事項其の他海軍共済組合に關する事項を掌る。猶海軍艦政本部隷屬官衙として海軍技術研究所があるが、之は海軍技術の研究、調査及諸種の技術的試験に關す

ることを掌り必要に應じ兵器材料の製造修理を掌る、但し航空兵器に關しては海軍航空本部長の區處を受くるものとす。

海軍火藥廠 神奈川縣平塚市に置き火藥類及其原料の製造修理審査及研究に關することを掌る。

海軍航空本部 東京に置き航空兵器の計畫、審査、航空術の教育、航空兵器に關する技術に従事する造兵科士官以下の教育及本務に關する事項其他航空に關する一般事項を掌る。

水路部 東京に置き水路の測量、水路圖誌の調製、航海の保安及水路科士官以下の教育に關することを掌る。

【海軍大臣直轄學校】

海軍大學校(東京) 海軍士官に高等の學術を教授して兼ねて其

研究を行ふ所とす。海軍大學學生は之を左の三種に區別す。

- 一、甲種學生
- 二、機關學生
- 三、選科學生

甲種學生は海軍少佐又は大尉にして左の各部に該當する者に就き樞要職員又は高等指揮官の素養に必要なる高等の兵學其の他の學術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命す。

一、身體強健實務の成績優等にして高等の兵學を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる者

二、入學試験に合格したる者
機關學生は海軍機關大尉又は機關中尉にして左の各號に該當するものに就き要職に充つるに適當する素養に必要なる高等の機關術其の

他の學術を修得せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命す。

一、身體強健實務の成績優等にして高等の機關術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる者

二、入學試験に合格したる者
選科學生は海軍士官にして専門の學科を研究することを志願し且實務の成績優等にして之を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる者に就き其の學科を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命す。

海軍大臣必要と認むるときは海軍士官に其の専修すべき學科を指定して選科學生を命することを得。

入學試験の規定は海軍大臣の認可を受け校長之を定む。
海軍兵學校(江田島) 海軍兵科將校と爲すべき生徒を教育し海

軍兵科、航空科、整備科の准士官及一等下士官に對し將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養に必要なる教育を施す所とす。
海軍兵學校生徒は年齢十六年以上十九年以下にして海軍兵科將校たらんことを志願するものに就き檢査を行ひ所要の人員を採用す。
左の各號の一に該當する者は生徒に之を採用せず。

一、有妻の者
二、禁錮以上の刑に處せられたる者

三、復権を得ざる家資分散者又は破産者

四、品行不正其の他の事情に依り將來海軍兵科將校たる體面を保つこと能はずと認むる者

生徒は入校の日より海軍兵籍に之を編入す。
生徒の修業期間は四年とす、但し戰時又は事變に際しては之を短

縮することを得。

生徒左の各號の一に該當するときは之を退校せしむ。

一、海軍兵科將校たるべき器量に乏しき者

二、品行不正又は怠惰にして訓戒を加ふるも改悛せざる者

三、學業の成績不良にして卒業の目途なき者

四、傷痍を受け又は疾病に罹り前途役務に堪へ難しと認むる者

海軍兵學校に於て修習する海軍兵科、航空科及整備科の准士官及一等下士官を海軍兵學校選修學生と稱す。

選修學生は、海軍兵科、航空科若しくは整備科の准士官又は進級に必要な實役停年を有する海軍兵科、航空科若しくは整備科の一等下士官にして、左の各號に該當するものに就き將來尉官に準じ所要の勤務に服するに必要な素養を與

ふる爲志願に基き海軍大臣の指定に依り在籍鎮守府司令長官之を命ず。

一、身體強健實務の成績優等にして尉官に準じ所要の勤務に服せしむるに適當なる識量を有すと認むる者

二、入學試験に合格したる者

海軍機關學校（舞鶴）海軍機關科將校と爲すべき生徒を教育し海軍機關兵曹長、海軍整備兵曹長、海軍一等機關兵曹及海軍一等整備兵曹に對し將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養に必要な教育を施す所とす。

海軍機關學校生徒は年齢十六年以上十九年以下にして海軍機關科將校たることを志願する者に就き検査を行ひ所要の人員を採用す。左の一に該當する者は生徒に之を採用せず。

一、有妻の者

二、禁錮以上の刑に處せられたる者

三、復権を得ざる家資分散者又は破産者

四、品行不正其の他の事情に依り將來海軍機關科將校たる體面を保つこと能はずと認むる者

生徒は入校の日より海軍兵籍に之を編入す。

生徒の修業期間は四年とす、但し戰時又は事變に際しては之を短縮することを得。

生徒左の各號の一に該當するときは之を退校せしむ。

一、海軍機關將校たるべき器量に乏しき者

二、品行不正又は怠惰にして訓戒を加ふるも改悛せざる者

三、學業の成績不良にして卒業の目途なき者

四、復痍を受け又は疾病に罹り前途役務に堪へ難しと認むる者

看護兵曹長に對し看護科特務士官の素養に必要な教育を施し其の他海軍に必要な醫學の研究、衛生の試験を行ひ並海軍の防疫に關する事務を補助する所とす。

海軍軍醫學校學生は之を左の四種に區別す。

一、高等科學生

二、普通科學生

三、選科學生

四、選修學生

高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の醫學を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍軍醫大尉に就き要職に充つるに適當なる素養に必要な醫學に關する高等の學術技能を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

普通科學生は新に任用したる海軍軍醫科尉官又は藥劑科尉官に初

海軍—軍政機關（海軍大臣直轄學校）

級軍醫科士官又は藥劑科士官に必要な學術技能を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

選科學生は海軍軍醫科士官又は藥劑科士官にして専門の學科を研究することを志願し且實務の成績優等にして之を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる者に就き其の學科を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

海軍大臣必要と認むるときは海軍軍醫科士官又は藥劑科士官に其の専修すべき學科を指定し選科學生を命ずることを得。

選修學生は海軍看護兵曹長にして左の各號に該當する者に就き將來看護科特務士官として所要の勤務に服するに必要な素養を與ふる爲志願に基き海軍大臣の指定に依り在籍鎮守府司令長官之を命ず

一、身體強健實績優等にして高等武官として所要の勤務に服

授し兼て職務を練習せしめ海軍

海軍軍醫學校（東京）海軍軍醫

官及藥劑官に必要な學術を教

授し兼て職務を練習せしめ海軍

海軍—軍政機關（海軍大臣直轄學校）

せしむるに適當なる識量を有すと認むる者

二、入學試験に合格したる者
海軍經理學校(東京) 海軍主計

科士官と爲すべき生徒を教育し海軍主計科兵曹長及一等主計兵曹に對し將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養に必要な教育を施し、海軍主計科士官に對し之に必要な學術を教授し兼て該官をして職務を練習せしめ、海軍特修兵たるべき海軍下士官、兵に對し之に必要な學術を教授する所とす。

海軍經理學校生徒は年齢十六年以上二十一年以下にして海軍主計科士官たることを志願する者に就き検査を行ひ、所要の人員を採用す。

左の各號の一に該當する者は生徒に之を採用せず。
一、有妻の者

二、禁錮以上の刑に處せられたる者

三、復権を得ざる家資分散者又は破産者

四、品行不正其の他の事情に依り將來海軍主計科士官たる體面を保つこと能はずと認むる者

生徒は入校の月より海軍兵籍に之を編入す。
生徒の修業期間は四年とす、但し戦時又は事變に際しては之を短縮することを得。
生徒左の各號の一に該當するときは之を退校せしむ。
一、海軍主計科士官たるべき器量に乏しき者
二、品行不正又怠惰にして訓戒を加ふるも改悔せざる者
三、學業の成績不良にして卒業の目途なき者
四、傷痍を受け又は疾病に罹り前途役務に堪へ難しと認むる者

海軍經理學校は海軍主計大尉又は主計中尉に就き主計長の素養に必要な學術を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

海軍一等主計兵曹にして左の各號に該當するものに就き將來尉官に準じ所要の勤務に服する必要な素養を與ふる爲志願に基き海軍大臣の指定に依り在籍鎮守府司令長官之を命ず。
一、身體強健實務の成績優等にして尉官に準じ所要の勤務に服せしむるに適當なる識量を有すと認むる者
二、入學試験に合格したる者
海軍經理學校學生の修業期間は海軍大臣之を定む。

乙種學生は海軍主計大尉又は主計中尉に就き主計長の素養に必要な學術を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

鎮守府司令長官に
隷する學校
海軍砲術學校(横須賀)

補習學生は海軍經理學校生徒教程を経ざる海軍主計中尉又は主計少尉に就き初級主計科士官に必要な學術を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

選科學生は海軍主計科士官にして専門の學科を研究することを志願し且實務の成績優等にして之を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる者に就き其の學科を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

海軍大臣必要と認むるときは海軍主計科士官に其專修すべき學科を指定し選科學生を命ずることを得。

選修學生は海軍主計兵曹長又は進級に必要な實役停年を有する

海軍—鎮守府司令長官に隷する學校

海軍經理學校學生は之を左の五種に區別す。
一、甲種學生
二、乙種學生
三、補習學生
四、選科學生
五、選修學生
甲種學生は身體強健實務の成績優等にして會計經理に關する高等の學術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍主計少佐又は主計大尉に就き要職に充つるに適當なる素養に必要な會計經理に關する學術を習修せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す、海軍砲術學校學生は之を左の三種に區別す。
一、高等科學生
二、特修科學生
三、專攻科學生
高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の砲術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な砲術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に

就き又は特に必要と認むる者に對し必要なる砲術を修習せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官に在りては在籍鎮守府司令長官之を命ず。專攻科學生は海軍砲術學校高等科學生教程を終了したる者に就き砲術中特に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。

海軍水雷學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍水雷學校學生、海軍下士官兵を海軍水雷學校練習生と稱す。海軍水雷學校學生は之を左の三種に區別す。

專攻科學生は海軍水雷學校高等科學生教程を終了したる者に就き水雷術中特に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。

海軍潜水學校(吳)

海軍潜水學校に海軍將校兵科及機關科特務士官准士官下士官兵をして潜水艦に關する須要なる實務を練習せしめ之に對し潜水艦に關する學術を教授する所とす。

海軍潜水學校に於ては前項の外潜水艦に關する研究教育の規畫に關する研究調査を行ふ。

海軍潜水學校に於て修習する海軍准士官以上を海軍潜水學校學生、海軍下士官兵を海軍潜水學校練習生と稱す。

海軍潜水學校學生は之を左の五

海軍水雷學校(神奈川・田浦)

海軍水雷學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要なる水雷術を教授する處とす。

海軍水雷學校に於ては前項の外海軍に必要なる水雷術の研究並其の教育の規畫に關する研究調査を行ふ。

海軍水雷學校に於ては前項の外海軍に必要なる水雷術を修習せしむる爲海軍大臣、海軍兵科特務士官准士官に在りては在籍鎮守府司令長官之を命ず。

種に區別す。

- 一、甲種學生
 - 二、乙種學生
 - 三、機關學生
 - 四、特修科學生
 - 五、專攻科學生
- 甲種學生は海軍潜水學校乙種學生教程を終了したる者又は之に準ずべき經歷を有する海軍少佐若くは大尉に就き潜水艦長として其の職務を遂行するに必要なる學術技能を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。
- 乙種學生は海軍水雷學校高等科學生教程を終了したる者又は之に準ずべき兵科尉官に就き潜水艦乗組兵科將校として其の職務を遂行するに必要なる事項を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。
- 機關學生は海軍工機學校高等科學生教程を終了したる者又は之に準ずべき機關科尉官に就き潜水艦

海軍—鎮守府司令長官に隸する學校

海軍工機學校(横須賀)

海軍工機學校は海軍機關科將校特務士官、准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必

要なる機關術及工術を教授する所とす。

海軍工機學校に於ては前項の外海軍に必要なる機關術及工術の研究並其の教育の規畫に關する研究調査を行ふ。

海軍工機學校に於て修習する海軍准士官以上を海軍工機學校學生、海軍下士官兵を海軍工機學校練習生と稱す。

海軍工機學校學生は之を左の三種に區別す。

- 一、高等科學生
- 二、特修科學生
- 三、專攻科學生

高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の機關術及工術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍機關大尉又は機關中尉に就き機關長の素養に必要なる機關術及工術を修習せしむる爲、海軍大臣、海軍兵科特務士官准士官に在りては在籍鎮守府司令長官之を命ず。

す。

特修科學生は海軍機關科將校、特務士官及准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要なる機關術及工術を修習せしむる爲海軍機關科將校に在りて海軍大臣、海軍機關科特務士官及准士官に在りては在籍の鎮守府司令長官之を命ず。

專攻科學生は海軍機關科將校に就き機關術又は工術に關し特に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。海軍工機學校學生の修業期間は海軍大臣之を定む。

海軍通信學校 (田浦)

海軍通信學校は海軍兵科將校、特務士官及准士官並海軍特修兵たるべき海軍下士官及兵に對し之に必要なる通信術を教授する所とす。

海軍通信學校に於ては前項の外海軍に必要なる通信術の研究及其の教育の規畫に關する研究調査を行ふ。

海軍通信學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍通信學校學生、海軍下士官及兵を海軍通信學校練習生と稱す。

海軍通信學校學生は之を左の三種に區別す。

一、高等科學生

二、特修科學生

三、專攻科學生

高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の通信術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き通信長の素養に必要なる通信術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

特修科學生は海軍兵科佐尉官、特務士官及准士官にして志願する

者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要なる通信術を修習せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官及准士官に在りては在籍の鎮守府司令長官之を命ず。

專攻科學生は海軍通信學校高等科學生教程を終了したる者に就き通信術中特に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。

海軍通信學校學生の修業期間は海軍大臣之を定む。

海軍航海學校 (横須賀)

海軍航海學校は海軍兵科將校、特務士官及准士官並に海軍特修兵たるべき海軍下士官及兵に對し之に必要なる航海術、運用術、信號術及見張術を教授する所とす。

海軍航海學校に於ては前項の外海軍に必要なる航海術、運用術、

信號術及見張術の研究並びに各其の教育の規畫に關する研究調査を行ふ。

海軍航海學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍航海學校學生、海軍下士官及兵を海軍航海學校練習生と稱す。

海軍航海學校學生は之を左の四種に區別す。

一、航海學生

二、運用學生

三、特修科學生

四、專攻科學生

航海學生は身體強健實務の成績優等にして高等の航海術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き航海長の素養に必要なる學術技能を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

運用學生は身體強健實務の成績優等なる海軍少佐又は大尉にして

志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し運用長の素養に必要なる學術技能を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

特修科學生は海軍兵科佐尉官、特務士官又は准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要なる航海術、運用術、信號術又は見張術を修習せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官及准士官に在りては在籍の鎮守府司令長官之を命ず。

專攻科學生は航海學生教程又は運用學生教程を修了したる者に就き航海術、運用術、信號術又は見張術中特に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。

海軍航海學校學生の修業期間は海軍大臣之を定む。

鎮守府

其所在の地名を冠稱し所管海軍區警備區を除く。の防禦及警備並所管の出師準備に關することを掌り又所屬各部を監督する所とす。

司令長官は 天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し海軍大臣の命を受け軍政を掌り又部下の軍紀、風紀及教育訓練を統監す。

司令長官は其軍港に於ける守備、秩序の維持及齊一を要する重大なる事項に關し同所に在る後任指揮官の率ゐる艦船部隊を指揮するの權を有す、但緊急の必要ある場合の外之が爲當該諸隊及艦船の本務を妨ぐることを得ず。

司令長官は所管海軍區の警備に關しては當該區警備の任務を有する艦隊司令長官と氣脈を通ず。鎮守府隷屬官衙左の如し、但總

て所在の地名を冠稱す。

- 一、海軍人事部 各軍港に置き在籍特務士官、准士官の人事を掌り又下士官、兵の兵籍を主管し徴募、召集、補充等に關することを掌る
- 二、海軍軍需部 各軍港に置き軍需品の準備保管及供給に關することを掌る
- 三、海軍港務部 各軍港に置き軍港水域の警備、艦船の繫留、出入渠、浚渫船の使用、海標、運輸、救難、海上防火等の事及司令長官の指定する軍港防禦の一部に關することを掌る
- 四、海軍艦船部 各軍港に置き鎮守府所屬艦船の保存及整備に關することを掌る
- 五、海軍工廠 鎮守府所在地及廣島縣加茂郡廣村に置き艦船及兵器の製造修理又は艦裝並兵器の購買に關することを掌り、廣海

- 軍工廠は航空機の製造及修理、機關の製造及修理、機關及其他材料の審査研究並兵器の購買に關することを掌る
- 工廠長は技術上の事に關しては海軍艦政本部長(航空本部長)の區處を受く。
- 六、海軍建築部 各軍港に置き所在鎮守府に屬する建築及土木工事の實施に關すること並國有財産に關することを掌る
- 七、海軍航空部 横須賀軍港に置き航空兵器の設計及實驗、航空兵器及其の材料の研究、調査及審査並之に關する諸種の技術的試驗を掌る
- 航空廠長は技術の事に關しては各其所管事項に應じ海軍航空本部長又は海軍艦政本部長の區處を受く
- 八、海軍病院 各軍港其他海軍大臣の指定する地に置き患者の診

- 療、諸般の衛生的検査、傳染病消毒、治療品の準備供給に關すること並看護科特修兵及看護兵の教育を掌る
- 九、海軍經理部 各軍港に置き會計經理、造兵、造船、建築の材料、物件に非らざる通常物品及港用品の購買供給其他會計事務を掌る
- 十、鎮守府軍法會議 各軍港に置く
- 十一、海軍刑務所 各軍港に置く
- 十二、海軍燃料廠 山口縣徳山市に置き海軍所要燃料の生産、研究及調査に關することを掌り鎮守府司令長官に隸す
- 十三、海軍望樓 沿岸の要所に置き海上見張通信を掌り又氣象觀測を行ふ
- 十四、海軍無線電信所 軍港、要港、其他要所に置き無線電信に依る通信を掌る

要港部

其所在の地名を冠稱し所管警備區の防禦及警備を掌り兼て軍需品の配給を爲す所とす。

司令官は 天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し海軍大臣の命を受け軍政を掌り又部下の軍紀風紀及教育訓練を統監す。
司令官は要港に於ける守備、秩序維持のため之を要すれば鎮守府司令長官と同様の指定を爲すことを得。

司令官は所屬警備區の警備に關しては當該警備の任務を有する艦隊司令長官と氣脈を通ず。
要港部には必要に應じ艦船部隊を附屬し又港務部、軍需部、工作部及病院を置く。要港部の港務部は軍港の港務部と同一のことを掌握す。

駐滿海軍部

滿洲國新京に駐滿海軍部を置く駐滿海軍部は滿洲沿海及河川の防禦に關することを擔任し且滿洲國河川の警備に任す。

司令官は 天皇に直隸し部下艦船部隊を統率し、海軍大臣の命を受け軍政を掌り又部下の軍紀、風紀及教育訓練を統監す。駐滿海軍部には必要に應じ艦船部隊を附屬す。

艦隊

戰時に在ては海軍の殆ど全艦隊を以て聯合艦隊を編成するものにして其編制は軍令部總長之を規畫す、然れども平時に在ては艦船修理の必要及經費上より其一部を以て艦隊を編成す。

聯合艦隊 は艦隊二箇以上を以て編成し必要に應じ之に艦船部隊を編入し又は附屬す。

聯合艦隊司令長官は 天皇に直隸し聯合艦隊を統督す但軍政に關しては海軍大臣の指揮を受く艦隊 艦隊は軍艦二隻以上を以て編成し必要に應じ之に驅逐隊、潜水隊、掃海隊(又は驅逐艦、潜水艦、掃海艇)を編入し工務部、防備隊、航空隊、特務艦等を附屬し又は軍艦及驅逐隊、潜水隊、掃海隊を以て編制し若は任務に因る名稱又差遣する海洋若は地方の名稱を冠稱す。

艦隊司令長官は 天皇に直隸し麾下の艦隊を統率し隊務を總理し麾下艦隊の軍紀、風紀及教育訓練を統監す、但軍政に關しては海軍大臣の指揮を受く。
獨立艦隊司令官は 天皇に直隸し其職權に付ては艦隊司令長官

に關する規定を準用す。
艦隊は必要に應じ之を戰隊に區分す。

戰隊 戰隊は軍艦二隻以上又は軍艦及驅逐隊若は潜水隊を以て之を編成す、但主として航空母艦、驅逐隊、潜水隊等を以て編成する時は之を航空戰隊、水雷戰隊、潜水戰隊と稱するを例とす。
戰隊には必要に應じ水雷隊又は掃海隊を編入す。

戰隊司令官は艦隊司令官に隸し麾下戰隊又は其一部を指揮統率す。聯合艦隊司令官又は艦隊司令官の直率する戰隊司令官は司令官の命する所により服務す。

戰隊は編制に因り第一戰隊、第一航空戰隊、第二水雷戰隊と稱す。

戰隊(水雷戰隊、潜水戰隊を除く)とは戰艦若は巡洋艦を以て

編組せる單隊の總稱にして直接一指揮官の下に戰闘し得る戰術單位を謂ふ、一戰隊は四隻を以て編成するを通常とす。

水雷戰隊は戰術上の攻撃目標に對し同時に襲撃に使用し得る驅逐隊は二隊を超えざるを例とす故に驅逐隊二隊を以て聯隊を編成し此二隊は常に協同して攻撃目的を達せしむる如くし更に二聯隊(四隊)を併せて水雷戰隊を編成し指揮官の乗艦として巡洋艦一を附するを例とす。

潜水戰隊は潜水隊二若は三隊を以て編成し指揮官の乗艦として巡洋艦一を附するを例とす。

驅逐隊、潜水隊、水雷隊、掃海隊 驅逐隊は驅逐艦二隻以上、潜水隊は潜水艦二隻以上、水雷隊は水雷艇二隻以上、掃海隊は掃海艇二隻以上を以て編成し第一驅逐隊、第二潜水隊、第三水雷隊

防備隊 軍港及要港に置き其所在地名を冠稱し鎮守府又は要港部に屬し(鎮守府又は要港部を置かざる軍港又は要港の防備隊は其所在の海軍區を管する鎮守府に屬す)海面防禦に關することを掌り、又海兵團同所に在らざるときは當該軍港又は要港の航空機に依らざる空中防禦警衛及陸上防火を兼掌す。防備隊には必要に應じ驅逐隊、潜水隊又は艦船を附屬す。

司令は鎮守府司令官又は要港部司令官に隸し部下を統率訓練し軍紀、風紀を維持し隊務を總理す。

海軍航空隊 各軍港其他要地に置き其所在の地名を冠稱し當該鎮守府又は要港部に屬し海上部隊との協同任務に關すること並航空機を以てする空中防禦及海面

又は第四掃海隊等と稱す。

海兵團

各軍港に置き其所在地名を冠稱し鎮守府に屬し軍港の航空機に依らざる空中防禦警衛及陸上の防火を掌り又補缺員を統轄する所にして必要に應じ艦船を屬せしむ。

補缺員とは艦船部隊其他各部の勤務又は練習等を免ぜられたる海軍下士官兵を謂ひ必要に應じ之を艦船部隊其他各部定員の補缺に充當す。

尚海兵團には海兵團練習部を置き海軍四等の教育を掌り又海軍特修兵たるべき海軍下士官兵、特殊の技藝を修得せしむべき海軍兵及海軍豫備練習生を教育す海兵團長は鎮守府司令官に隸し部下を統率訓練し、軍紀風紀を維持し團務並練習部の部務を總理す。

防禦に關することを掌る。海軍航空隊に若干の飛行隊、氣球隊及飛行船隊を置き必要に應じ艦船を附屬す。

霞ヶ浦、横須賀海軍航空隊には練習航空隊の役務を課し將校、機關將校及下士官兵に航空術に關する事項を教授し且其改良進歩を圖る。

艦内編制 軍艦には一般に次の職員がある。艦長、副長、航海長、砲術長、水雷長、通信長、運用長、飛行長、整備長、機關長、工作長、軍醫長、主計長、副砲長、分隊長(兵科、機關科、軍醫科、主計科、士官、兵科、機關科特務士官)乗組(士官、特務士官、準士官兵)艦長は一艦の主腦者として副長以下の乗員を指揮し、教育訓練、軍紀、風紀の維持振肅、その他萬般の艦務を總理し有事の際軍

艦の戰闘力を極度に發揮すべき責任と權能を有する。

副長は艦長を輔佐して艦内の整理その他萬般の事務を處理する、而して艦長、副長の下に艦内の乗員物件は次の通り各科に分れてゐる。

イ、航海科 航海長を長とし航海上の必要なる諸物件を分擔し、信號、操舵等を掌る兵員を以て一個分隊を編成す

ロ、砲術科 砲術長を長とし大砲その他砲術に關する諸物件を受持ち、大砲その他關係物件の數に應じて數個の分隊を編成し、各分隊には分隊長を長として砲兵、彈藥庫員等によつて一個の分隊を編成す

ハ、水雷科 水雷長全般を指揮し水雷を受持ち魚雷發射機等

の數に應じ一乃至二個の分隊を編成す、各分隊は分隊長を長とし發射機員等を以て編成す

二、通信科 通信長を長とし、電信員等を以て一箇分隊を編成す

ホ、運用科 運用長を長とし、艦内防火、船體、船具の應急修理等の作業を受持ち運用科員を以て一個分隊を編成す

ヘ、飛行科 飛行長を長とし、飛行に關する業務物件を掌理する飛行科員を以て一箇分隊を編成す

ト、整備科 整備長を長とし飛行機の整備に關する業務物件を掌理し整備科員を以て一個分隊を編成す

チ、機關科 機關長全般を統轄

し、機械、罐、補機、電機等の各分隊に分ち分隊長之を指揮す

リ、工作科 工作長を長とし、金屬工業及木工工業に關する業務物件を掌理し工業員を以て一個分隊を編成す

ヲ、軍醫科 軍醫長の下に看護員を以て一個分隊を編成す

ル、主計科 主計長の下に主計員を以て一個分隊を編成す

海軍艦艇

主力艦

主力艦の改装

一九二二年の華府條約及一九三四年の倫敦條約によつて「主力艦建造休日」が行はれてゐるので日

英、米の三大海軍國では主力艦の新たに建造せられたものなく、何れも現在艦の近代化改装にのみ努力してゐる状況である、但し其の内容は是等の國にてもいづれも公開せられず、今各國海軍何れも必然施行し居るものと信すべき近代化の項目を列挙すれば左の如くである。

- 一、主砲及び副砲の仰角増大
- 二、水中防禦の擴大のために「バルヂ」裝備
- 三、水平防禦のために甲板の厚さ増大
- 四、新式砲大指揮裝置並びに之れに伴ふ艦橋又は檣樓等の改装
- 五、新式汽罐及び燃油裝置の改善
- 六、新式主推機關の改善
- 七、中口径高角砲の裝備
- 八、飛行機射出機の裝備等

國	艦名	基準排水量	長(米)	幅(米)	吃水(米)	速力(節)	馬力	兵	裝	防
日	長門	三、七〇〇	二〇一・三三	二八・九六	九・四	二三	八〇、〇〇〇	四〇〇	一八二・七	舷側 一四〇・〇
英	ネルソン	三、五〇〇	二〇一・一七	三三・三二	九・四	二三	四〇、〇〇〇	四〇〇	一九三	舷側 一四〇・〇
米	メリーランド	三、五〇〇	一八二・八八	二九・五七	九・一五	二二	二八、〇〇〇	四〇〇	一八三	舷側 一三三・五
獨	ドイツチユランド	一〇、〇〇〇	一八〇・〇〇	二〇・〇〇	五・八〇	二六	五四、〇〇〇	二八〇	一八二	舷側 一三三・五
佛	ダンケルク	二六、五〇〇	二〇二・〇〇	三三・一〇	八・五七	三〇	一〇〇、〇〇〇	三三〇	一八二	舷側 一三三・五
伊	ピットリオ	三五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	甲板 一七五

巡洋艦

條約型巡洋艦

世界大戰當時に於ける輕巡洋艦は、各國とも排水量五千噸内外、

備砲、六吋砲、速力三十節以内のものであつたが、英國では大戦中敵の掠奪船を撃攘する目的にて「ラレイ」級が計畫された。この級に屬するものは排水量九千七百五十噸、備砲は七、五吋砲七門、速

力三〇節を有するもの四隻であつた。更に大戦の終期には英、米兩國は約七千五百噸の巡洋艦を計畫起工し、日佛兩國にても之れと殆んど同大の巡洋艦を起工した。

帝國戰艦一覽表

艦種	艦名	長さ	幅	平均吃水	排水量	速力	備砲	砲	發射管	起年月日	工年月日	進年月日	竣工年月日	製造所
戰艦	金剛	199.21 ^m	28.04	8.38 ^m	29,330 ^T	26.0 ^k	36 ^{cm} ...8 15...16 ^{cm}	4	4	明治44-1-17	明治45-5-18	大正2-8-16	英國グイッカーズ社	
戰艦	名取	28.96	28.68	8.69	22.5	36...12 ^{cm}	4	4	4	45-3-16	大正2-12-14	4-4-9	神戸川崎造船所	
戰艦	扶桑	192.02	28.65	8.74	29,990	23.0	12.7 ^{cm} 高角...8	2	2	45-3-17	2-12-1	4-11-8	三菱長崎造船所	
戰艦	伊勢	195.07	28.65	8.74	29,990	23.0	36...12 ^{cm}	2	2	大正2-11-20	4-11-3	6-3-31	吳工廠	
戰艦	日向	201.25	28.96	9.14	32,720	23.0	12.7 ^{cm} 高角...8	6	6	4-5-6	6-1-6	7-6-1	廣須賀工廠	
戰艦	長門	201.25	28.96	9.14	32,720	23.0	40...8 14...20 ^{cm}	6	6	6-8-28	8-11-9	9-11-25	吳工廠	
戰艦	龍田	201.25	28.96	9.14	32,720	23.0	12.7 ^{cm} 高角...8	6	6	7-6-1	9-5-31	10-10-24	廣須賀工廠	
計 9 隻 排水量計 (基準) 272,070														

次で華府軍縮會議となり其の實
施期たる一九二三年に於ける各國
の有した最新型巡洋艦は左の通り
である。

國	艦名	起工年	排水量 (噸)	速力 (節)	主砲
日	古鷹	一九二二	七、一〇〇	三三・〇	八吋砲 六門
英	エメラルド	一九一八	七、五五〇	三三・〇	六吋砲 六門
米	オマハ	一九一七	七、五〇〇	三三・五	六吋砲 一〇門
佛	デュケーン	一九二二	七、二五〇	三四・〇	六、一吋砲 八門

建造當時古鷹は砲備の大なるた
め世界の問題となつたのは事實で
ある。而して一九二二年の華府會
議にては主として主力艦及び航空
母艦に就き詳細なる制限が協定せ
られその他の艦種に就ては唯一括
して、
一、基準排水量一萬噸を超える
を得ず
二、備砲口径八吋を超えるを得
ず

理由の外に、近代兵器及驅逐艦潜
水艦等の著しき進化も亦之が誘因
となつてゐる。即ち砲煩水雷の改
良と航空機の發達と、驅逐艦及び
潜水艦の兵裝と速力との増加は、
何れも主力艦の絶大なる威力を撃
つすることゝなつたので、作戰用
兵上の要求から主力艦を補佐し其
手足として活動すべき快速にして
強力なる巡洋艦が要求せらるゝは
自ら明であつて、一萬噸八吋砲の
巡洋艦が現代海軍の花形となつた
のである。従つて各國海軍はこの
巡洋艦建造に就て自然競争の形を
取るに至つた。そこで一九三〇年
の倫敦會議にては巡洋艦に對して
も軍艦噸數の外、各國保有量を協
定したのみならず、巡洋艦にA、
B(甲乙)二級を區別した、即ち倫
敦條約中、巡洋艦に關する條項は
左の通りである。
巡洋艦とは主力艦又は航空母艦

以外の水上艦船にして、基準排水量一、八五〇噸を超えるか、又は口径五、一吋(百三十耗)を超える砲を備ふるものをいふ。

巡洋艦々種は左の二種に分つ。甲、口径六、一吋(百五十五耗)を超える砲を搭載する巡洋艦乙、口径六、一吋を超える砲を搭載する巡洋艦

一九三六年十二月三十一日に於

國	現 狀	甲 級		乙 級		計	
		隻 數	噸	隻 數	噸	隻 數	噸
日	未既 成成	四	三九、四〇〇	四	三四、〇〇〇	八	三九、四〇〇
英	未既 成成	四	三六、三九〇	二	二八、二七〇	六	三六、三九〇
米	未既 成成	一	一三三、三二五	一	八〇、〇〇〇	二	一三三、三二五
佛	未既 成成	五	五〇、〇〇〇	七	五一、二六九	一二	一〇一、二六九
伊	未既 成成	五	五〇、〇〇〇	六	三八、八七二	一一	一〇八、八七二
計	未既 成成	三三	三〇九、〇〇〇	二二	二五二、九六四	五五	五六一、九六四

て、超過すべからざる巡洋艦の完成噸數及隻數は次の通りとす。日本 一〇八、四〇〇噸 一二隻 英國 一四六、八〇〇噸 一五隻

第十八條には米國に對し選擇權を認め、その甲種巡洋艦十五隻は一九三五年迄に完成するものとし残りの三隻に就ては乙級巡洋艦の合計噸數一萬五千六百六十六噸を

以て之に代ふることを得、若し又甲種巡洋艦を造るとすればその起工完成期間如何を協定したのである。

かくて各海軍國は全力を擧げて優秀なる巡洋艦の建造に努力しつゝある現狀である、而して一九三〇年以降の列國巡洋艦建造の狀況を示せば次の通りである。

前表によれば五大海軍國は今現に乙級巡洋艦の建造に忙はしく、甲級巡洋艦の建造は既に一段落を告げたる觀がある。顧れば一九二三年に計畫せられた加古級の第一艦が一九二六年三月に竣工したるときは、現存せる各國の新鋭巡洋艦としては英國のE級、米國の「オマハ」級佛國の「チユケー・トルア

ン」級、伊國の「トレント」級が計畫建造中であつて、何れも十九噸以下十五噸位の砲を装備したるに過ぎざりしに、加古級が二十噸砲を搭載し排水量僅かに七千噸に於て速力三十三號を出したるは實に世界の驚異となり、各國は競ふて二十噸砲装備の巡洋艦を計畫建造することゝなつた。然かもこの時華府軍縮會議開催せられ巡洋艦の大さと備砲に制限が協定され次で一九三〇年の倫敦會議にて八吋砲装備の巡洋艦と六吋以下の砲装備

の巡洋艦とを區別制限しそれゝ甲級乙級となすことになつたのである。

現在の甲級巡洋艦

昭和九年(一九三四年)九月現在の各國甲級巡洋艦は次の通りである。日 十二隻 十萬七千八百噸

英 十九隻 十八萬三千三百九十六噸
米 十五隻 十四萬二千四百二十五噸
佛 十隻 十萬五千九百二十三噸
伊 十隻 九萬七千三百四十二噸
更にこれを八吋砲巡洋艦を主として區別すれば次表の通りである。

國	八吋砲巡洋艦		他種砲巡洋艦		備 考
	隻 數	噸	隻 數	噸	
日	一二	一〇七、八〇〇	!	!	
英	一五	一四四、〇四〇	四	三九、三五六	
米	一五	一四二、四二五	!	!	八吋砲一建造中二
佛	七	七〇、〇〇〇	三	三五、九二三	同萬噸型 未起工一
伊	七	七〇、〇〇〇	三	二七、三四二	

(註) 八吋砲以外の備砲は英國及び佛國のものに十九種砲、伊國のものに一二五・四種砲を備ふるものもあるも何れも舊式艦なり。

次に各國の甲級巡洋艦に就て少しく詳細に説明すべし。

最近の乙級巡洋艦

昭和九年(一九三四)九月現在の各國乙級巡洋艦は次の通りである。

國	隻數	總計噸數
日	一九	九〇、二五五
英	三二	一五九、一七〇
米	一〇	七〇、五〇〇
佛	七	四五、九二八
伊	三	五二、六七八
獨	一	三三、〇五〇

蘇 五 三四、七八〇
支 七 一八、五〇〇
右の内一九三〇年以降完成した艦を表示すれば次の通りである。

各國乙級巡洋艦一覽

國	一九三〇以降完成		建 造 中	
	隻數	總計噸數	隻數	總計噸數
日	四	二八、二七〇	四	三四、〇〇〇
英	四	一一、二六九	七	四三、六〇〇
米	二	三〇、二九四	六	四〇、〇〇〇
佛	六	一八、〇〇〇	七	五一、四八六
伊	三	一八、〇〇〇	一	三八、八七八
獨	一	二、四〇〇	一	六、〇〇〇
支	一	二、四〇〇	一	二、四〇〇

帝國一、二等巡洋艦一覽表

艦種	艦名	長サ	幅	平均排水量	吃水	速力	備砲	發射管	起工		竣工		製造所	
									年	月	年	月		
一等巡洋艦	古加	176.74	15.47	4.50	7,100	33.0	20cm... 6 12cm高角.4	12	大正	11.12.5	大正	14.2.25	三菱長崎造船所	
	鷹古	192.07	19.00	5.03	10,000	20cm... 10 12cm高角.6	12	大正	11.11.17	大正	14.4.10	神戶川崎造船所		
	那智	198.00	19.00	5.00	9,850	20cm... 10 12cm高角.4	8	大正	13.2.4	昭和	15.9.25	三菱長崎造船所		
	羽衣	198.00	19.00	5.00	9,850	20cm... 10 12cm高角.4	8	大正	13.1.23	昭和	15.10.24	神戶川崎造船所		
	妙足	198.00	19.00	5.00	9,850	20cm... 10 12cm高角.4	8	大正	13.11.26	昭和	2.6.15	吳工廠		
	高島	198.00	19.00	5.00	9,850	20cm... 10 12cm高角.4	8	大正	14.3.16	昭和	3.3.24	三菱長崎造船所		
	海耶	198.00	19.00	5.00	9,850	20cm... 10 12cm高角.4	8	大正	13.10.25	昭和	3.3.24	三菱長崎造船所		
		198.00	19.00	5.00	9,850	20cm... 10 12cm高角.4	8	大正	14.4.11	昭和	2.4.16	三菱長崎造船所		
		198.00	19.00	5.00	9,850	20cm... 10 12cm高角.4	8	大正	3.12.4	昭和	2.4.16	三菱長崎造船所		
		198.00	19.00	5.00	9,850	20cm... 10 12cm高角.4	8	大正	3.3.26	昭和	4.8.20	神戶川崎造船所		
		198.00	19.00	5.00	9,850	20cm... 10 12cm高角.4	8	大正	5.11.8	昭和	7.3.30	吳工廠		
		198.00	19.00	5.00	9,850	20cm... 10 12cm高角.4	8	大正	5.11.8	昭和	7.5.31	三菱長崎造船所		
排水量計(基準) 107,800														
一等巡洋艦 計 12 隻														
平均	131.11	14.15	5.03	4,400	26.0	15cm... 8 8cm... 2	3	明治	43.8.10	明治	44.6.20	明治	45.6.17	神戶川崎造船所
矢矧	131.11	14.15	5.03	4,400	26.0	15cm... 8 8cm... 2	3	明治	43.6.20	明治	44.10.3	明治	45.7.27	三菱長崎造船所

艦名	排水量	速力	備砲	完成年	搭載機數	記事						
龍天	131.11	12.42	3.96	3,230	31.0	14cm... 4	8cm高角...1	6	大正 9.7.24	大正 7.5.29	大正 8.3.31	佐世保工廠
田龍	152.40	14.40	4.80	5,100	33.0	14cm... 7	8cm高角...2	8	9.5.17	7.3.11	8.11.20	横須賀工廠
多北	152.40	14.40	4.80	5,100	33.0	14cm... 7	8cm高角...2	8	7.8.29	8.7.14	9.8.31	佐世保工廠
木大	152.40	14.40	4.80	5,100	33.0	14cm... 7	8cm高角...2	8	7.8.10	9.2.10	10.1.29	三菱長崎造船所
長名	152.40	14.40	4.80	5,100	33.0	14cm... 7	8cm高角...2	8	8.9.1	9.7.3	10.4.15	佐世保工廠
鬼由	152.40	14.40	4.80	5,100	33.0	14cm... 7	8cm高角...2	8	8.6.10	9.12.14	10.5.4	三菱長崎造船所
夕五	152.40	14.40	4.80	5,100	33.0	14cm... 7	8cm高角...2	8	8.11.24	9.7.10	10.10.3	神戶川崎造船所
阿武	152.40	14.40	4.80	5,100	33.0	14cm... 7	8cm高角...2	8	9.9.9	10.4.25	11.4.21	佐世保工廠
神那	152.40	14.40	4.80	5,100	33.0	14cm... 7	8cm高角...2	8	9.12.14	11.2.10	11.9.15	三菱長崎造船所
最三	152.40	14.40	4.80	5,100	33.0	14cm... 7	8cm高角...2	8	10.1.17	11.5.29	11.11.10	神戶川崎造船所
鈴熊	152.40	14.40	4.80	5,100	33.0	14cm... 7	8cm高角...2	8	10.5.21	11.2.15	12.3.20	佐世保工廠
計	190.50	18.20	4.50	8,500	15.5cm	15 12.7cm	高角8	12	11.6.5	12.3.5	12.7.31	同
計	24	24	24	24	24	24	24	24	11.2.16	12.10.30	13.4.29	三菱長崎造船所
計	24	24	24	24	24	24	24	24	10.12.8	12.3.16	14.5.26	浦賀船渠會社
計	24	24	24	24	24	24	24	24	11.8.4	12.12.8	14.7.31	神戶川崎造船所
計	24	24	24	24	24	24	24	24	11.6.10	14.3.24	14.11.30	横濱船渠會社
計	24	24	24	24	24	24	24	24	6.10.21	9.3.14	10.7.28	吳工廠
計	24	24	24	24	24	24	24	24	6.12.24	9.5.31	10.8.29	三菱長崎造船所
計	24	24	24	24	24	24	24	24	8.12.11	9.11.20		横須賀工廠
計	24	24	24	24	24	24	24	24	9.4.5			神戶川崎造船所
計	24	24	24	24	24	24	24	24	9.12.1			三菱長崎造船所

二等巡洋艦 計 24 隻

既成艦排水量計 (基準)

107,255

航空母艦

航空母艦の定義

世界大戦後新艦型として出現したる航空母艦は、一九三〇年の倫敦會議にて次の通り完成された。水上軍艦にして航空機を搭載することを特有の目的とし、航空機は其處より出發し、又歸著し得るやう設備せられた艦は噸數の大小を問はずこれを航空母艦といふ。

航空母艦は在來の艦型たる戦艦、巡洋艦及び驅逐艦と共に華府及倫敦條約によつて、その單艦噸

航空母艦一覽

國名	艦名	排水量	速力	備砲	砲	完成年	搭載機數	記事
日	鳳翔	7,470	25.0	5.5吋砲	四	一九二二		巡艦改造
	赤城	26,900	28.5	8吋砲	一〇	一九二七		巡艦改造
	加賀	26,900	23.0	8吋砲	一〇	一九二八		戰艦改造
	龍驤	7,100	25.0	5.1吋砲	一二	一九三三		

海軍—海軍艦艇

數、各海軍國保有總噸數及主備砲の口徑を制限せられた、即ち備砲の口徑は六、一時を超ゆるを得ず、軍艦の基準排水量は二萬七千噸を超ゆるを得ず、尙英國と米國は各十三萬五千噸、日本は八萬一千噸、佛國と伊國は各六萬噸を保有し得ることとなつた。尤も右の定義により唯だ飛行機を搭載し、其の艦より出發し得るのみにて、歸著し得る設備なき艦は、航空母艦といはず水上機母艦として區別される。

濠洲海軍の「アルパトロス」佛國の「コンマンダン、テスト」日本の「能登呂」の如きは航空母艦にあらず、水上母艦である。従つて上記の各國保有噸數中に含まれないのである。

尙ほ華府條約の協定事項中には廢棄すべき艦を航空母艦に改装する場合に、軍艦噸數又は備砲口徑に就き除外例を認めたので現存の航空母艦には前記の定義と異なりたる要目を有するものがある。日本の「赤城」及び「加賀」は八吋砲を裝備し、米國の「レキシントン」及び「サラトガ」も亦た八吋砲を裝備し、且つ基準排水量各三萬三千噸である。

佛	米			英								
	ベア ルン	エン ター ブライ ス	ヨーク タウン	レン ジャ ー	サ ラ ト ガ	レ キ ン ト ン	ラン グ レ イ	グ ロ ー リ ア ス	カ レ ー チ ア ス	ハ ー メ ス	ア ー ガ ス	フ ー リ ア ス
二二、一四六	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一四、五〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一〇、二八六	二二、五〇〇	二二、五〇〇	一〇、八五〇	一四、四五〇	二二、四五〇
二二・五	三二・五	三二・五	三二・五	二九・五	三三・五	三三・五	一五・〇	三〇・五	三〇・五	二四・〇	二〇・二	三一・〇
六・一時砲 八	五時砲	五時砲	五時砲	八時砲	八時砲	八時砲	五時砲	四・七時砲 一六	四・七時砲 一六	六時砲	四時砲	五・五時砲 一〇
一九二八	(三三起工)			一九二七	一九二七	一九二二	一九二二	一九二八	一九二八	一九二四	一九一八	一九一七
四八	建造中			七六	八〇	七二	三〇	二四	一六	一八	四〇	四〇
戦艦改造				巡戦改造	巡戦改造	給炭船改造	給炭船改造	軽巡改造	軽巡改造	戦艦改造	商船改造	軽巡改造

〔航空母艦艦名〕

鳳翔、赤城、加賀、龍驤、蒼龍

水上機母艦

水上機母艦は航空母艦と區別せらるゝこと前記の通りであつて飛

行甲板を有せず、唯水上機を搭載し居りて其操作に必要な設備を有するものである、機の發進は「デリック」にて水上に降ろしてから之を行ひ、又は射出機によりて直ちに射出する、歸着は總て水上に

著水させ、これを艦内に收容するのである、左に各國の水上機母艦を表示すれば、

水上機母艦一覽

國	艦名	排水量	速度	完成年	搭載機數	記	事
日	能登呂 神威	一四、〇五〇 一七、〇〇〇	一二・〇〇 一五・〇〇				
英	アルバトロス ヤークローヤル	四、八〇〇 六、九〇〇	二二・〇〇 一一・〇〇	一九二八 一九一九	九	濠洲海軍ニ屬ス 現在實驗用	
米	ラソイ セソント パソント	一一、五〇〇 一九、二九〇 一六、八〇〇	一五・〇〇 一四・〇〇 一〇・八七	一九二二 一九二二	二三	飛行船繫留柱ヲ有ス	
佛	コンマンダン・ テスタ	一〇、〇〇〇	二〇・五〇	一九三一	二五	射出機四基設備	
伊	ジュセツペ・ ミラーリア	五、四〇〇	二一・五〇	一九二五	一五	船艙ニ射出機各一基	

右の外米國は航空機に關する設備を爲したる特務艦十六隻を有すといふ。

〔水上機母艦艦名〕

能登呂、神威、千歳

潜水母艦

海軍—海軍艦艇

潜水隊と共に行動し之に對する隊需品の補給、小修理、艇員の休養等を任とす。

〔潜水母艦艦名〕

韓崎、駒橋、迅鯨、長鯨、大鯨

敷設艦

機械水雷の敷設に任す。

〔敷設艦艦名〕

常磐、勝力、白鷹、嚴島、八重山、沖島

海防艦

海防艦の任務は主として海岸要

塞等と協力し沿岸港灣等を防禦するにあり、故に其の本能は攻撃力防禦力に殆ど全力を傾注し運動力航續力等は唯一地より一地に移動し得るを以て足れりとす、本來海軍の戰略は海上に於ける積極的攻勢作戰を以て國防上の良策とするを以て各國は近來之を建造せず舊式戰艦巡洋艦等を以て充當するに至れり。

〔海防艦名〕

淺間、八雲、吾妻、出雲、磐手、對馬、春日

砲艦

砲艦の任務は主として海岸、河川等を防備し又は陸兵を威嚇、制壓するにあり、多くは淺吃水の小船にして中、小口径砲數門を備ふるに過ぎず揚子江方面の警備任務

に従事する艦は概ね本艦種なり。〔砲艦艦名〕

宇治、淀、鳥羽、嵯峨、安宅、比良、勢多、堅田、保津、熱海、二見

練習戰艦

練習戰艦 兵裝及防禦の大部分を撤去したる戰艦にして練習用に使用せらる。

〔練習戰艦名〕 比較

練習巡洋艦

練習巡洋艦 兵裝の一部を撤去したる巡洋艦にして練習用に使用せらる。

驅逐艦

條約型驅逐艦

今より約四十年前、水雷艇の發達が當時の大艦巨舶を惱ますことが多かつたので、これを撃攘する目的で送られたのが此の艦型である。従つて最初は水雷艇驅逐艦と名づけられたがいつの間にか單に驅逐艦と呼ばれるに至つた。此驅逐艦は日露戰役と世界大戰とで大に活躍し、通報任務にも、警戒任務にも、掩護任務にも將た又奇襲任務にも、充分價值あることを實證した。その結果として驅逐艦をば、列國皆缺くべからざる艦型として採用し、其本來の性能たる高速力は愈々増加せられ攻撃力としての魚雷裝置も増大し、更に備砲の威力は初期のものに數十倍するに至つた。軍縮會議に於ても倫敦條約により、左の如き具體的の制限が示された。

驅逐艦制限

- 一、基準排水量 一、八五〇噸を越ゆるを得ず
二、備砲口径 五、一時を越ゆるを得ず

日、英、米三國は此の協定に調印し、合計排水量日本は一〇五、〇〇〇噸、英、米兩國は各一五〇、〇〇〇噸となつた。然るに佛、伊兩國はこの協定に調印せず不成立となつたので現に右制限以上の驅逐艦を保有してゐる。

〔列國の驅逐艦〕

軍縮會議參加國の内、日、英、米三國間には前記の通り驅逐艦に對し協約を結びたるも、佛、伊兩國はこれに調印せず、従つて五大海軍國にて驅逐艦に關しては著しき相違がある。今その狀況を説明して見よう。

列國現在驅逐艦數 (一九三五年ブツラセー海軍年鑑による)

Table with columns: 國, 艦種又ハ等級, 總隻數, 艦齡十二年以上の艦, 一九三〇年以降竣工の艦, 建造中. Rows: 日, 英, 米, 佛, 伊, 露, 獨.

〔一等驅逐艦名〕

浦風、澤風、峯風、天風、沖風、羽風、島風、秋風、汐風、夕風、灘風、太刀風、帆風、野風、沼風、

波風、神風、春風、朝風、松風、
 旗風、朝風、夕風、追風、疾風、
 阜月、如月、睦月、文月、彌生、
 卯月、菊月、水無月、長月、三日
 月、夕月、望月、磯波、東雲、薄
 雲、白雲、吹雪、白雪、初雪、叢
 雲、浦波、敷波、綾波、朝霧、天
 霧、夕霧、狹霧、曙、隴、潮、漣、
 雷、電、曉、響、初春、子日、初霜、
 若葉、有明、夕暮、白露、時雨、
 村雨、夕立、春雨、五月雨、江風、
 海風、山風、涼風、朝潮

〔二等驅逐艦名〕

桃、櫻、檜、柳、梨、竹、榎、楡、
 栗、梅、柿、菊、葵、萩、薄、藤、
 葛、葦、菱、蓼、蓮、蓬、若竹、吳
 竹、芙蓉、朝顔、刈萱、早苗、夕顔

潜水艦の發達

列國の潜水艦は歐洲大戰時迄は
 米國の「ホルランド」型、英國の

「エル」型、佛國の「ロープーフ」
 型、伊國の「ローレンチ」型等を
 基礎として發達して來たのである
 が、大戰を契機として列國共に實
 戰の經驗を多分にとり入れ且各型
 式の長所を採り短所を改善したる
 結果、型式による特異的色彩は甚
 だしく薄らぎたるも、尙各國には
 或る種の特長を有して居る状況で
 ある。

潜水艦の排水量は巡洋潜水艦に
 於て水上二、〇〇〇噸内外より一、
 八〇〇噸に達するものがあり、艦
 隊用潜水艦は一、二〇〇噸乃至一、
 五〇〇噸、中型潜水艦は八〇〇噸
 乃至六〇〇噸「トン」が標準である。

潜水艦の兵装

潜水艦の兵装は依然魚雷を主と
 して居るが、機雷を主とし魚雷を
 副とするものがある。即ち敷設潜
 水艦は各國共若干隻宛有して居る

が佛、伊兩國に於て最も多數であ
 る。此種潜水艦は米國のV₄(アルゴ
 ノート)の如き二、五〇〇噸を超ゆ
 るものもあるが多くは一、〇〇〇
 噸以下の潜水艦である。
 大砲を主兵装と認めらるゝもの
 には、大戰當時英國に於て建造せ
 しM型(三〇、五種砲一)及X一號
 (十三種砲四門)の如き潜水艦ある
 も近時此の種のものには建造せられ
 ず、最近建造のものにて砲力の最
 大なるものは佛國の巡洋潜水艦
 「シュールコフ」である。此の艦
 は二十種砲二門を搭載して居る。

潜水艦の特種性能

潜水艦の諸性能は其の特種性
 に鑑み相互關係は他艦種に比し著
 しく微妙で、各種性能の向上には
 必然的に排水量の増大を伴ふので
 ある。之が爲め潜水艦の最貴重と
 する襲撃運動上、絶対に必要であ

る水中運動性を犠牲にせざらんと
 せば、排水量の増大、延ては各種
 性能の向上には自ら限度がある理
 である。即ち各國は其の企圖する
 潜水艦作戦に最適當と認むる特種

代表的な新潜水艦要目

潜水艦ノ種類	艦名	排水量(噸)	速力(節)	發射管	大砲
巡洋潜水艦	伊號第六潜水艦	水上 一、九〇〇	水上 一七	六	十二、七種砲
艦隊用潜水艦	伊號第六八潜水艦	水上 一、四〇〇	水上 二〇	六	十種砲
中型潜水艦	呂號第三三潜水艦	水上 七〇〇	水上 一六	四	八種砲

性能に重點を置く艦型を採用しつ
 つある次第である。
 〔日本〕
 帝國の潜水艦は列國と同様巡洋
 潜水艦、艦隊用潜水艦、中型潜水

艦(敷設潜水艦を含む)の三種類で
 あつて現に建造中のもの巡洋潜水
 艦三隻、艦隊用潜水艦七隻、中型
 潜水艦二隻である。

一等潜水艦名

計三十四隻(内未成七隻)

- 伊號第一
- 伊號第二
- 伊號第三
- 伊號第四
- 伊號第五
- 伊號第六
- 伊號第七
- 伊號第二十一
- 伊號第二十二
- 伊號第二十三
- 伊號第二十四
- 伊號第五十一
- 伊號第五十二
- 伊號第五十三
- 伊號第五十四
- 伊號第五十五
- 伊號第五十六
- 伊號第五十七
- 伊號第五十八
- 伊號第五十九
- 伊號第六十
- 伊號第六十一
- 伊號第六十二
- 伊號第六十三
- 伊號第六十四
- 伊號第六十五
- 伊號第六十六
- 伊號第六十七
- 伊號第六十八
- 伊號第六十九
- 伊號第七十
- 伊號第七十一
- 伊號第七十二
- 伊號第七十三

- 二等潜水艦名 計三十二隻(未成二隻)
- 第七號 呂
 - 第八號 呂
 - 第九號 呂
 - 第十號 呂
 - 第十一號 呂
 - 第十二號 呂
 - 第十三號 呂
 - 第十四號 呂
 - 第十五號 呂
 - 第十六號 呂
 - 第十七號 呂
 - 第十八號 呂
 - 第十九號 呂
 - 第二十號 呂
 - 第二十一號 呂
 - 第二十二號 呂
 - 第二十三號 呂
 - 第二十四號 呂
 - 第二十五號 呂
 - 第二十六號 呂
 - 第二十七號 呂
 - 第二十八號 呂
 - 第二十九號 呂
 - 第三十號 呂
 - 第三十一號 呂
 - 第三十二號 呂

水雷艇

水雷艇は驅逐艦に比し排水量小にして性能も之に劣るも其の任務は驅逐艦に準じ主として沿岸防禦に使用せらる。

〔水雷艇艇名〕

- 千鳥、真鶴、友鶴、初雁、鴻、鴨、隼、鵠

掃海艇

掃海艇の主要任務は敷設水雷を掃海(除去し處分す)し航路を安全ならしむるにあり。

〔掃海艇艇名〕

- 第一號、第二號、第三號、第四號、第五號、第六號、第七號、第八號、第九號、第十號、第十三號、第十四號、第十五號、第十六號、第十七號、第十八號

特務艦

特務艦は工作艦、運送艦、碎氷艦、測量艦、標的艦及練習特務艦に分ちそれら艦船及部隊に對する海上修理、軍需品の運送、供給、航路の開通及測量又は練習任務を掌る。

〔特務艦艇名〕

- 朝日、敷島、富士、攝津、大和、膠州、青島、洲崎、室戸、野島、知床、襟裳、佐多、鶴見、尻矢、石廊、隠戸、早瀬、鳴戸、間宮、大泊

特務艇は敷設艇(任務は敷設艦に同じ)驅潜艇(港灣哨戒潜水艇の攻撃等に任ず)掃海特務艇(機械水雷の掃海並處分に任ず)、潜水艇母艇(任務は潜水艇に同じ)に分つ



製造品目

背廣地、オーバー地、セル、ネル、モスリン
 カーテン地、敷物地、フェルト、毛糸
 人造絹糸、ニッケ毛布、ニッケシヨール
 ニッケメリヤス、ニッケ靴下、ニッケ水泳着

日本毛織株式會社

創立 明治廿九年 資本金 五千萬圓
 本店 神戸市兵庫區西出町六九一
 支店 東京市丸ビル一階南角
 出張所 大阪市東區淡路町四丁目
 工場 加古川、印南、姫路、名古屋、岐阜、明石



お買物は…
皆様の高島屋へ



橋本日・京東
屋島高

◇御来店には…
省線…東京驛八重洲口
市電…日本橋又は通三丁目
地下鐵…日本橋高島屋口
バス…通二丁目高島屋前

店門專ンバカ

ウワードロートランク
内外旅行用トラランク
スリーツケット
書類入抱へ
ボストン、手提
ズツク着セ柳行
皮製ランドンセル
御家庭用御轉任用非常用として
衣類ニツ折入トラ
スツク製夜具ふとん入

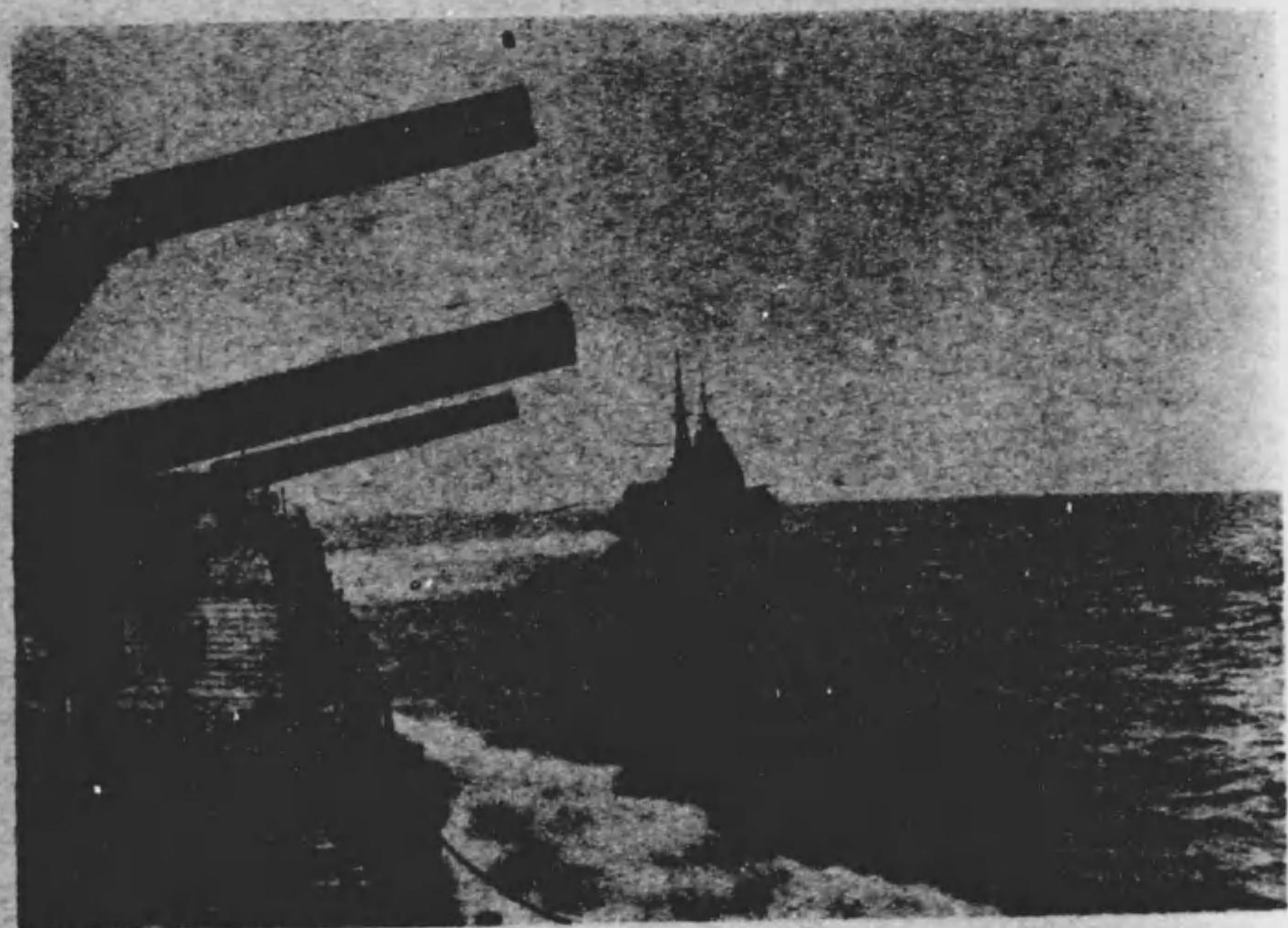
(六圓五十錢より)

社員に限り特に歩引申上ます
カタログ進呈

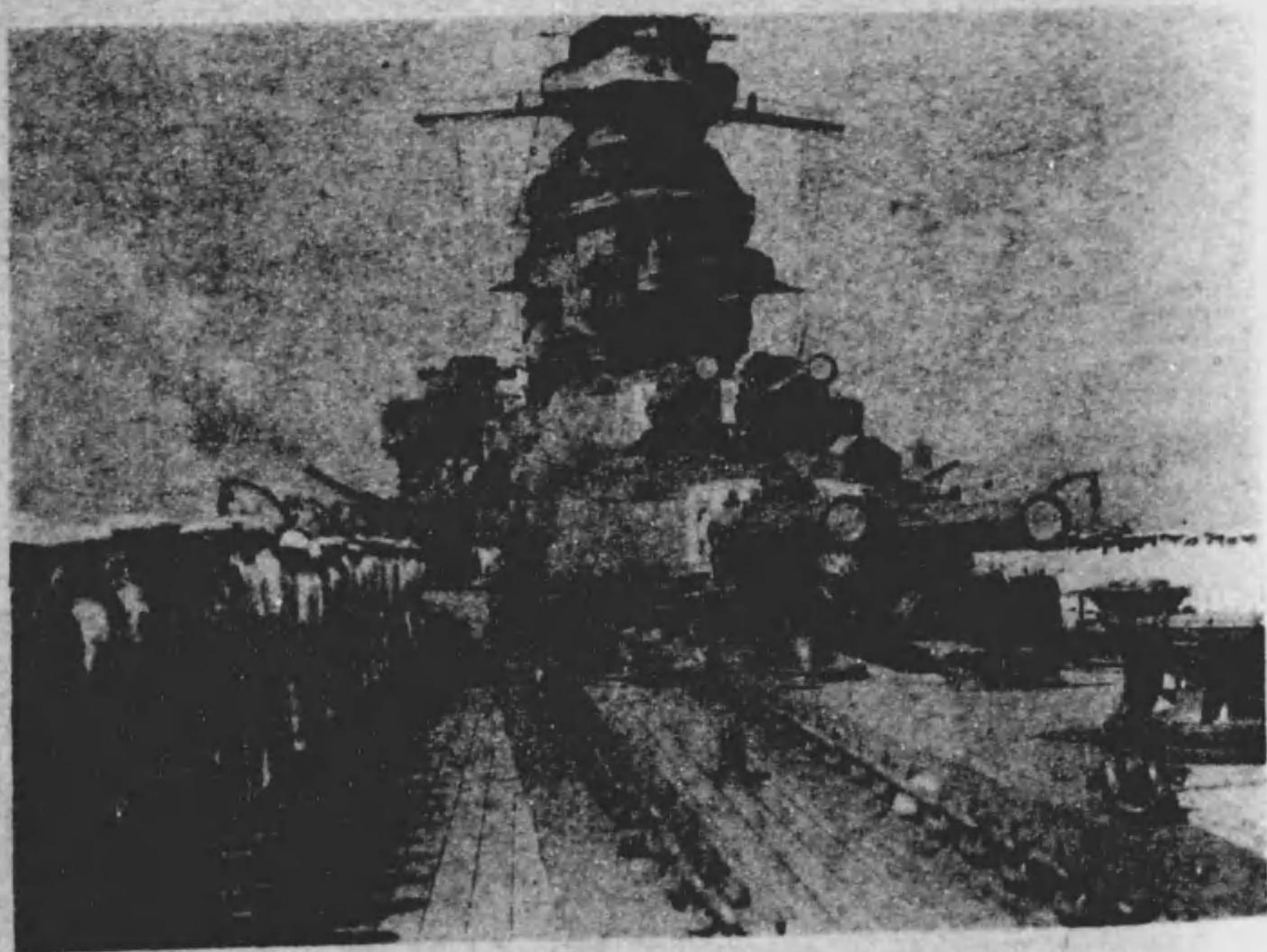
店約特社交水

店ンバカ木鈴

角點又交目丁一町村田區芝
番〇六三(57)座銀話電
番一一〇〇二京東替振



船隊の運動



登城式



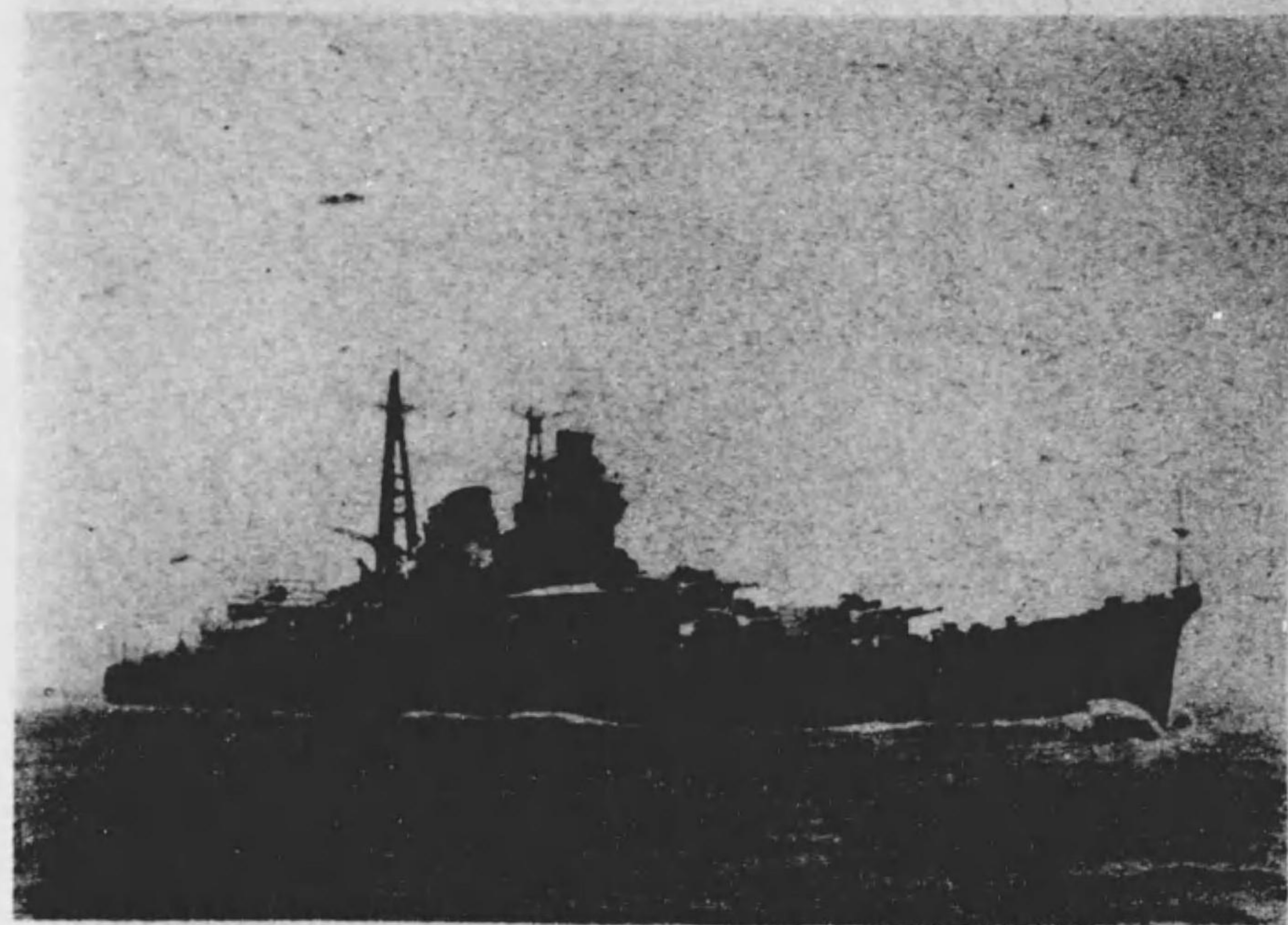
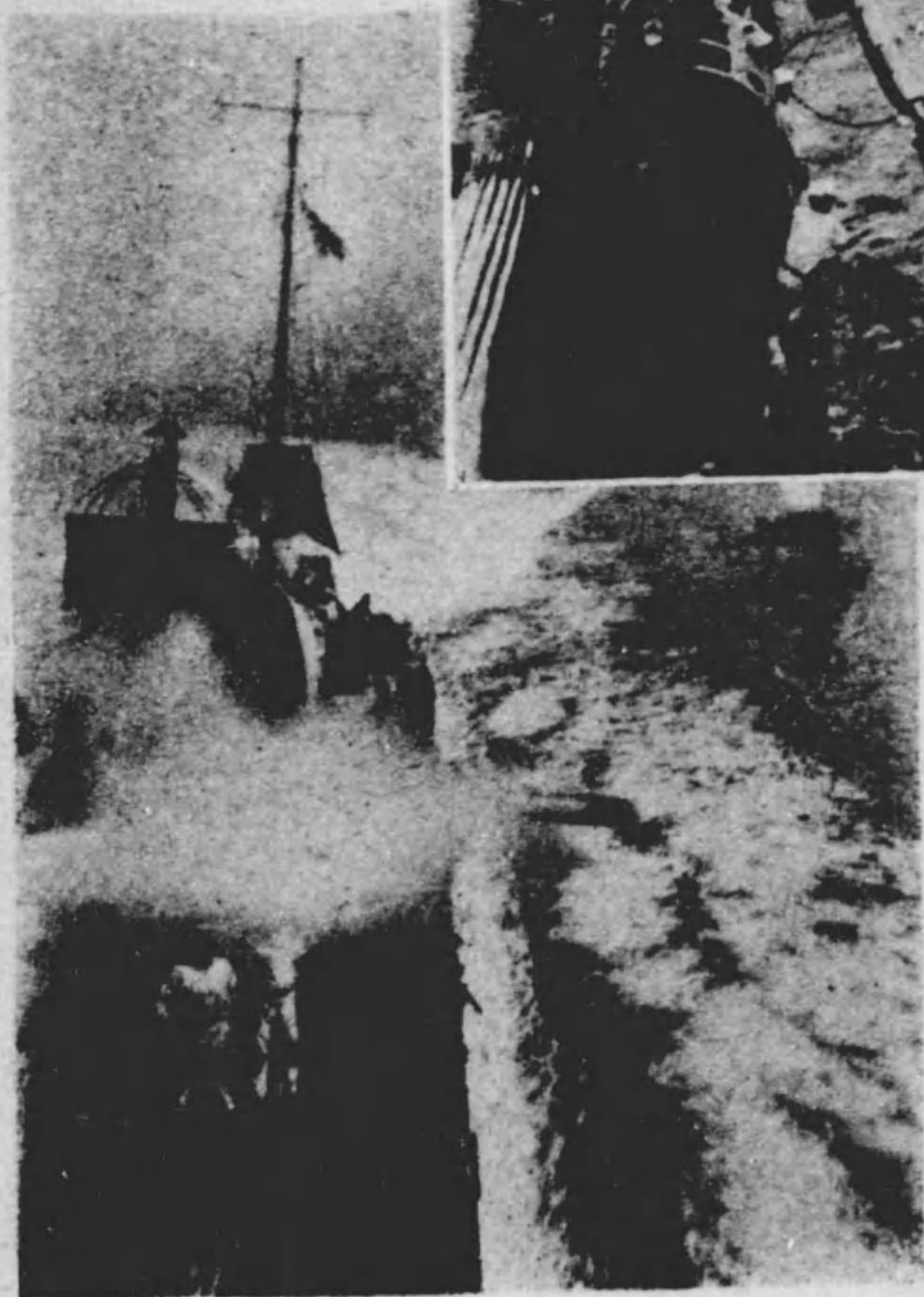
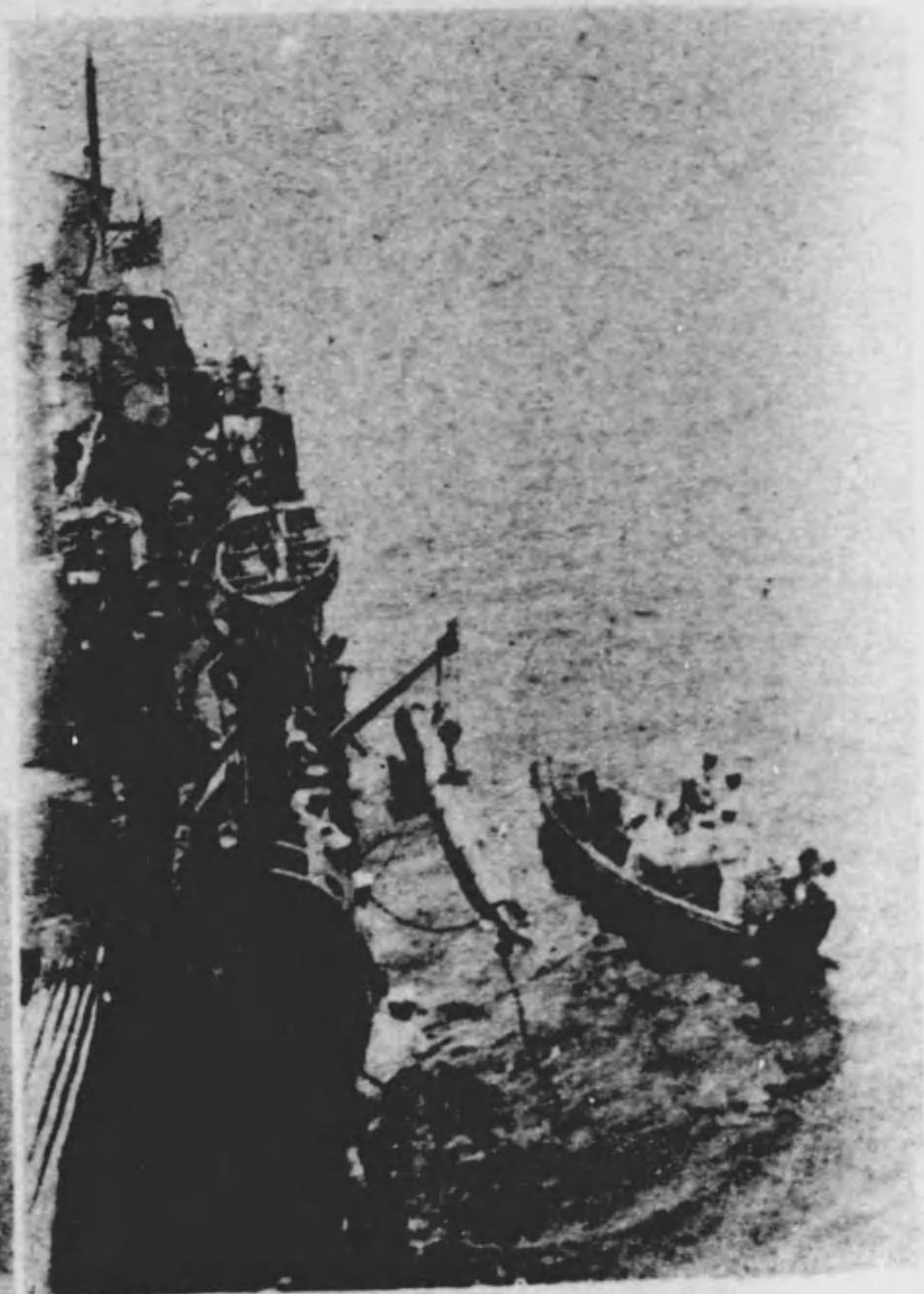
お買物
伊勢丹 新宿



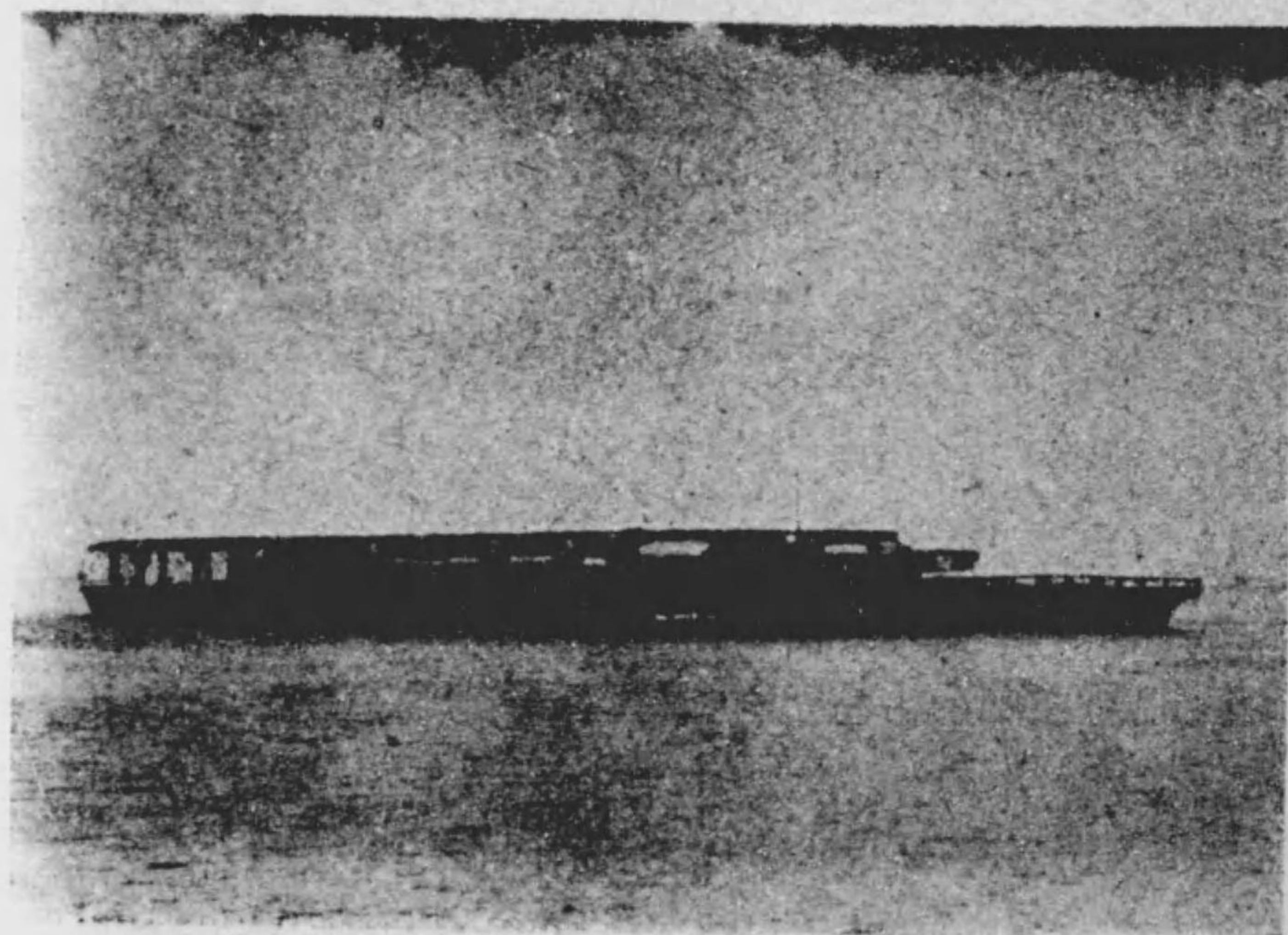
土・日・祭日
夜間営業
月曜週休

代表電話
四谷(35)
六六一六
六二一六
八二一六
一〇八二
七七一〇
七五〇〇

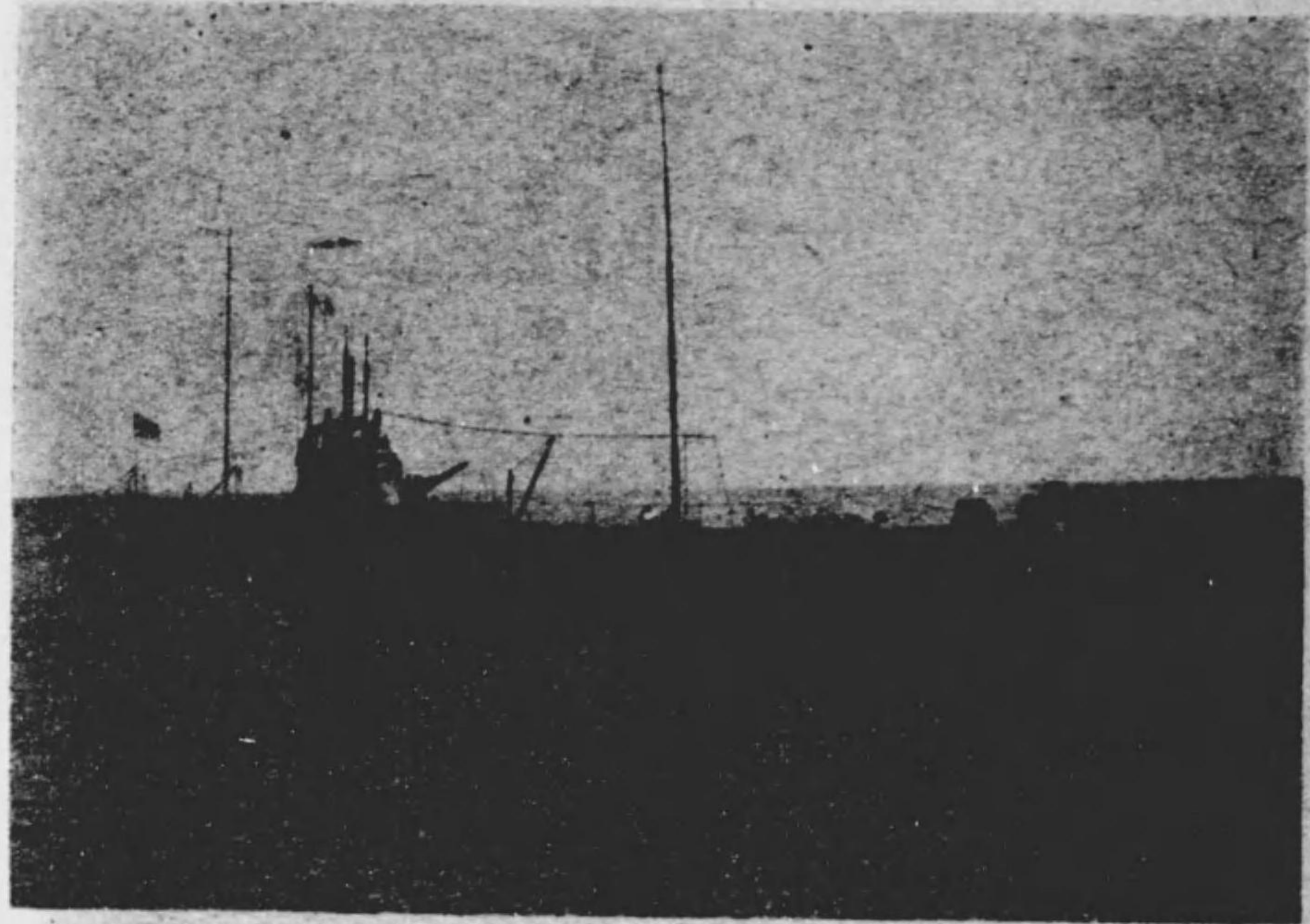
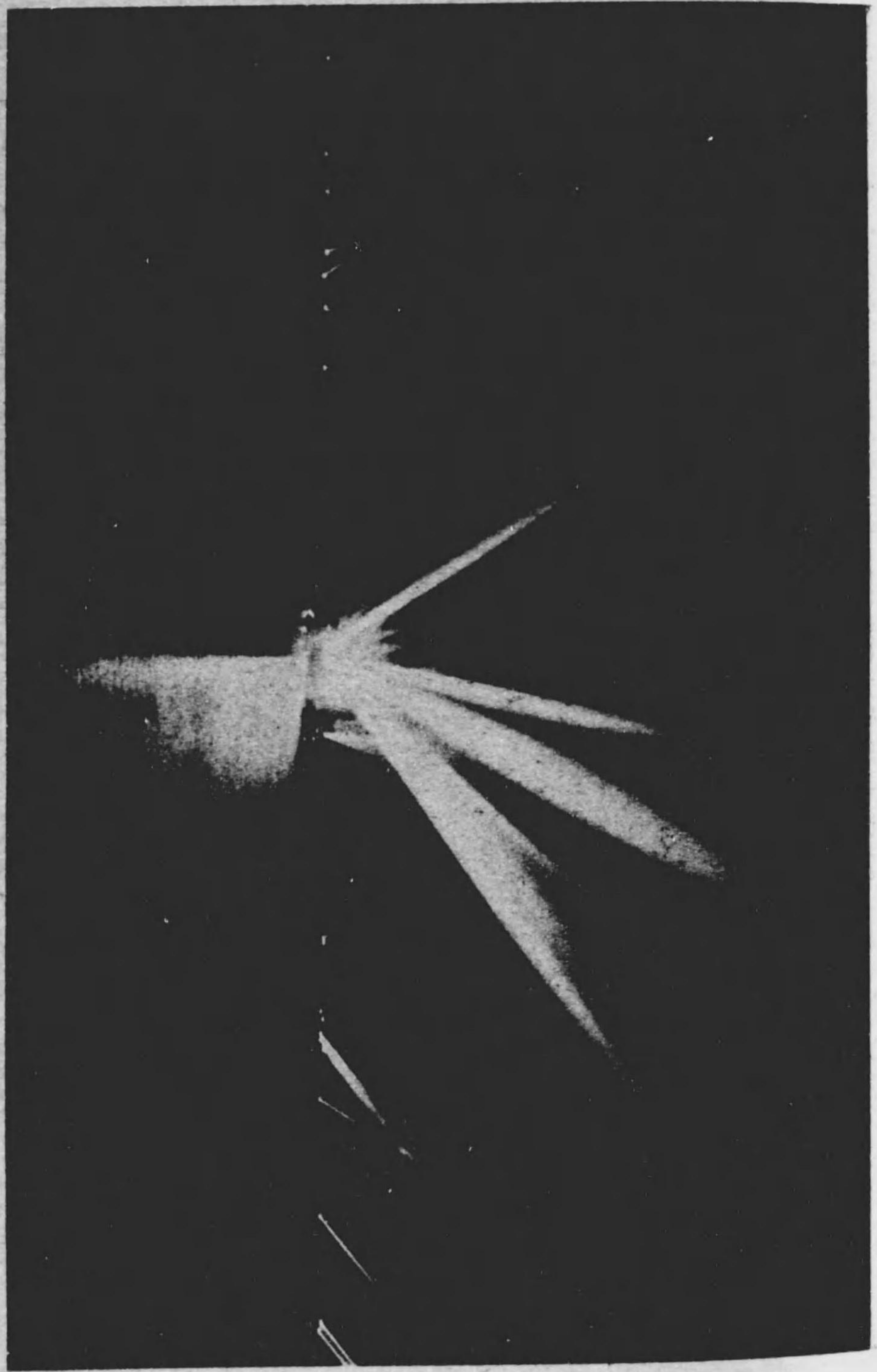
魚雷演習



上最艦軍



城赤艦軍



潜水艦



北海に於ける砕水船

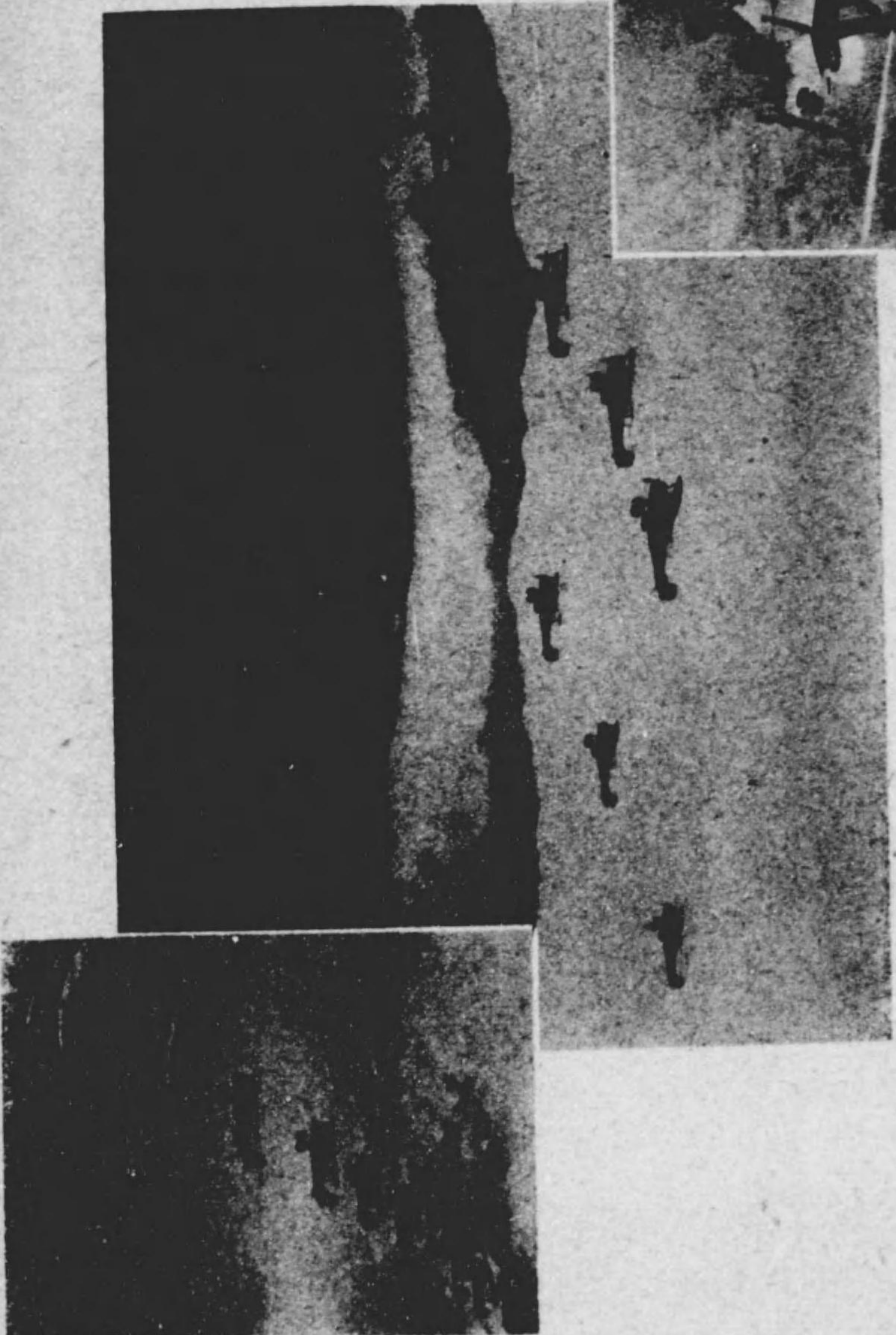
煙 幕

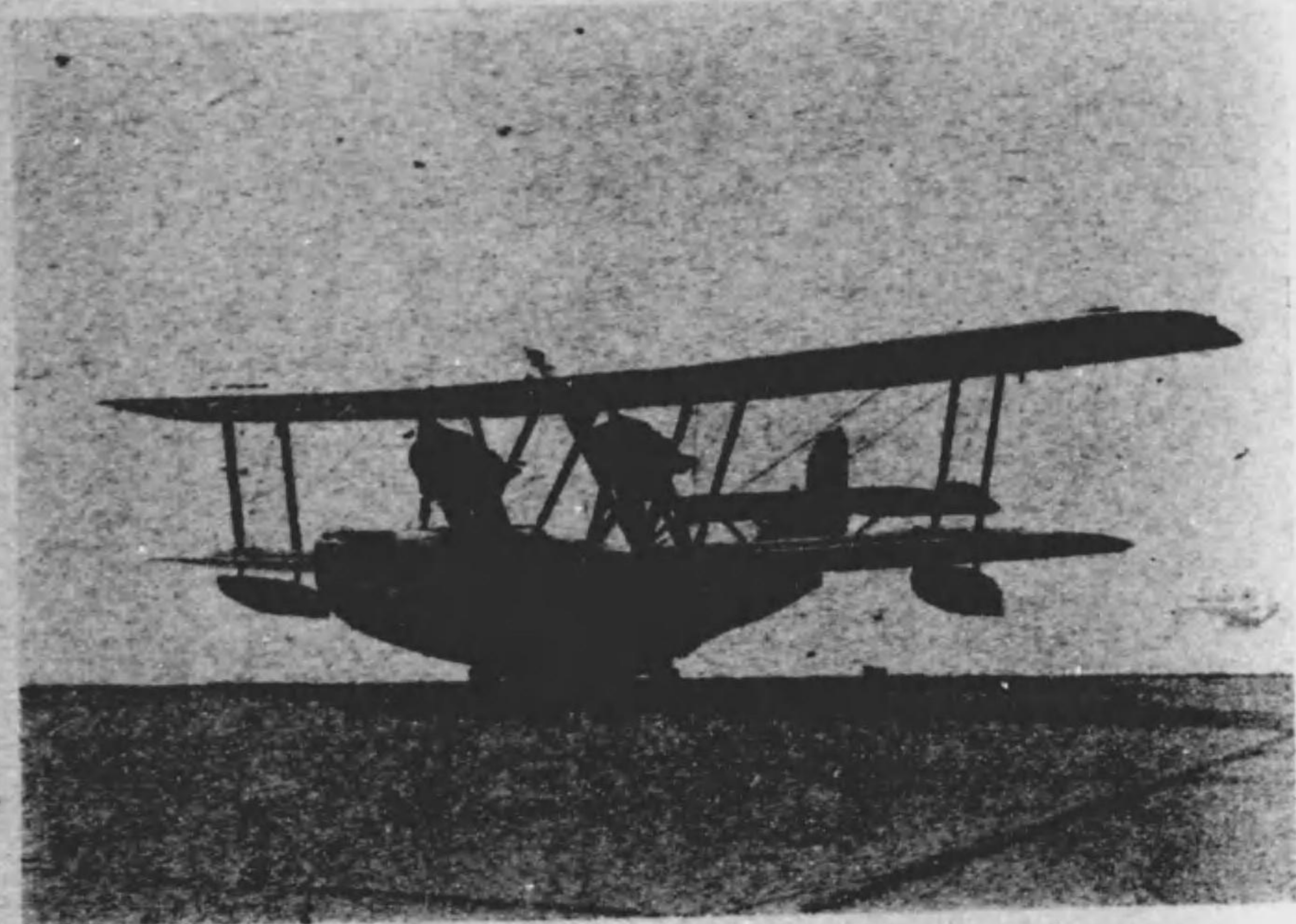


ロイヤルボーイ

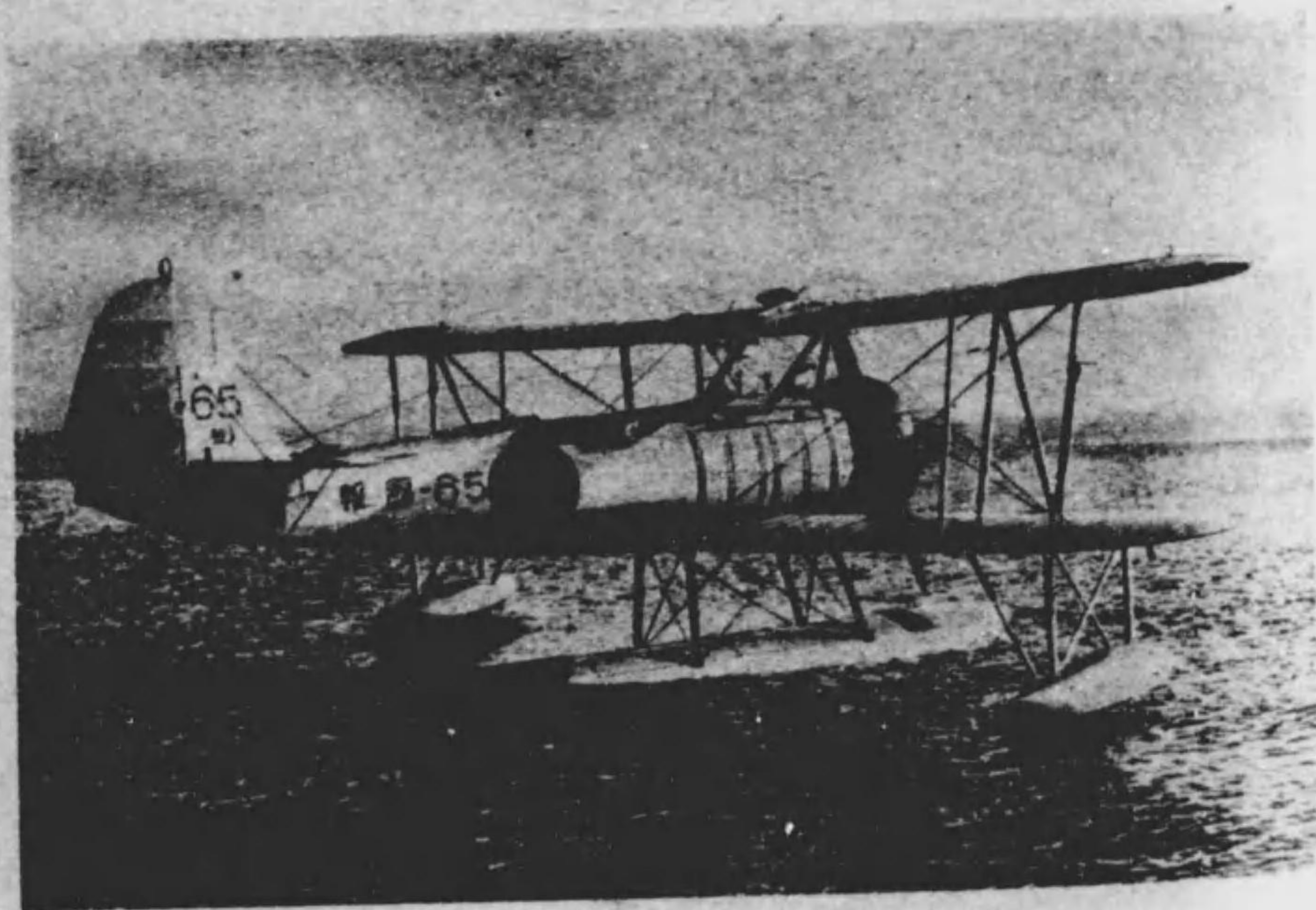


海軍艦上機編隊飛行

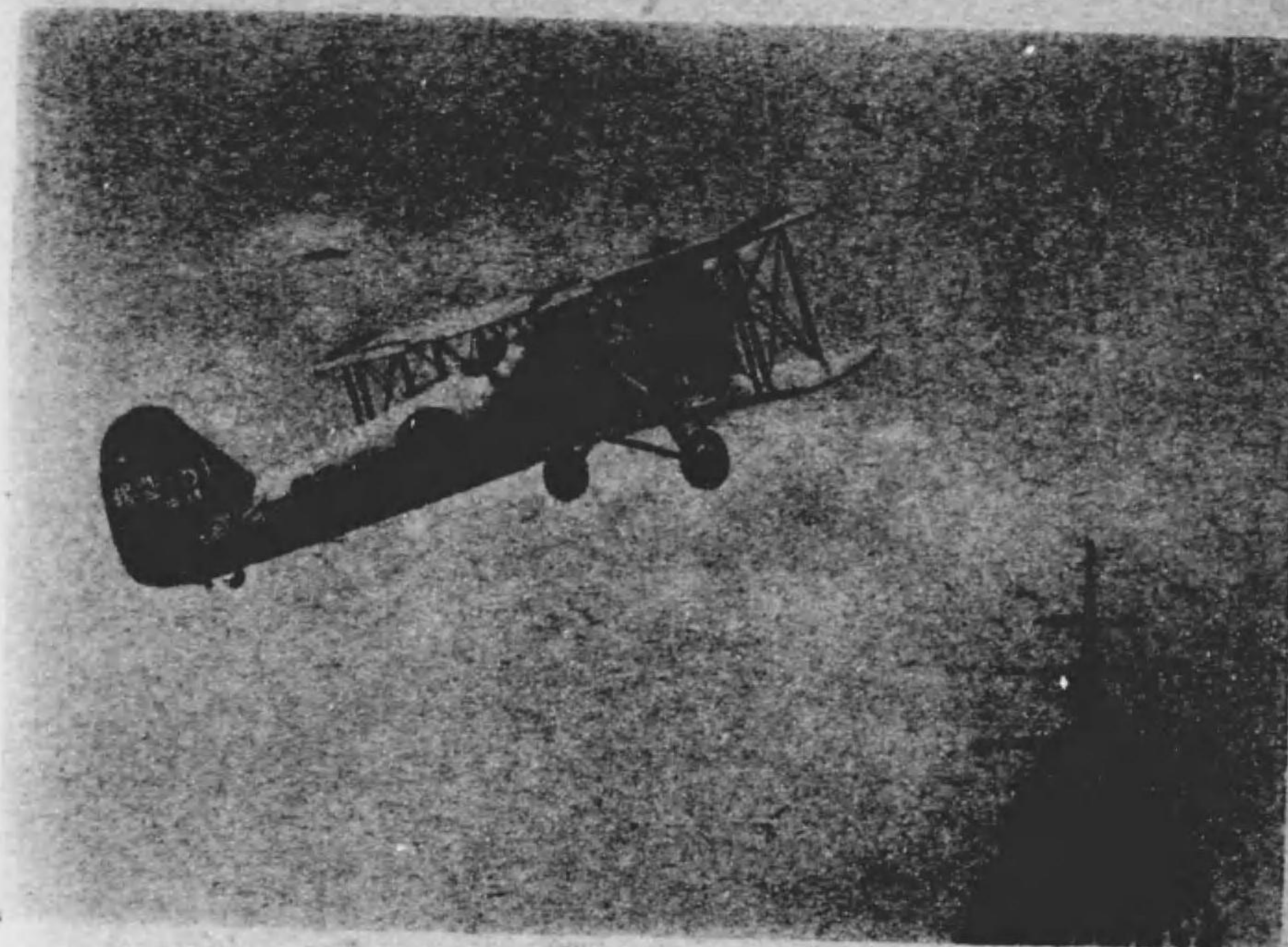




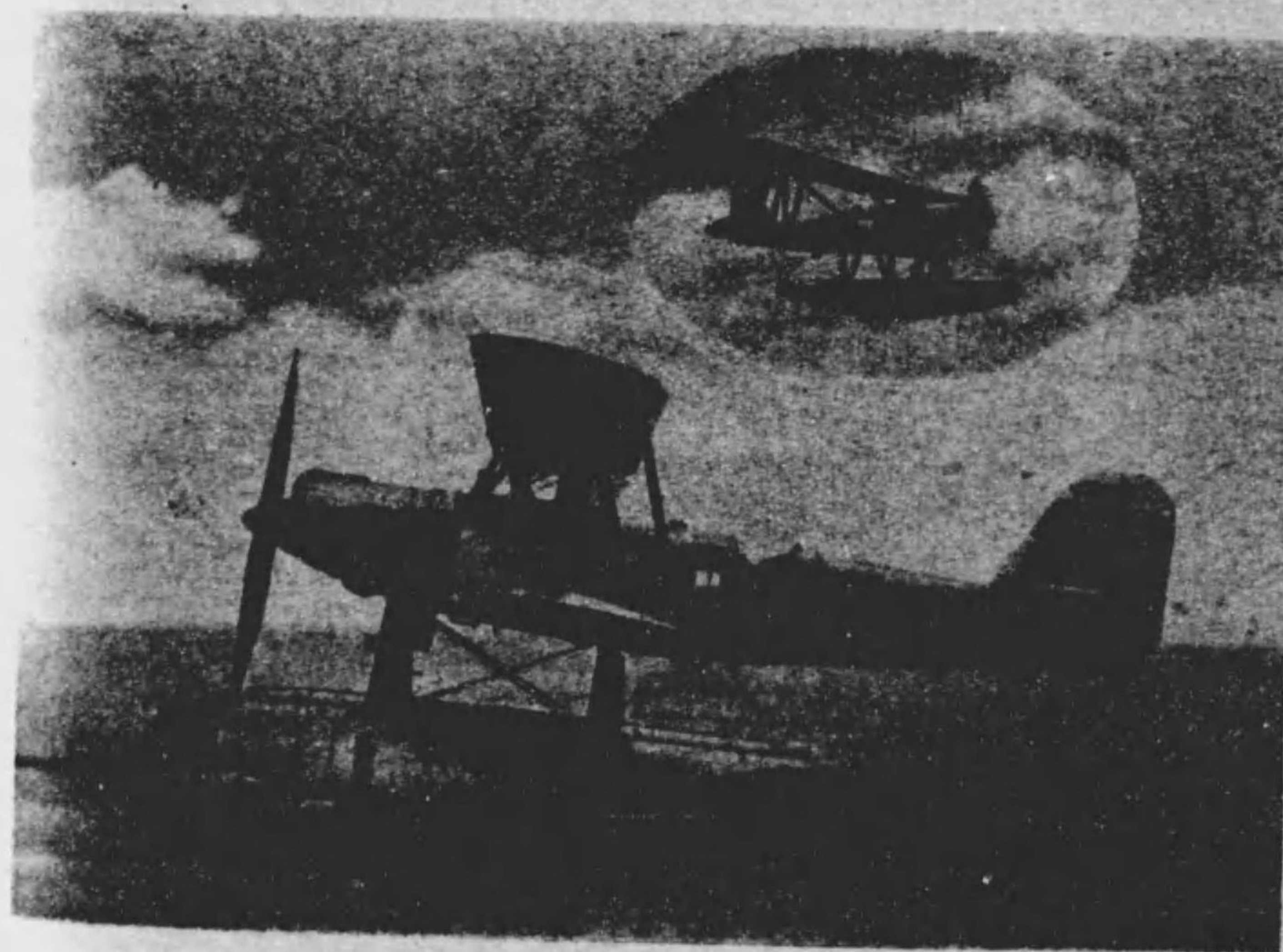
一五式飛行艇



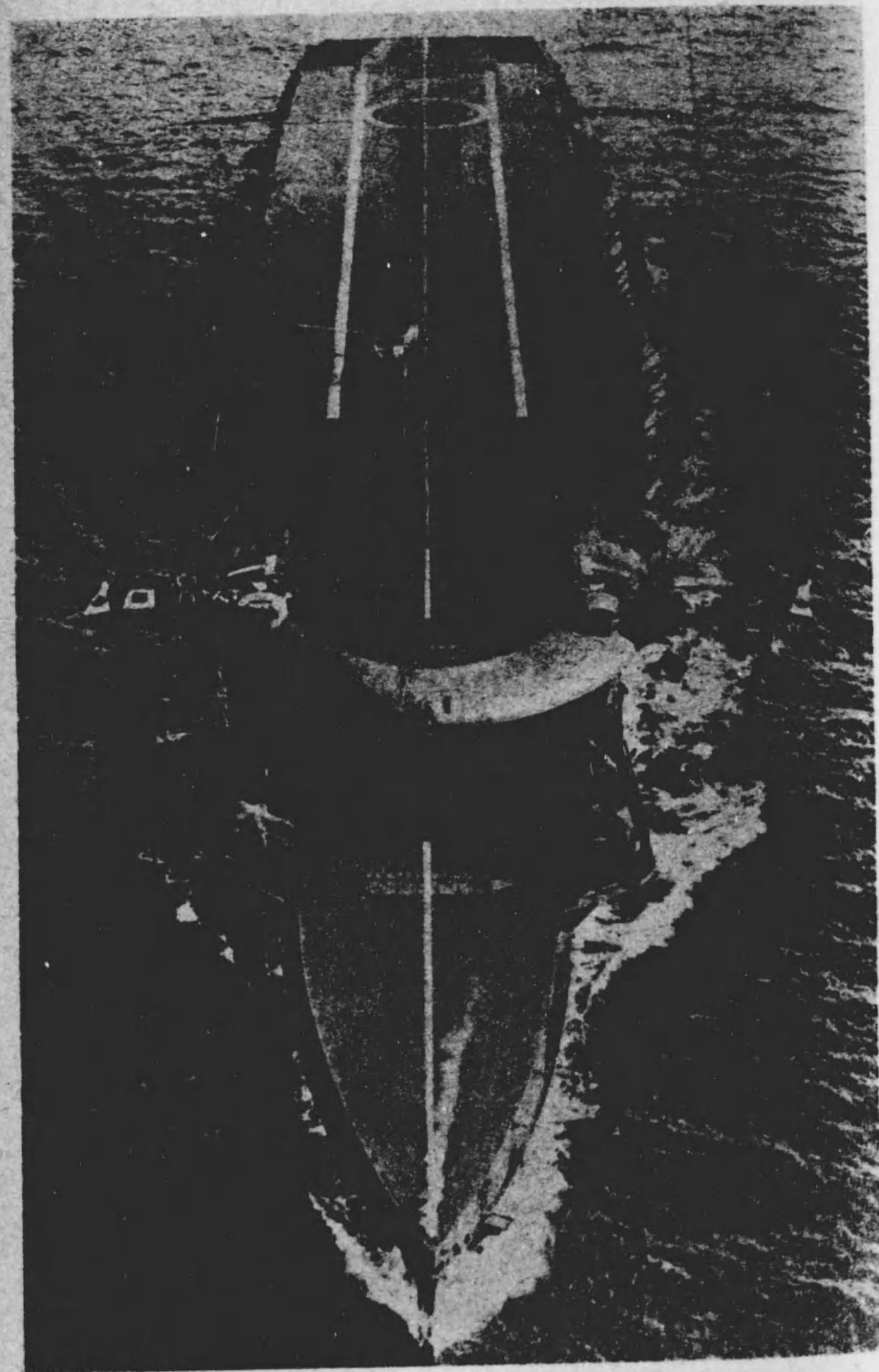
九〇式水上偵察機



九九式水上輕爆擊機



九九式水上偵察機



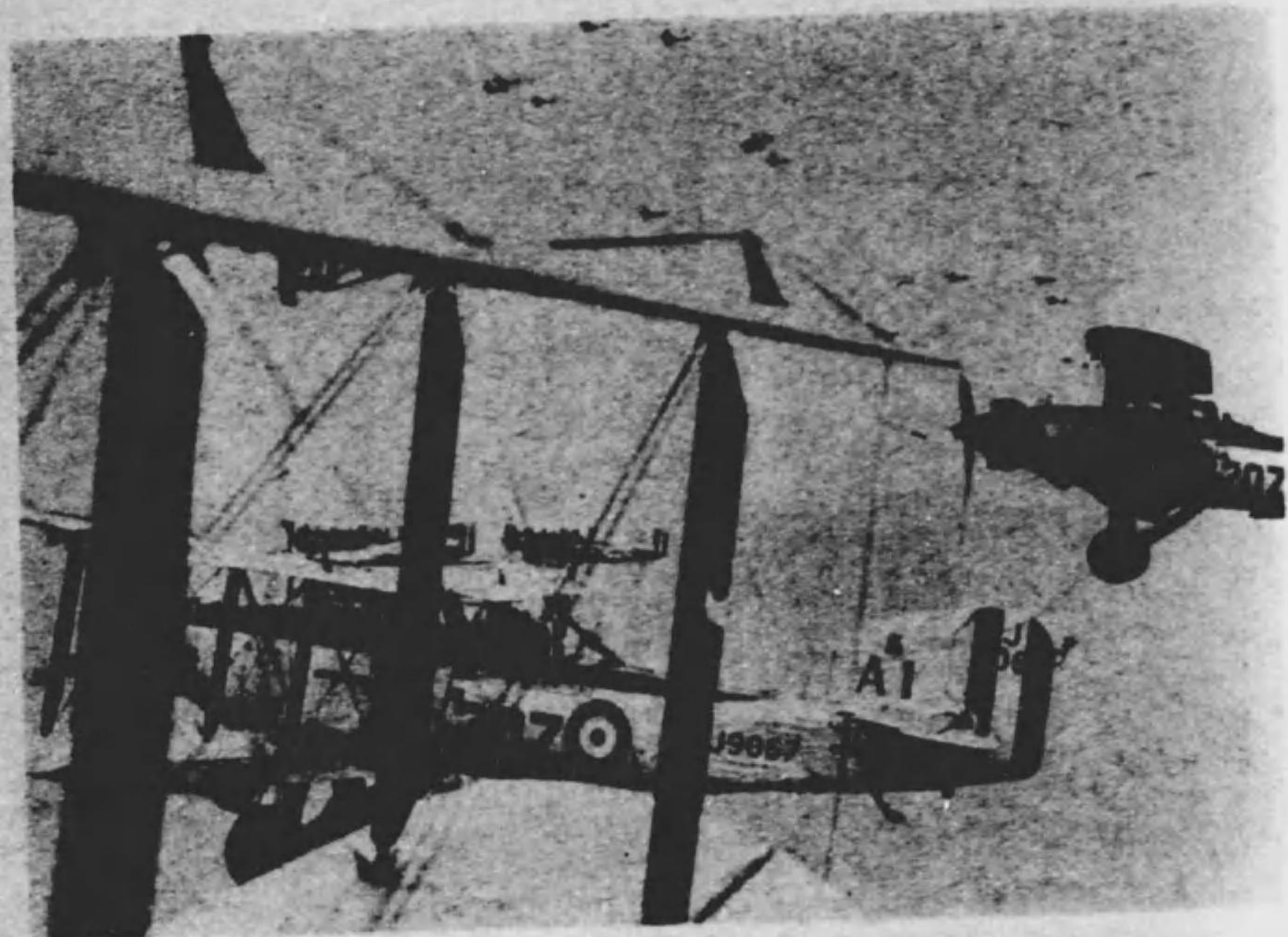
スアリーエフ艦母空航國英



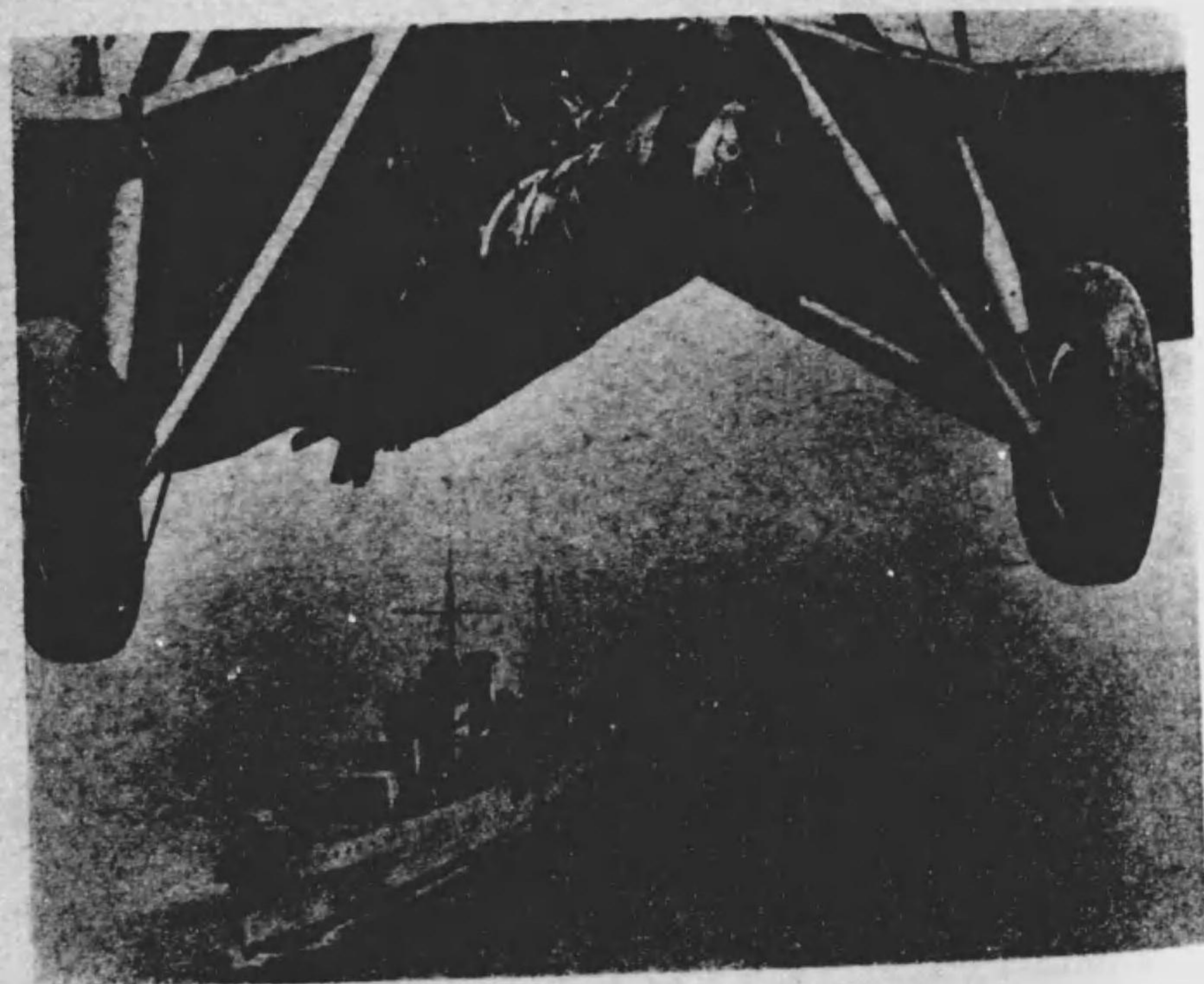
英國航空母艦
ハーミーズ



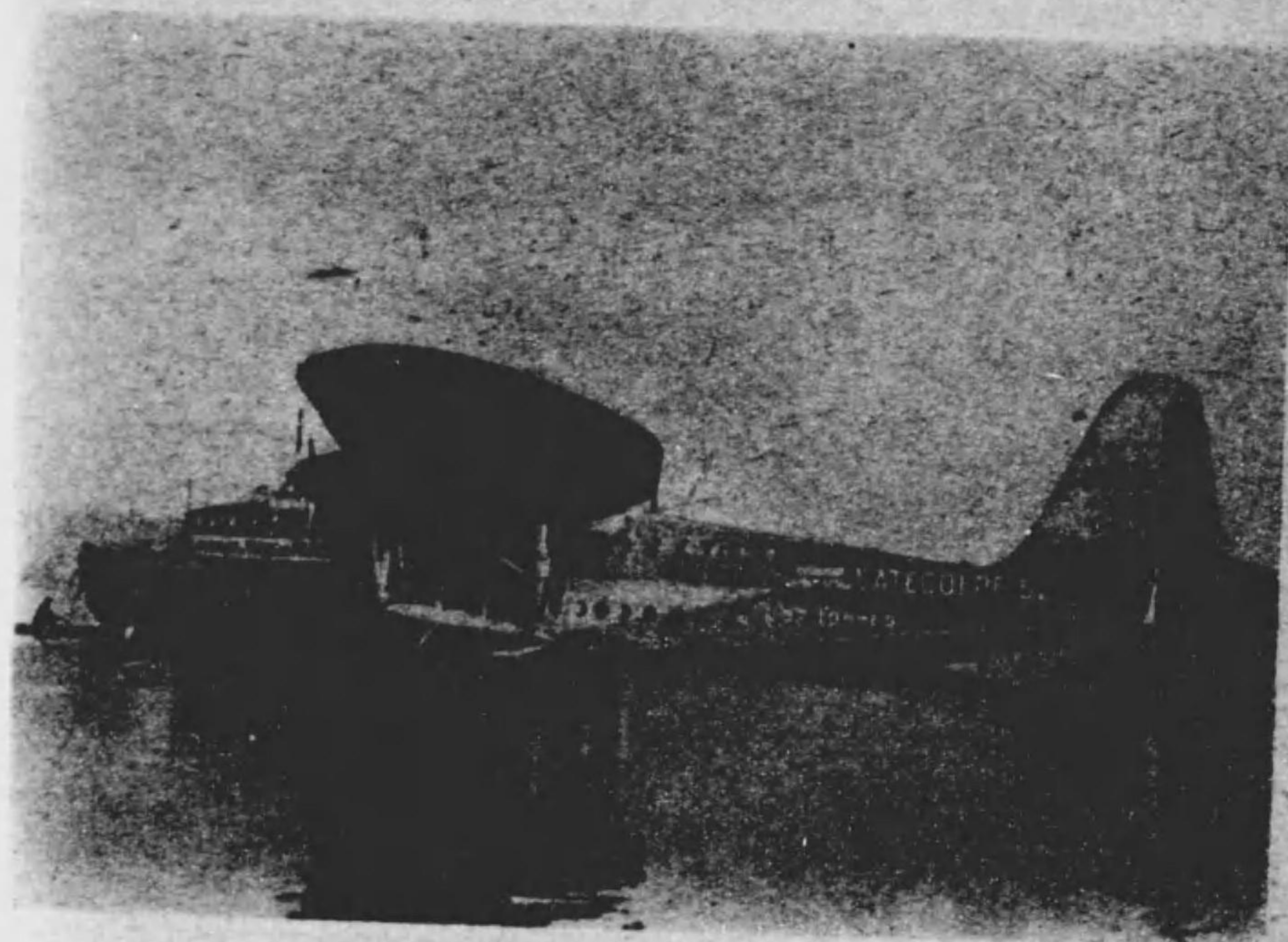
英國戰艦
ロッドニイよりネルソンを望む



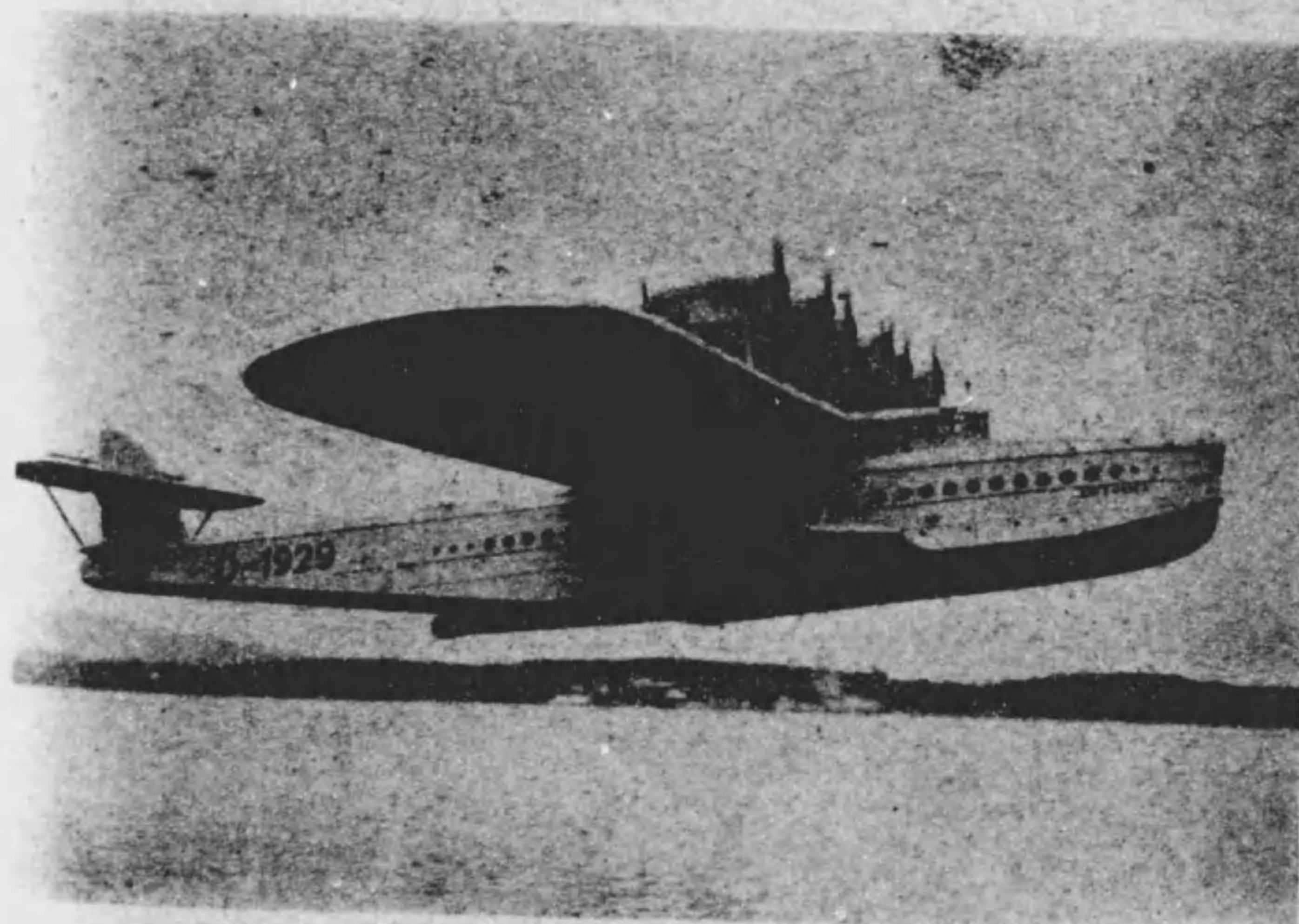
（で隊編を空上呎千二萬一）動活隊撃爆國英



ンボリンーボクツラブ機撃雷國英

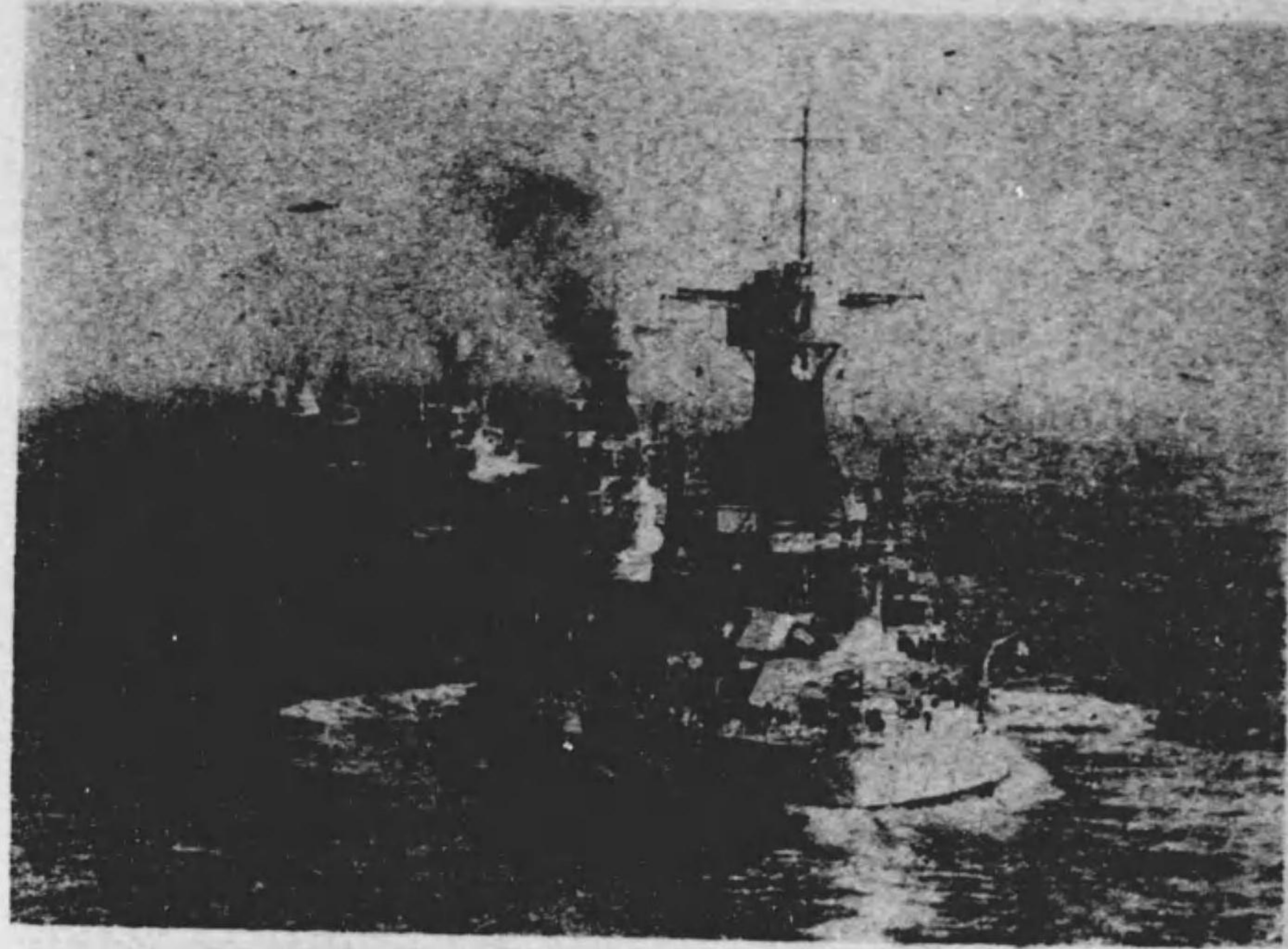
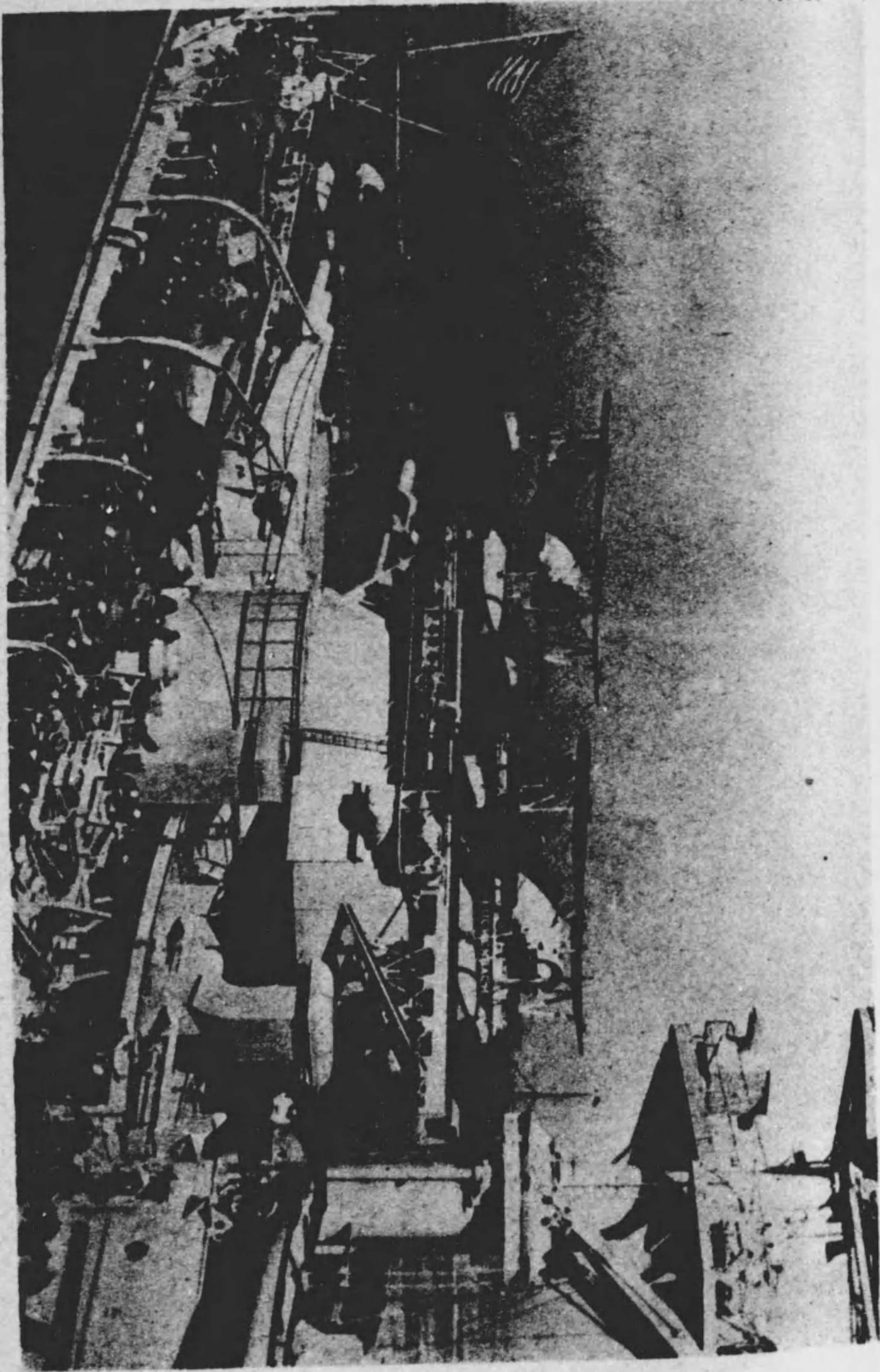


オソイエヴ・ドンナドーユリ艇人巨國佛



サンハトフル艇行飛國英

米海軍シンバルニヤ



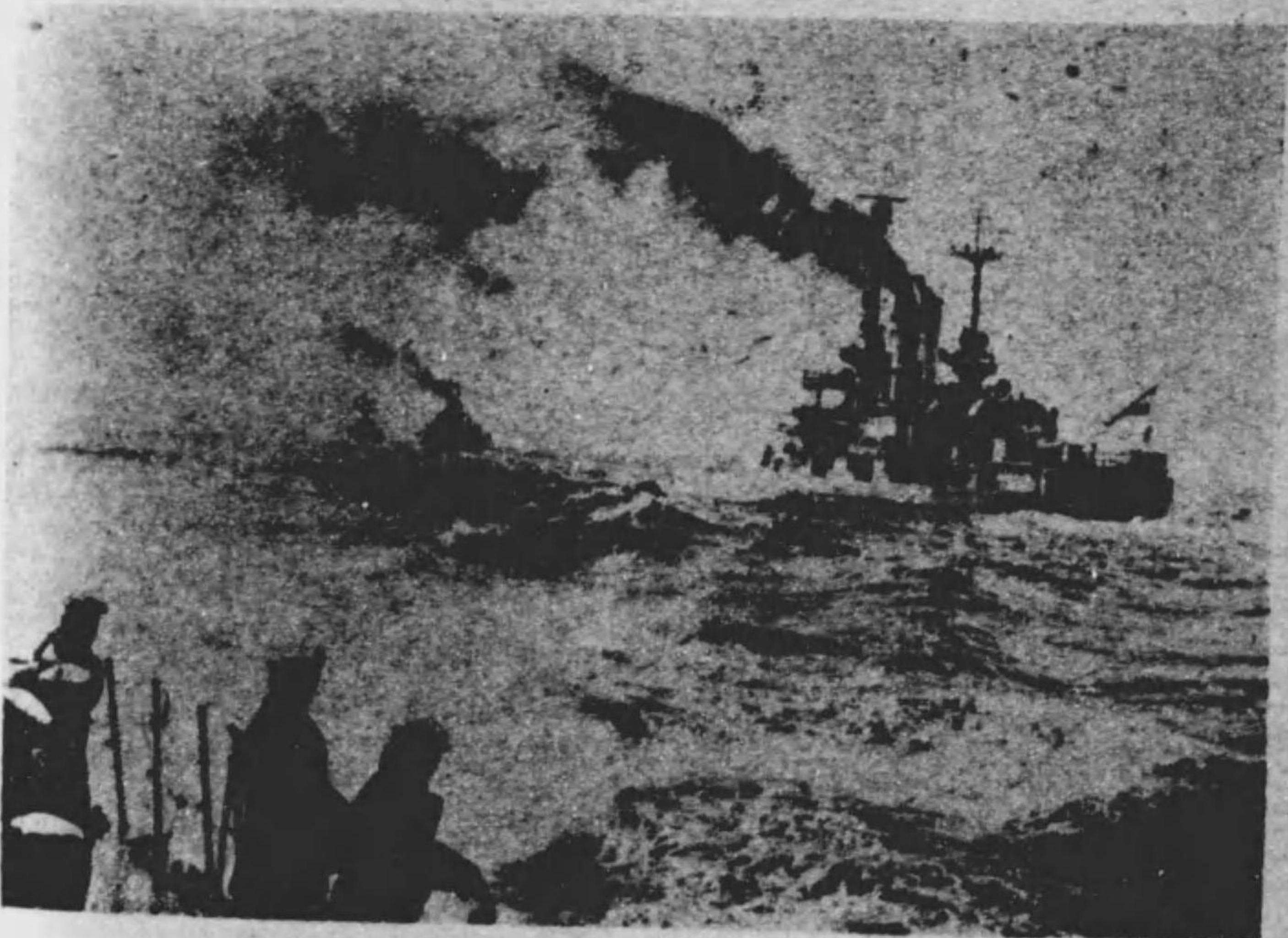
米海軍ヨークタウン級艦隊



米海軍シンバルニヤ上を飛行する艦載機



風 船 隊



隊艦く襲下以ヒツイウスレユシ艦戦國獨



帝國在郷軍人會
大日本國防婦人會
全國青年學校
全國青年團校
各學校處女會
御各學用

〔カダログ掲載〕

平野旗店

振替東京七四〇〇
電話淺草(84)五三七五

東京市淺草區小島町二ノ五
(市電小島町停留所前)

品秀優の廉至も格價



青年學校旗
國防婦人會旗
優勝旗
各會旗
隨草、徽章
正式國旗

素材の吟味と
熟練の技術に
よつて製作す
る堅實無比の
優秀品とそ自
信を以て御薦
め出来るので
す



在郷軍人服装は小出へ

帽 閱 戰



●生地見本定價表送呈●

東京市浅草區永住町七十一番地

宮内省造營課外諸官省御用
東京九段軍人會館御用
横須賀海軍工廠並ニ航空廠御用
東京市産業局優良商品指定店



目品業營

在青 青年學校 制服
消年 青年團 制服
防年 少年團 制服
工場 作業服
外附 屬品一式

卸造製

小出商店

電話浅草 (84) 一九〇六番
四六八七番
振替東京 四〇六番

海軍官衙所在地

○海軍省 東京麴町區霞ヶ關二丁目
大臣官房
軍務局 第一課 第二課 第三課
人事局 第一課 第二課 第三課
教育局 第一課 第二課 第三課
軍需局 第一課 第二課 第三課
醫務局 第一課 第二課 第三課
經理局 第一課 第二課 第三課
建築局 第一課 第二課 第三課
法務局 第一課 第二課 第三課
○海軍艦政本部 (海軍省構内)
總務部 第一課 第二課 第三課
第一課 第二課 第三課
第二課 第三課
第三課
○海軍司令部 (海軍省構内)
○海軍航空本部 (海軍省構内)
總務部

海軍—海軍官衙所在地

技 教 育 部

○水路部
○海軍技術研究所
理學研究部 東京市京橋區築地四丁目
科學研究部 目黒區三田
電氣研究部 同
造船研究部 同
航空研究部 同
○海軍燃料廠 茨城縣稻敷郡阿見村
煉炭部 山口縣那珂郡山口市
製油部 同
研究部 同
○海軍火藥廠 福岡縣糟屋郡須惠村
平壤炭業部 朝鮮平壤府寺洞
火藥部 同
○横須賀鎮守府 横須賀市稻岡町
○吳鎮守府 吳市

二六九

○佐世保鎮守府 佐世保市

【要港部】

- 舞鶴要港部 京都府加佐郡中舞鶴町
- 大湊要港部 青森縣下北郡大湊町
- 馬公要港部 臺灣澎湖廳馬公街
- 鎮海要港部 朝鮮慶尙南道源郡鎮海面
- 旅順要港部 關東州旅順
- 海軍港務部 橫須賀市逸見
- 海軍港務部 吳市
- 海軍港務部 佐世保市
- 海軍港務部 京都府加佐郡中舞鶴町
- 海軍港務部 青森縣下北郡大湊町
- 海軍港務部 臺灣澎湖廳馬公街
- 海軍港務部 朝鮮慶尙南道源郡鎮海面
- 海軍港務部 旅順市
- 海軍軍需部 橫須賀市港町
- 海軍軍需部 吳市
- 海軍軍需部 佐世保市
- 海軍軍需部 京都府加佐郡新舞鶴町

橫須賀海軍經理部 橫須賀市稻岡町

- 防備隊 吳市
- 防備隊 佐世保市
- 防備隊 橫須賀市
- 防備隊 神奈川縣三浦郡田浦町
- 防備隊 吳市
- 防備隊 佐世保市
- 防備隊 京都府加佐郡新舞鶴町
- 防備隊 青森縣下北郡大湊町
- 防備隊 臺灣澎湖廳馬公街
- 防備隊 朝鮮慶尙南道昌源郡鎮海面
- 海軍兵團 橫須賀市
- 海軍兵團 京都府加佐郡中舞鶴町
- 海軍兵團 吳市
- 海軍兵團 佐世保市
- 海軍航空隊 茨城縣稻敷郡阿見村
- 海軍航空隊 神奈川縣三浦郡追濱
- 海軍航空隊 千葉縣安房郡館山北條町
- 海軍航空隊 廣島縣加茂郡廣村
- 海軍航空隊 佐世保市

- 大村海軍航空隊 長崎縣東彼杵郡竹松村
- 大湊海軍航空隊 青森縣下北郡大湊町
- 佐伯海軍航空隊 大分縣南海郡佐伯町
- 橫濱海軍航空隊 神奈川縣橫濱市金澤町
- 木更津海軍航空隊 千葉縣君津郡巖根村
- 舞鶴海軍航空隊 京都府加佐郡新舞鶴町
- 鹿屋海軍航空隊 鹿兒島縣肝屬郡鹿屋町
- 鎮海海軍航空隊 朝鮮慶尙南道昌原郡鎮海面
- 發射場・飛行場・無線電信所 大分縣西國東郡吳崎
- 發射場・飛行場・無線電信所 長崎縣東彼杵郡竹松村
- 發射場・飛行場・無線電信所 京都府加佐郡中舞鶴町
- 發射場・飛行場・無線電信所 臺灣澎湖廳馬公街
- 發射場・飛行場・無線電信所 高雄州鳳山郡大寮庄
- 海軍工廠・工作部 橫須賀市稻岡町
- 海軍工廠・工作部 神奈川縣三浦郡田浦町船越
- 海軍工廠・工作部 吳市
- 海軍工廠・工作部 吳市吉浦町
- 海軍工廠・工作部 佐世保市
- 海軍工廠・工作部 廣島縣加茂郡廣村
- 海軍工廠・工作部 京都府加佐郡中舞鶴町

- 大湊要港部工作部 青森縣下北郡大湊町
- 馬公要港部工作部 臺灣澎湖廳馬公街
- 鎮海要港部工作部 朝鮮慶尙南道昌源郡鎮海面
- 海軍病院 橫須賀市
- 海軍病院 吳市宮原村
- 海軍病院 佐世保市
- 海軍病院 靜岡縣賀茂郡竹麻村
- 海軍病院 別府市
- 海軍病院 京都府加佐郡新舞鶴町
- 海軍病院 青森縣下北郡大湊町
- 海軍病院 臺灣澎湖廳馬公街
- 海軍病院 朝鮮慶尙南道昌源郡鎮海面
- 海軍刑務所 神奈川縣三浦郡浦賀町
- 海軍刑務所 吳市稻荷町
- 海軍刑務所 佐世保市
- 海軍刑務所 佐世保市日字福石
- 海軍學校 東京市品川區上大崎長者町
- 海軍學校 廣島縣安藝郡江田島村
- 海軍學校 京都府加佐郡中舞鶴町
- 海軍學校 東京市京橋區築地五丁目

海軍—海軍職員錄

海軍砲術學校 橫須賀市楠ヶ浦町
 海軍水雷學校 神奈川縣三浦郡田浦町
 海軍經理學校 東京市京橋區築地小田原町四丁目
 海軍潛水學校 吳市吉浦町

海軍工機學校 橫須賀市楠ヶ浦町
 ○駐滿海軍部 滿洲國新京平安町
 ○臨時海軍防備隊 同 哈爾濱
 ○上海海軍特別陸戰隊 上海北四川路

海軍職員錄(昭和十一年十月一日)

長中	同少佐	同中佐	同中佐	同中佐	副官大佐	大臣官房	次官	大 將	海軍省
豐田副武	松永敬介	重永主計	柳澤藏之助	田結穰	長谷川清			永野修身	
第一課長	第二課長	第三課長	第四課長	第五課長	第六課長	第七課長	第八課長	第九課長	第十課長
佐 保科善四郎	佐 太田泰治	佐 森田貫一	將 小林宗之助	佐 德永榮	佐 多田武雄	將 住山德太郎	將 高木武雄	佐 丸武邦則	佐 小畑愛喜
第一課長	第二課長	第三課長	第四課長	第五課長	第六課長	第七課長	第八課長	第九課長	第十課長
佐 谷村豐太郎	將 砂川兼雄	將 平岡颯	將 山本幹之助	將 吉成宗雄	將 熊岡讓	將 氏家長明	將 林田恒雄	將 甘利恒雄	將 向山均
第一課長	第二課長	第三課長	第四課長	第五課長	第六課長	第七課長	第八課長	第九課長	第十課長
佐 寺田祐次	佐 小金井良一	將 山家信次	將 松岡俣躬	將 川瀬義重	將 荒木久吉	將 桑原憲	將 山本五十六	將 塚本二四三	將 大西瀧治郎
第一課長	第二課長	第三課長	第四課長	第五課長	第六課長	第七課長	第八課長	第九課長	第十課長
將 石黑利吉	主大佐 山本丑三郎	主大佐 鈴木亨	主大佐 鈴木亨	主大佐 鈴木亨	主大佐 鈴木亨	主大佐 鈴木亨	主大佐 鈴木亨	主大佐 鈴木亨	主大佐 鈴木亨
第一課長	第二課長	第三課長	第四課長	第五課長	第六課長	第七課長	第八課長	第九課長	第十課長
將 石井常次郎	將 柴田彌一郎	將 山本弘毅	將 原 潔	將 澤本頼雄	將 百武源吾	將 潮見茂樹	將 吉田直	將 鈴木亨	將 山本丑三郎

海軍—海軍職員錄

長中	同少佐	同中佐	同中佐	同中佐	副官大佐	大臣官房	次官	大 將	海軍省
豐田副武	松永敬介	重永主計	柳澤藏之助	田結穰	長谷川清			永野修身	
第一課長	第二課長	第三課長	第四課長	第五課長	第六課長	第七課長	第八課長	第九課長	第十課長
佐 高木武雄	將 住山德太郎	將 多田武雄	將 小林宗之助	佐 德永榮	佐 多田武雄	將 住山德太郎	將 高木武雄	佐 丸武邦則	佐 小畑愛喜
第一課長	第二課長	第三課長	第四課長	第五課長	第六課長	第七課長	第八課長	第九課長	第十課長
佐 谷村豐太郎	將 砂川兼雄	將 平岡颯	將 山本幹之助	將 吉成宗雄	將 熊岡讓	將 氏家長明	將 林田恒雄	將 甘利恒雄	將 向山均
第一課長	第二課長	第三課長	第四課長	第五課長	第六課長	第七課長	第八課長	第九課長	第十課長
佐 寺田祐次	佐 小金井良一	將 山家信次	將 松岡俣躬	將 川瀬義重	將 荒木久吉	將 桑原憲	將 山本五十六	將 塚本二四三	將 大西瀧治郎
第一課長	第二課長	第三課長	第四課長	第五課長	第六課長	第七課長	第八課長	第九課長	第十課長
將 石井常次郎	將 柴田彌一郎	將 山本弘毅	將 原 潔	將 澤本頼雄	將 百武源吾	將 潮見茂樹	將 吉田直	將 鈴木亨	將 山本丑三郎

水陸部	第一課長	第二課長	第三課長	第四課長	會計課長	海軍大學校	海軍兵學校	海軍機關學校
長	大田垣 富三郎	佐 下坊 定吉	佐 栗林 今朝吉	佐 草川 淳	師 小倉 伸吉	中 將 中村 龜三郎	中 將 出光 萬兵衛	中 將 兼 田市郎
副官	機中佐 藤田 健吉	軍醫少將 向山 美弘	軍醫中佐 本間 正人	主少將 佐々木 重藏	主少佐 舞田 親二	中 將 遠藤 喜一	中 將 山澄 貞次郎	中 將 堀江 義一郎
機中佐	藤田 健吉	向山 美弘	本間 正人	佐々木 重藏	舞田 親二	遠藤 喜一	山澄 貞次郎	堀江 義一郎
海軍醫學校	海軍經理學校	海軍航空廠	海軍工廠	海軍工廠	海軍工廠	海軍工廠	海軍工廠	海軍工廠
副官	博義王附	朝融王附	元帥大將	次 長	副官	第一部長	第二部長	第三部長
中 將	龍岡 長久	中 將 三好 恒	博 恭 王	島田 繁太郎	代谷 清志	近藤 信竹	高橋 伊望	高須 四郎
司令官	博義王附	朝融王附	元帥大將	次 長	副官	第一部長	第二部長	第三部長
中 將	龍岡 長久	中 將 三好 恒	博 恭 王	島田 繁太郎	代谷 清志	近藤 信竹	高橋 伊望	高須 四郎

參謀長	副官	人事長	機關長	軍醫長	主計長	法務長	港務部長	總務部長	造兵部長
井上 成美	佐 精 方 勉	男爵 柴山 昌生	大佐 鍋島 茂明	將 田中 朝三	主少將 武井 大助	司法事務官 島田 清	大佐 桃島 節雄	長 古市 龍雄	大佐 下村 勝美
造船部長	機關實驗部長	造機部長	光學實驗部長	電池實驗部長	機雷實驗部長	航海實驗部長	會計部長	醫務部長	總務部長
池田 耐一	鈴木 武次	澁谷 隆太郎	北川 茂春	村瀬 東十郎	元 泉 威	宇佐 美治作	本田 增藏	高 城 喬	前原 謙治
科學部長	飛行機部長	發動機部長	兵器部長	飛行實驗部長	會計部長	醫務部長	軍醫大佐	橫須賀海軍工廠	橫須賀海軍工廠
廣瀨 正經	櫻井 忠武	花島 孝一	佐藤 源藏	山田 忠治	茂木 知二	石黑 芳雄	武井 大助	大東 健夫	小住 德三郎
司令官	司令官	司令官	司令官	司令官	司令官	司令官	司令官	司令官	司令官
末內 光政	前田 政一	高須 四郎	高橋 伊望	近藤 信竹	代谷 清志	島田 繁太郎	博 恭 王	博 恭 王	博 恭 王

第三課長	主大佐	長	機大佐	長	技師	第二課長	主中佐	第一課長	技師	長	軍醫少將	長	軍醫大佐	長	監獄長	長	副長	副官	長		
橫須賀海軍艦船部	氏家親治	橫須賀海軍建設部	松本伊之吉	大川戶猶吉	住木直二	橫須賀海軍病院	田中朝三	海軍少將	田中朝三	海軍病院	深田貫一	橫須賀海軍刑務所	小泉藤治郎	海軍砲術學校	田畑啓藏	海軍水雷學校	堀九郎	有地十五郎	桑原重治		
副官	少佐	副官	中佐	副官	副官	副官	副官	副官	副官	副官	副官	副官	副官	副官	副官	副官	副官	副官	副官		
海軍通信學校	清水利夫	海軍工機學校	鈴木豐次郎	川原宏	根本金次	海軍航海學校	小池四郎	北村富美雄	藤田尙德	佐藤市郎	宮本八十三	吳鎮守府	小西外男	飯倉貞造	赤羽良淳	米花德太郎	上原純之助	山中政之	清水獎	別府良三	木梨律馬
人事長	大佐	軍醫長	軍醫少將	主計長	主計少將	機關長	機長	法務長	司法事務官	港務部長	大佐	長	中將	總務部長	大佐	砲煩部長	造兵少將	水雷部長	造兵少將	電氣部長	
奧信一	菅原佐平	元松直人	立花才次郎	諸澤安治	加藤仁太郎	豐田貞次郎	松木益吉	日高鏞一	渡邊貫三郎	足立吉平	吉村武雄	白田一精	金谷隆一	須田稔	元松直人	下勝美	限彦吉	白石誠夫	原佐平	隅恆一	田秀彦

造船部長	造船少將	造機部長	造機少將	製鋼部長	製鋼大佐	製鋼實驗部長	技師	潛水艦部長	機大佐	火工部長	造兵大佐	砲煩實驗部長	大佐	魚雷實驗部長	大佐	電氣實驗部長	機大佐	會計部長	主少將	醫務部長	軍醫大佐
桑原重治	高原二郎	二階堂行雄	宇留野四平	日尾清	神足勝孝	小林秀雄	岸本鹿子治	山田清	平井博	比企龍之	桑原重治	福間忠哉	小西外男	飯倉貞造	赤羽良淳	米花德太郎	上原純之助	山中政之	清水獎	別府良三	木梨律馬
海軍技手養成所	廣海軍工廠	航空機部長	機大佐	機大佐	會計部長	主大佐	軍醫大佐	海軍燃料廠	煉炭部長	機大佐	製油部長	機大佐	研究部長	機大佐	機大佐	機大佐	機大佐	機大佐	機大佐	機大佐	機大佐
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
吉村武雄	白田一精	金谷隆一	須田稔	元松直人	下勝美	限彦吉	白石誠夫	原佐平	隅恆一	田秀彦	吉村武雄	白田一精	金谷隆一	須田稔	元松直人	下勝美	限彦吉	白石誠夫	原佐平	隅恆一	田秀彦

副官	少佐	佐世保鎮守府	大山豐次郎	長少將	菊野茂	技師	甚目雅治
司令長官	中將	松下元	佐藤唯一	總務部長	佐藤唯一	長	佐世保海軍病院
參謀長	少將	清水光美	成田二郎	大佐	成田二郎	長	佐世保海軍刑務所
副官	佐	田村劉吉	正木宜恒	造船部長	正木宜恒	司令官	監獄長
人事長	大佐	祝原不知名	加藤成禧	航空機部長	加藤成禧	中將	鹽澤幸一
機關長	大佐	御所靜	都築伊七	造船部長	都築伊七	副官	中村重一
軍醫長	少將	眞下綠三郎	荒川信	機部長	荒川信	少官	榑引誠雄
主計長	主少將	熊生榮	芋川千秋	會計部長	芋川千秋	機關長	本村仁
法務長	主少將	萩原竹治郎	佐世保海軍經理部	軍醫部長	佐世保海軍經理部	軍醫長	上與那原朝珍
港務部長	大佐	後藤權造	佐世保海軍艦船部	軍醫大佐	佐世保海軍艦船部	主計長	加納金三郎
	大佐	佐世保海軍工廠	片山清太	軍醫大佐	片山清太	主計長	加納金三郎
			佐世保海軍建築部	軍醫大佐	丹下薰二	法務長	小田垣常夫
				軍醫大佐	丹下薰二	港務部長	三浦友三郎

軍需部長	機大佐	德田順一	司令官	少將	杉坂悌二郎	副官	少佐	福島耕次郎
總務部長	機大佐	秋谷吉五郎	參謀長	大佐	松永次郎	機關長	大佐	市村讓介
造兵部長	大佐	太原進	副官	少佐	馬場昇	軍醫長	軍醫大佐	吉田憲吉
造船部長	造船大佐	庭田尙三	機關長	大佐	赤坂卯之助	主計長	軍醫大佐	東壽
造機部長	造機大佐	朝永研一郎	主計長	中佐	齋藤胤雄	港務部長	中佐	河原金之輔
會計部長	主大佐	是川重之助	港務部長	中佐	大島良之助	工作部長	機大佐	市村讓介
建築部長	技師	鈴木只重	工作部長	機大佐	赤坂卯之助	機大佐	機大佐	市村讓介
醫務部長	軍醫中佐	金澤信太郎	司令官	馬港要港部		司令官	中將	井上繼松
經理部長	主大佐	加納金三郎	參謀長	少將	和田專三	參謀長	大佐	越智孝平
			大佐	木幡行		副官	少佐	井上士郎
						機關長	大佐	玉城直吉

軍醫長 藤田秀三郎
 主計長 丹羽榮一
 法務長 樋口芳包
 司法務事官 樋口芳包
 港務部長 後藤傳治郎
 中 佐
 工作部長 玉城直吉
 機大佐
 旅順要港部
 司令官 和田秀穂
 少 將
 參謀長 原忠一
 大 佐
 副官 小關晟
 少 佐
 機關長 岩川隆澄
 機大佐
 軍醫長 石原誠之
 軍醫大佐

主計長 石原德次郎
 主中佐
 港務部長 東郷二郎
 中 佐
 駐滿海軍部
 司令官 濱田吉治郎
 中 將
 參謀長 大島乾四郎
 大 佐
 副官 岡部三四二
 少 佐
 機關長 山口眞澄
 機大佐
 主計長 青木寛治
 主中佐
 第一艦隊司令長官 高橋三吉
 大 將
 參謀長 野村直邦
 少 將
 第二艦隊司令長官 加藤隆義
 中 將

參謀長 水戸春造
 少 將
 第三艦隊司令長官 及川古志郎
 中 將
 參謀長 岩村清一
 少 將
 第一戰隊司令官 敬太郎
 中 將
 第一航空戰隊司令官 佐藤三郎
 少 將
 第七戰隊司令官 古賀峯一
 少 將
 第十一戰隊司令官 日比野正治
 少 將
 第一潛水戰隊司令官 下村正助
 少 將
 吳警備戰隊司令官 日暮豐年
 少 將
 佐世保警備戰隊司令官 安藤隆
 少 將
 霞ヶ浦航空隊司令官 片桐英吉
 少 將

第八戰隊司令官 谷中馬太郎
 少 將
 第二水雷戰隊司令官 三木太市
 少 將
 橫須賀防備戰隊司令官 荒木貞亮
 少 將
 第二潛水戰隊司令官 大和田芳之助
 少 將
 第一水雷戰隊司令官 南雲忠一
 少 將
 第五水雷戰隊司令官 細萱戊子郎
 少 將
 橫須賀警備戰隊司令官 宮田義一
 少 將
 上海陸戰隊司令官 近藤英次郎
 少 將
 第二航空戰隊司令官 堀江六郎
 大 佐
 佐世保防備戰隊司令官 松野首三
 大 佐
 吳防備戰隊司令官 坂本伊久太
 大 佐

吳海兵團長 宍戸好信
 大 佐
 吳防備隊司令 中山道源
 大 佐
 臨時防備隊司令 山口實
 大 佐
 佐世保海兵團長 鈴木新治
 大 佐
 橫須賀防備隊司令 藤森清一郎
 大 佐
 佐世保防備隊司令 園田滋
 大 佐
 舞鶴防備隊司令 大島四郎
 大 佐
 鎮海防備隊司令 金子豐吉
 大 佐
 館山航空隊司令 別府明朋
 大 佐
 橫濱航空隊司令 加藤尙雄
 大 佐
 鎮海航空隊司令 市丸利之助
 中 佐

馬公防備隊司令 久保九次
 大 佐
 大湊防備隊司令 安住義一
 大 佐
 大湊航空隊司令 市來政章
 中 佐
 舞鶴航空隊司令 千田貞敏
 中 佐
 第一驅逐隊司令 西村祥治
 大 佐
 第三驅逐隊司令 平塚四郎
 中 佐
 第四驅逐隊司令 柴田力
 中 佐
 第五驅逐隊司令 高間完
 中 佐
 第六驅逐隊司令 廣瀬末人
 大 佐
 第七驅逐隊司令 坂野民郎
 大 佐
 第八驅逐隊司令 板垣盛
 中 佐

第九驅逐隊司令 中 佐 伊崎俊二	第十驅逐隊司令 中 佐 後藤鐵五郎	第十二驅逐隊司令 中 佐 難波祐之	第十三驅逐隊司令 中 佐 西岡義泰	第十四驅逐隊司令 中 佐 久宗米次郎	第十五驅逐隊司令 中 佐 直塚八郎	第十六驅逐隊司令 中 佐 木村昌福	第二十驅逐隊司令 大 佐 橋本信太郎	第二十一驅逐隊司令 大 佐 大森仙太郎	第二十二驅逐隊司令 中 佐 井原美岐雄	第二十三驅逐隊司令 中 佐 清水他喜雄	第二十六驅逐隊司令 中 佐 高橋一松	第二十八驅逐隊司令 中 佐 大藤正直	第二十九驅逐隊司令 中 佐 江戶兵太郎	第三十驅逐隊司令 中 佐 木村進	第一潛水隊司令 中 佐 小柳富次	第七潛水隊司令 中 佐 中邑五司	第八潛水隊司令 大 佐 佐藤勉	第十一潛水隊司令 中 佐 伊藤皎	第十二潛水隊司令 中 佐 古宇田武郎	第十三潛水隊司令 中 佐 貴島盛次	第十四潛水隊司令 中 佐 藤四郎	第十八潛水隊司令 中 佐 駒澤克巳	第二十二潛水隊司令 大 佐 辻村武久	第二十四潛水隊司令 大 佐 市岡壽	第二十六潛水隊司令 中 佐 長井滿	第二十七潛水隊司令 中 佐 加藤與四郎	第二十八潛水隊司令 中 佐 道野清	第二十九潛水隊司令 中 佐 原田覺	第三十潛水隊司令 中 佐 福澤常吉	第一掃海隊司令 中 佐 森友一	第十一掃海隊司令 中 佐 平東五郎	金剛艦 大 佐 鋤柄玉造
---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	--------------------	---------------------	-----------------------	----------------------	---------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--------------------	----------------------	-----------------

比叡島大佐川內傳七	霧島大佐三軍一	榛名大佐澤三郎	扶桑大佐鹿任一郎	山城大佐熊政吉	伊勢大佐關根平吉	日向大佐杉根藏	長門大佐齋藤二朗	陸奥大佐桑折英三	加古大佐藍原孝一	古鷹大佐小野準一	衣笠大佐昌山耕一	青葉大佐平岡條一	妙高大佐伍賀啓次郎	那智大佐戶塚道太郎	足柄大佐佐倉武夫	羽黑大佐佐藤重夫	高雄大佐原島具重	愛宕大佐鈴木顯三	鳥海大佐春木田幸三	摩耶大佐茂田道慎	天龍大佐錄田道章	龍田大佐八代吉重	磨田大佐醍醐忠重	多摩大佐下村勝美	北上大佐杉山元治	大井大佐山口儀三	木曾大佐岡口儀三	長良大佐梶岡定三	五十鈴大佐千葉政夫	名取大佐岡村慶夫	由良大佐友成義郎	鬼怒大佐藤輪茂市	阿武隈大佐阿部類太	那珂大佐中島寅吉	川內大佐阿部孝吉	神通大佐山部正壯	神戶大佐武田盛夫	三隈大佐伊藤治一	最上大佐酒卷宗孝	鳳賀大佐三並貞三	加賀大佐松永壽一	赤城大佐吉良俊一	龍驤大佐鳥羽少佐	蒼龍大佐橋本愛一郎	韓橋大佐岸本愛一郎	駒橋大佐橋本愛一郎	大野大佐野本愛一郎	野本大佐野本愛一郎	岸本大佐野本愛一郎	輪中三郎	富說三五郎	須常二	原常次郎	松良孝一行	板垣義行	博宮本義定	宮本義定	佐藤波定	小橋義波	中村義波	岩越俊亮	若林清作	松浦永次郎	上野正三	杉原寬三	伊藤義一	佐伯勝守	山代勝守
-----------	---------	---------	----------	---------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	-----------	----------	----------	----------	----------	-----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	----------	----------	----------	-----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------	-------	-----	------	-------	------	-------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------

二熱保比堅勢磯
見海津良田多嶺
少少少少少
佐佐佐佐佐
倉加高本録吉宮
永瀬尾吉田見坂
恒三儀唯正信義
記郎六次一登

日本帝國海軍航空の沿革及現狀

帝國軍事航空は詳細に之を語るの自由を有せぬことを遺憾とするが、其の沿革並に現狀を略述すれば明治十年五月西南の役に輕氣球を使用せんが爲め陸軍省より海軍省に輕氣球の製作を依頼し海軍兵學寮機關科に於て製作せられ初め築地海軍練兵場に於て輕氣球の飛行實驗を行ひ、上昇百二十間に達した。同年十一月七日天覽に供されたが風の爲索切斷し遂に氣球

を失つてしまつた。其の後氣球の研究は遺憾乍らそのまゝに放置された。此の氣球の大きさは徑三丈高四丈五尺容積一四、一三七立方尺、填充瓦斯は最初石炭瓦斯後に水素瓦斯を使用した。降つて明治四十二年臨時軍用氣球研究會の官制が發布せられた。次いで四十五年六月海軍航空術研究委員會設置せられ、神奈川縣追濱に飛行場を設置し、カーチス式七〇馬力水上飛行機二臺を米國に、フアルマン式七〇馬力水上飛行機二臺を佛國に注文し、其の製造監督たる海軍兵科將校及び機關官をして傍ら飛行機操縦其他各種の實習調査に従事させた。

爾後半歳ならずして國産機體を用するに至つた。大正二年若宮は「カーチス」及び「フアルマン」式飛行機を搭載して初めて海軍小演習に参加した。大正三年八月、日獨開戰當時は帝國海軍飛行機總數實に十二機、飛行將校は僅かに十五名を有するに過ぎなかつたが、此の僅少な人員と機材とを母艦若宮に搭載して青島戰に参加せしめ、能く偵察、彈着觀測、爆撃等を実演してイルチス砲臺を沈黙せしめ、赫々たる偉功を樹てた。大正五年初めて海軍航空隊三隊新設豫算成立し、逐次航空軍備の充實に着手した。大正十年臨時海軍航空術講習部を新設し、世界大戰に従軍せる老兵、英國「センピル」大佐以下三十名を招聘して霞ヶ浦及び横須賀に於いて航空術を傳習せしめた。

大正七年五隊、大正九年七隊増

設の豫算成立し、茲に所謂十七隊計畫が成立した。本計畫は昭和六年に完成したのであるが、その後二十數隊の増設計畫が成立した。現在霞ヶ浦、横須賀、館山、佐世保、大村、吳、佐伯、大湊等に陸上航空隊約二十五隊を設置し、尙ほ其の他の地に航空隊を増設中で、昭和十二年末迄には大體約三十數隊に達する見込みである。

城、加賀、龍驤、鳳翔の航空母艦戰艦巡洋艦の大部に飛行機を搭載して日夜猛訓練に従事して居る。昭和七年上海事變に際し、海軍航空部隊の活躍した狀況は後に概説する。

研究して、飽くまで經濟的軍備を計畫せねばならぬことは申す迄もない。機材に於いては從來外國に比して遜色のあつたことは、航空後進國として致し方もなき所であつたが、最近大いに技術方面の發達を見、帝國新銳機中には外國新銳機と比肩し得るもの少なしとせず。近く是等を凌駕するものが出現することゝ信ずる。

帝國海軍飛行機

種 機	名 稱	型 式	座 席	發 動 機		最高速度(節)	航續時間(巡航速度)	上昇力(三〇〇〇米)
				名 稱	馬 力			
三式艦上戦闘機	三式艦上戦闘機	複 (艦)	一	ジュピター	四二〇	一三〇	二・五	六一〇
九〇式艦上戦闘機	九〇式艦上戦闘機	複 (艦)	一	壽二型	四六〇	一五五	三・〇	五一〇

制式飛行機										
偵察機			艦上攻撃機				飛行艇			
九〇式二號偵察機三型	複(艦)	二	海二型	四六〇	一	一四五	六・五			
一四式二號水上偵察機	複(双舟)	三	ローレン	四五〇	一	九四	六・九			
一四式三號水上偵察機	複(双舟)	三	ローレン	四五〇	一	一〇二	七・〇			
九〇式二號偵察機二型	複(單舟)	二	海二型	四六〇	一	一四三	六・五			
九〇式三號水上偵察機	複(双舟)	三	ジュビター	四五〇	一	九九	六・五			
九一式水上偵察機	複(双舟)	一	神風	一三〇	一	九一	四・〇			
一三式二號艦上攻撃機	複(艦)	三	イスパノ	四五〇	一	一〇一	四・七			
一三式三號艦上攻撃機	複(艦)	三	イスパノ	四五〇	一	一〇五	四・七			
八九式一號艦上攻撃機	複(艦)	三	イスパノ	六五〇	一	一〇八	三・〇			
八九式二號艦上攻撃機	複(艦)	三	イスパノ	六五〇	一	一一五	三・〇			
九二式艦上攻撃機	複(艦)	三	九一式	六〇〇	一	一一八	四・五			
一五式二號飛行艇	複(艇)	五	ローレン	四五〇	二	九二	一一・〇			
八九式飛行艇	複(艇)	七	九〇式	六〇〇	二	一〇六	一三・〇			
九〇式二號飛行艇	複(艇)	六	八	八二五	三	一一五	一四・五			

練習機								
三式二號陸上練習機	複(陸)	二	神風	一三〇	一	七七		
九三式陸上中間練習機	複(陸)	二	天風	三〇〇	一	一一八		
九〇式陸上練習機	單(陸)	四	天風	三〇〇	一	九二	五・三	
九〇式水上練習機	複(双舟)	二	神風	一三〇	一	八〇		
九三式水上中間練習機	複(双舟)	二	天風	三〇〇	一	一〇八		
九〇式艦上練習戦闘機	複(陸)	二	海二型	四六〇	一	一五五	三・〇	五・〇

列國海軍航空の現勢

次に英、米、佛、伊、獨、蘇、支に就て、海軍航空の現勢と其の擴張計畫を簡単に紹介することとする。

【米 國】

第一に米國は一九三四年七月聯邦航空調査委員會を設置し、米國航空全般に亘つて研究調査を行ひ、一九三五年一月大統領に報告

海軍—列國海軍航空の現勢

書を提出して其の承認を得、米國航空政策の再樹立を行つたが、その内容として傳へらるゝ主要點は

- (イ) 一切の民間航空事業は當分の間、政府直轄の *Inter-State Commission* の下に統一せしむ
- (ロ) 國內商業航路の充實、並に國外航空路の開拓を圖ること
- (ハ) 航空事業の援助、研究發明の指導獎勵。

(ニ) 軍用機常備數を海軍一、九一〇機、陸軍二、三二〇機とする

等にして、概ね從來の政策を謳歌し、且つ更に之れを強化せるものと謂ひ得る。而して海軍はその航空政策として艦隊航空隊の整備を最も重要視し、陸上航空隊の如きは練習、實驗の爲めに必要なる小部隊を置くに過ぎない。完全なる制空權を獲得せずして敵飛行機の活動圏内に主力艦隊が進攻するこ

とは、極めて困難なるものと観じ、所謂制空權下の艦隊決戦主義を強調し、海軍航空の一切を擧げて艦隊と共に移動して、其の戰闘に策應するを方針とするものゝ如くである。

現在、海軍飛行機總數約千三百機を擁し、艦隊航空兵力として直ちに使用し得るもの約五六〇機を算するが、其の六割強は制空權の獲得に直接寄與し得る輕快駿足の飛行機であることを見ても、前述せるところを首肯し得るのである。而して「サラトガ」、「レキシントン」以下の航空母艦四隻は勿論、戰艦、巡洋艦には全部飛行機を搭載し、孰れも艦上操作に便ならしめんがために形態の小さい、しかも構造の牢固な飛行機である。

航空關係員は士官を主體とし、操縦員、偵察員の區別を描いてない。その數は搭乗員士官約九四〇

名、下士官兵約三四〇名に達し、孰れも精兵を以て誇つて居る。尙ほこの外に開戦と同時に戦線に使用し得る豫備飛行將校約二五〇名の多きを控置してゐる。

一九二六年樹立の飛行機一、〇〇〇機計畫は一九三一年六月を以て完成して居るが、本計畫は立案當時の海軍力を基準として計畫せられたものである爲め、その後一九二九年協賛の甲級巡洋艦一五隻並に航空母艦一隻(レンヂアー)相次いで就役するに及び、搭載飛行機の不足を告ぐるに至つた。そこで當局は大いに増勢の必要を力説して來たが、容易に實現に至らず、己むを得ず一時融通の方途を講じて居たが、昨年「ヴィンソン」建艦計畫が議會に上程せられたので、これに呼應して作戦部長スタンレー大將は、建造中の艦船に搭載するため、飛行機六五〇機の建

造資金を要請し、併せて條約海軍實現の曉には、海軍は飛行機二、一〇〇機を必要とすべき旨を宣言し、遂に航空機一、九一〇機新計畫を樹立するに至つた。即ち一九三四年議會は「一九二六年度決定の一、〇〇〇機計畫に定められたるが如く、海軍使用機數を條約海軍に必要な數まで増加する權限を附與す。但し其の最大限を二、一八四機となす」なる決議案を通過し、茲に條約海軍の建設に伴ひ、海軍航空兵力を水上兵力に相應せしむることを目的とする海軍航空新擴充計畫が制定された。そこで差當り五ヶ年繼續の事業として六五〇機を増すこととなり、目下第一年度二七三機の増勢を着々實施中である。昨年八月海軍卿は條約海軍に必要な機數は當分、二、九一〇機にて充分なる旨を聲明した。昨

年末以來軍備擴充氣運の擡頭により、一般輿論も迅速なる一、九一〇機計畫の完成を支持する情勢にあるものと判定せられる。

以上の如き大擴張計畫樹立に伴つて人員は如何にするか、從來の飛行將校増加率は、年平均約六〇名程度であるから、現状を以て進む時は、到底この大擴張に應じ得べくもないことは瞭然たる處である。茲に於いて搭乗員充足の對策として、豫備飛行將校制度を改變して飛行候補生 (Flying Cadet) 制度となし、本年度中に飛行候補生約五百名を採用して、一箇年の教育を終り、これを艦隊に三箇年間勤務せしめることゝなつた。

一九三六年度正規海軍航空豫算は三九、五〇〇、〇〇〇弗(前年度に比し二〇、八〇〇、〇〇〇弗増)にして、この外に復興費より飛行機購入費として一二、五〇〇、〇〇〇

〇弗を充當せられ、合計五二、〇〇〇、〇〇〇弗の膨大なる豫算を示し、前年度及び前々年度に比し優に倍額を示して居る。

米國の海軍航空は多年航空局長の椅子にあり、遂に現職のまま、飛行船「アクロン」の難破に遭難したモフエツ少將の賢明なる指導の下に十年の昔、既に今日の航空政策を確立し、爾來、銳意これが實現に努力し來れる結果、今日世界に冠絶せる海軍航空を築きあげたのである。海軍航空として學ぶべき點が極めて多いのは故あることと思ふ。

【英 國】

次は英國であるが、英國は周知の如く、日本と趣を異にし、獨立空軍の制度を採用して居る。空軍政策としては歐洲最大空軍國一國を標準として之れに對し、開戦初期に於いて本土防空を完ふし得る

本國防空軍の充實に努むると共に、優秀なる人員及び器材を完備し、戦時大擴張の核心たらしめんとして居る。

從來、佛國空軍を標準とし來つたが、最近擡頭した獨空軍勢力に對し英空軍の劣勢を許さずと豪語し、本年五月大擴張計畫を樹立したことも、右の政策の現はれと視ることが出来る。

全世界に誇る大英帝國領土に對しては、空軍を以て植民地間の迅速なる交通連絡に任じ、海外駐屯の陸軍は成る可く空軍を以て是に代へるの方針を持續して居る。空軍現勢力は八十九箇中隊、機數九一〇機を有し、内、艦隊航空兵力は十三箇中隊と六個小隊、機數約一六五機である。

本國艦隊航空隊としては「カレヂヤス、フュリヤス、グロリヤス」の三航空母艦の外、戰闘巡洋艦の

一部に總數一〇五機を搭載して居る。海外部隊航空兵力は地中海に母艦「イーグル」を配し、飛行機十八機、支那艦隊に母艦「ハーミス」を附屬させ、飛行機二十三機を、その外東印度艦隊、南阿、西印度艦隊等に少數の飛行機を有して居る。

空軍人員は總計三一、〇〇〇名、内士官三、一九一名を有して居る。艦隊航空隊員は主として海軍士官を以て充當せられて居る。即ち操縦者は七割以上、偵察者は全部海軍士官を以て之れに當てることに定められ、操縦者合計一五九名、内空軍士官四六名、偵察者は海軍士官約七〇名を有して居る。

一九二四年立案の本國防空軍五十二箇中隊、五箇年増勢計畫は、容易に完成の域に到達しなかつたが、一九三三年十月獨逸の國際聯盟脫退後の歐洲軍備熱に刺戟せら

れて、英國に於いても空軍擴張運動旺盛となり昨年七月十九日「ポールドウイン」は下院に於いて、一九三九年四月迄に本國防空軍三十三箇中隊及び艦隊海外駐屯部隊合せて八箇中隊、合計四十一箇中隊を増加する空軍擴張五箇年計畫を發表した。次いで十一月二十八日チャーチルは下院に於いて英帝國軍備の不備、特に防空力の不足を論じ、英帝國の國防力は最早や陛下の忠良なる臣民の平和安全並に自由を確保するに十分ならざる旨を提議した。之れに對し「ポールドウイン」は英空軍正規部隊の現有勢力を説明し常備機の外に平時消耗の代換用豫備機其他訓練機、實驗機等多數ある旨を述べ、從つて今日歐洲に於いては直接英帝國に脅威を與ふるものなく、不當なる警戒恐怖の原因なし、然れども吾人は將來を注視するの要あり、將來の不安たるや正に大なるものありと答辯し、七月發表の空軍擴張五箇年計畫の大半を一九三七年四月迄に完成すべき旨を公表した。

一九三五年度空軍總預算額は二、三、八五一、一〇〇磅にして、前年度に比し三、六八五、〇〇〇磅の増加を示し、擴張計畫の促進具體化に進んだ。越えて本年三月「ナチス」獨逸の空軍宣傳に次いで暴露された獨逸空軍の異常なる脅威に對し、既定の擴張計畫に變更を加へ、更に是を促進強化するの必要を感じ、五月二日首相は下院に於ける軍備に關する一般討議に於いて獨逸の再軍備宣言に關連して英帝國の國防方針を述べ、英國空軍は獨逸空軍に對し劣勢の地位を甘受し得ざる旨を力説した。五月九日に至り空軍省は俄然國內軍需工業會社に對し、準戰時待機命令を發

【佛・伊】

し、大量製作の意圖を明示した。越えて五月二十二日、政府は上下兩院に於いて第二次空軍大擴張計畫を發表し、一九三七年迄に英本國防空軍を一躍現在の三倍一、五〇〇機に増加し、之れに伴ひ操縦者二、五〇〇名、其他の空軍人員二萬を増員する旨を宣示し、併せて若し今般の新擴張案にして獨逸に劣ることを發見せば、如何なる犠牲を支拂ふとも更に擴張に當るべき旨を附加聲明した。之れがため七月中旬に至り擴張經費として五、三三五、〇〇〇磅を追加豫算として計上し、議會に提出した。尙ほ最近の伊エ紛争の進展に伴ひ、は空軍省各工場に二十四時間作業を命じ、狂氣の如く擴張に奔命して居る。來年度空軍豫算は少くも三五、〇〇〇、〇〇〇乃至三六、〇〇〇、〇〇〇磅程度を降らぬものと觀察されて居る。

第三に佛國であるが、佛國は對英政策の後楯としても、亦軍備獨逸の優秀なる機材に對抗する爲めにも空軍の重要性を痛感して居る。一九二八年佛國も英國と同様獨立空軍制度を採用したが、編成後未だ日淺く且つ制度上にも幾多の缺陷があつて、機材に於いて英・米・獨等に立ち遅れの觀があるが、一九三四年春、前空軍參謀總長ドナン將軍入りて航空大臣となるや、制度改變を斷行し、臨時國防豫算中六億法餘を空軍機材更新に充當し、猛訓練を勵行する等、大いに内容の改善を圖り、世界第一空軍の虚名を捨て、實を得んとする熱意に燃えて居る。獨逸の空軍宣傳に先んじて、その民間航空の顯著なる發展に脅威を感じて來た英を説いて協同防空の協定を行ひ、

更に之れを擴大して伊をも之れに包含せしめて對獨恐怖を脱却するの方策を講じたことは、世人の記憶に今尚ほ新たなることである。最近惜氣もなく航空先進國の誇を棄て、技術を米國に求めんとするに至つたことなども、質の向上に努めんとする熱意の現はれと觀ることが出来る。海軍航空は空軍編成の法律化に實質的に影響せられるところは殆んどなく、一九三四年以來人員、機材に要する豫算は海軍省の所管に移り、獨立海軍航空を保有するものと謂ひ得るのである。佛空軍總數は一六五箇中隊約一、七〇〇機、内海軍關係五二箇中隊約五五〇機である。母艦「ベアルン」及び水上母艦「コンマンダン・テスト」を初めとし、艦隊に七箇中隊約六十機を搭載して居る。佛空軍は右の外豫備機、練習機等一切

を合算するときは、動員當初に使用し得べき總機数は約四、〇〇〇機に及ぶべしと観測せられて居るが、前述の如く舊式の機材が多い。一九二八年佛國航空省創設に際して、新航空大臣は一九三八年迄に五十二箇中隊を増設し、總計二〇一箇中隊に擴張する計畫を樹立したが、最近の情報によれば、本計畫を一九三六年中に完成の豫定であると傳へられて居る。前述の如く一九三四年六月には特別追加豫算六億二千萬法支出の決定を見、老朽機を更新することとなり、各種飛行機を通じ總計約七四〇の新鋭機を購入する計畫である。伊國は大戦末期約三千の飛行機と、數隻の飛行船を所有して居たが、戦後凋落の己むなきに至つた。然るに一九二三年ムツソリーニ首相の印綬を帯びるに及び伊國の防の將來は空軍兵力を以て之れを

完うするの方針を策定し、數度の官制改革の後一九二五年空軍省を設立した。バルボ將軍空軍大臣となるや、自から陣頭に立つて前後二回に亘り大西洋横斷編隊大飛行を敢行して、伊國空軍の威力を海外に發揚したことは、世人の記憶に存するところである。一九三三年十一月以後ムツソリーニ首相自ら空相をも兼攝するに至り、益々空軍の擴充に意を注ぎ、一九三四年七月臨時費十二億利の特別支出を承認し、機材の更新を圖り、銳意内容の充實に當つて居る。伊國空軍現勢力は、一三一箇中隊機數約、一、二〇〇機、内海軍關係約一九〇機を有して居るが、伊海軍は水上機母艦一隻を有する外、航空母艦を所有せず、艦載機總數は約六〇機である。一九二五年五箇年計畫を樹立し、一八二箇中隊約三千機を整備

する計畫であつたが、未だ完成するに至らない。そこで前述の如く一九三四年七月臨時費十二億利の特別支出を行ひ、六箇年計畫を以て機材の更新に充當するに至つたが、獨逸を初め列強の空軍擴張に刺戟せられて、一九三五年三月更に之れを三箇年に短縮した。斯くの如く「ファシスト」政權以前は僅に三〇〇機の劣勢にあつた伊國空軍が、今日百數十中隊千數百機の大空軍を實現したことは、一にムツソリーニの偉大なる努力に依るが、その裝備状況は之れを仔細に觀察するに、決して新鋭空軍を有するものとは断じ難い。併し乍ら昨年の更新計畫に依り、舊式機は全部伊國製新鋭機を以て代換せらるゝ日も近く、特にその爆撃機は驚異的性能を誇つて居る。傳へらるゝ處に依れば、伊政府は東阿遠征に備へんが爲め、三百機の重爆撃機を東阿植民地へ派遣したと云ふ。是等は孰れも爆彈千疋を搭載

して、時速三百五十軒を出し、航續力二千軒を有するものであると、伊太利自ら大い宣傳して居る。

【獨・蘇・支】

獨逸は「ヴェルサイユ」條約第五編の苛酷なる條件により、前後十五箇年間空軍の保有を禁ぜられて居たが、有事に際しては民間航空を直ちに空軍に轉化せんとして、航空省統制の下に計畫的に諸般の準備を進めて來た。偶々佛の唱導になる全歐防空協定の成立を以て、獨逸は空軍國として公認せられたるものとなし、遂に本年三月再軍備宣言を敢行し、四月一日より公然空部隊を整備するに決し、全國を五空軍管區に分ち、別に海軍航空隊を設置して、航空關係人員及び施設の大部を空軍組織とした。而して之れを陸海軍に分屬するか獨立空軍とするかは、未だ決定の運びに至らぬが、取敢へず獨立空軍として整備することとなつた模様である。其の勢力に關して

は幾多の情報あり、區々として不明なるも、概ね實用機二、〇〇〇機程度を保有して居るものと推定せられる。將來計畫として三、五〇〇機程に擴張の意圖なるが如くに觀察せられて居る。蘇は歐洲大戦の教訓に徴し、將來戦に於ける空軍の役割の偉大なるべきこと、開戦勢頭敵軍に加ふる空軍の第一撃は爾後敵の後方に對する執拗なる空襲と相俟つて、戰勝獲得の端緒たるべきに着目し、革命後軍備の建直しを行ふに當り、舊來の傳統を打破して断然空軍の擴張に乗り出し、爾來機材人員の整備並に航空工業の發達に對し拂へる努力と資力は陸海軍に對する比にあらす、過去十有餘年の間に微力なる空軍より陸上機約二、七〇〇機、水上機約四〇〇機の大空軍を建設した。昨年末には航空母艦一隻を竣工せしめ、海軍航空に於いても相當進出してゐる。

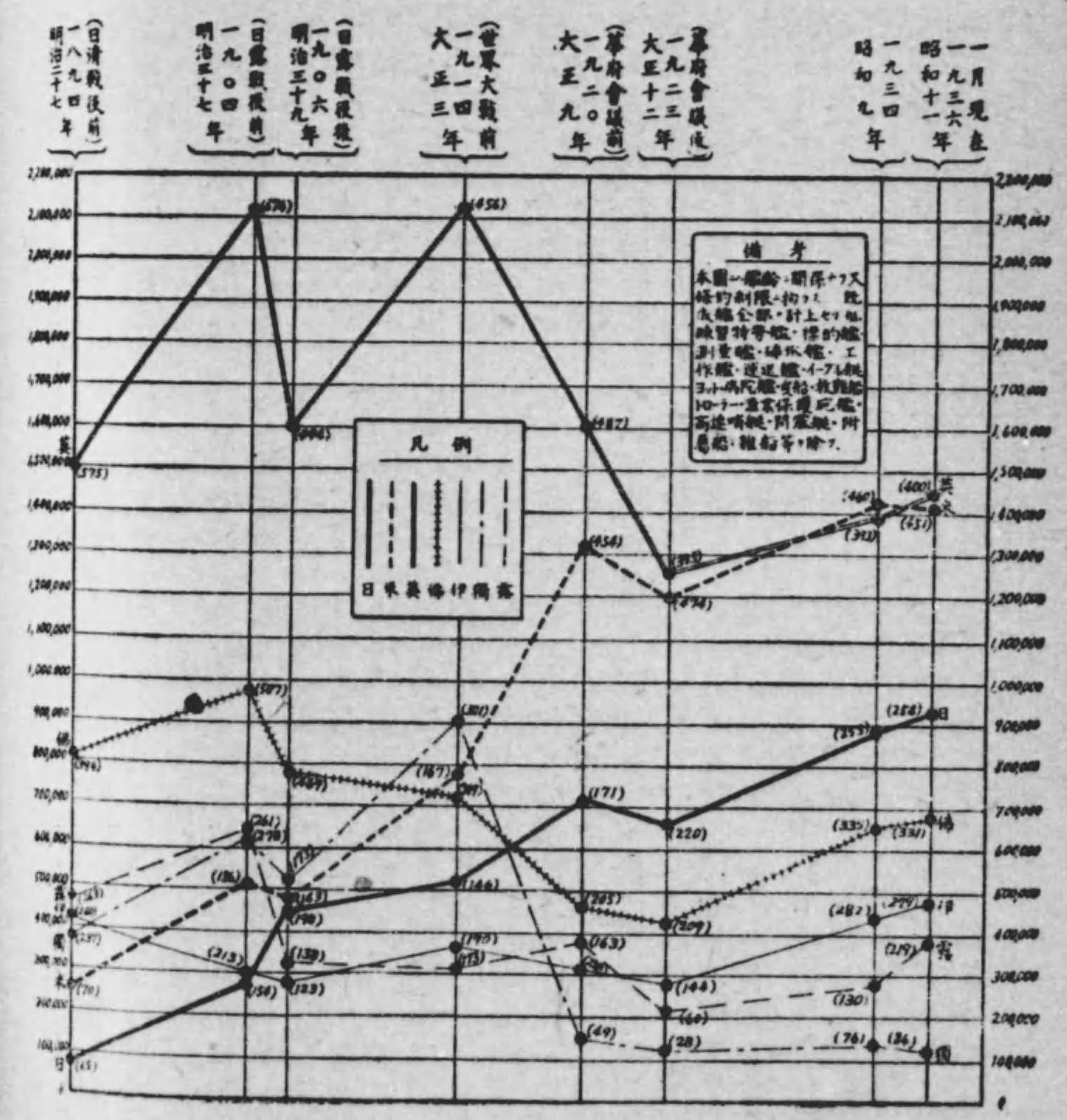
隣國支那に於いては滿洲上海事變後航空救國の口號下に頗る空軍熱狂となり、列國より機材を購入しし結果、各軍閥毎に急激に發達した。その總數約六五〇機、内海軍に屬するもの二四機と稱せられて居る。而して其の勢力分布の狀は、南京、廣東、廣西の順にして、中央空軍最も優勢なるは謂ふを俟たぬ。右の外地方的小勢力を有する四川、山西、雲南等の空軍があるが、問題にするに足らぬ。序に列國航空勢力の對支進出状況の概要を述べれば、米國は昭和七年七月ジュエツト大佐を總顧問とする米人教官團十數名渡支し、杭州を本據として中央空軍の指導に當り、列國中最も多數の飛行機を輸出し、或は中國航空会社の發展に力を致す等、對支進出程度は列國中隨一である。廣東空軍に對しても機材の輸出、教育等に當つて居る。

伊太利は昭和八年一月ベルナルデイ氏外三名の伊國著名飛行家が顧問として渡支したのを契機として、南昌を中心として機材の賣込み其他中國人視察團を渡伊せしむる等、一躍米の牙城に迫るの觀を呈して居る。

英國は中央及び廣東空軍に對しては、米伊兩國に壓倒せられて不振の情勢にあるも、廣西空軍に對しては全く他の追隨を許さぬ有様である。主として極東航空公司を足場として發展して居る。

獨逸は歐亞航空公司を踏臺として對支進出を圖り、主として航空路の經營に當り、米系中國航空公司に對立の姿勢を示してゐる。佛は支那空軍の濫賜時代には相當に賣込んでゐたが、最近は餘り振はな

主要海軍國海軍勢力(既成艦)消長一覽圖



六大國海軍勢力比較表

種別	主 力 艦						航 空 母 艦					
	日	米	英	佛	伊	獨	日	米	英	佛	伊	
艦齡内既成艦	九	二五	一五	九	四	三	四	三	六	一	一	
噸數	二,九一〇,〇〇〇	四,五五〇,〇〇〇	四,七四〇,〇〇〇	一,八五〇,〇〇〇	八六〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	六八〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	三,一四〇,〇〇〇	一	
艦齡超過既成艦	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	
噸數	—	—	—	—	—	二六〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	
既成艦計	九	二五	一五	九	四	五	四	四	六	一	一	
噸數	二,九一〇,〇〇〇	四,五五〇,〇〇〇	四,七四〇,〇〇〇	一,八五〇,〇〇〇	八六〇,〇〇〇	五六〇,〇〇〇	六八〇,〇〇〇	九三〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	三,一四〇,〇〇〇	一	
建造中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
噸數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
未起工	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
噸數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

海軍一六大國海軍勢力比較表

(昭和十一年二月二十九日調)

海軍一、日、英、米海軍現有勢力比較表

種別	艦洋巡級乙			艦洋巡級甲			艦母空航			艦力主			條約規定量	艦齡(條約規定)內	艦齡超過	既成艦計
	英	米	日	英	米	日	英	米	日	英	米	日				
隻數	X	X	X	一五	一八	二二	X	X	X	(一五)	(一五)	(一五)	九			
噸數	121,100	143,000	100,000	146,800	180,000	102,800	135,000	135,000	11,000	(157,000)	(157,000)	(157,000)	121,000			282,080
隻數	一九	一〇	一七	一五	一五	二二	六	三	四	一五	一五	一五	九			
噸數	131,100	100,000	91,995	143,980	142,225	107,800	115,350	80,000	68,350	47,750	45,500	45,500	121,000			
隻數	三〇	—	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
噸數	99,956	—	12,120	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
隻數	三九	一〇	二二	一五	一五	二二	六	四	四	一五	一五	一五	九			
噸數	335,026	20,500	107,255	243,980	142,225	107,800	115,350	92,000	68,350	47,750	45,500	45,500	282,080			

昭和十一年(一九三六年)初頭日、英、米海軍現有勢力(制限內艦船)比較表

備考	計					計(港・驅・巡)					艦	
	獨	伊	佛	英	米	獨	伊	佛	英	米		日
各種艦齡次ノ如シ(主力艦二十六年)(航空母艦及甲級巡洋艦各二十年)(乙級巡洋艦十六年)(驅逐艦十二	三三	二三	一三	七五	九二	三〇	二三	一三	一三〇	七三	一三九	—
年)(潜水艦十三年)	七八,000	三二八,000	五〇六,〇三三	九八四,六七三	八〇六,〇四五	四八,〇〇〇	三三一,八七三	二九七,九五二	三九四,五七三	二七〇,一四五	三四八,九八八	—
	一五	五八	五三	一四六	三三九	一三	五八	五三	一四六	三三八	五〇	—
	三五,七〇〇	八三,九一九	八二,九九九	二二三,三六一	二五六,七〇〇	九,三〇〇	八三,九九九	八二,九九九	二二三,三六一	二四五,二〇〇	五六,六八九	—
	四八	一三八	二〇五	二九七	三三〇	四三	一七九	一九五	二七六	三二一	一八九	—
	一一三,七〇〇	四〇二,三三三	五八九,〇一一	一,二二八,〇三四	一,〇六二,七四五	五七,三〇〇	三二五,七九二	三八〇,九四〇	六二七,九三四	五二五,三四五	四〇五,六七七	—
	四八	二六	三六	三三	七〇	四六	二四	三三	三二	六八	二四	—
	一一四,一〇〇	一〇二,二六六	一四八,九五九	一〇八,四八五	二四二,二九〇	六三,一〇〇	三三,二六六	六〇,九五九	八六,八八五	二〇三,四九〇	六三,三〇〇	—
	四	六	四	三三	六四	—	六	三	三三	六三	七	—
	一八〇,〇〇〇	六,三二八	三九,七七八	五二,七五〇	一四〇,七五〇	—	六,三二八	四,七七八	五二,七五〇	九〇,七五〇	一〇,五〇〇	—

海軍一六大國海軍勢力比較表

海軍一日、英、米海軍現有勢力比較表

二九八

考備	計總	艦助補 計(潜驅巡)			艦水潜			艦巡驅				
		英	米	日	英	米	日	英	米	日		
一、條約規定量欄中主力艦日、米、英括弧内ノ倫敦條約協定保有量ニシテ×印ハ隻數ノ制限ナキモノ 二、英國七。五吋巡洋艦「ホーキンス」級四隻ハ乙級巡洋艦ニ計上セリ 三、各艦種艦齡次ノ如シ(主力艦二、乙年、航空母艦、甲級巡洋艦中各二〇年、潜水艦一三年、乙級巡洋艦及驅逐艦ハ倫敦條約規定ニ依ル)	英	米	日	英	米	日	英	米	日	英	米	日
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	1,101,300	1,186,100	743,040	1,011,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	151	94	154	151	151	151	151	151	151	151	151	151
	948,833	809,955	621,541	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101
	144	259	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144
	37,536	278,500	37,536	37,536	37,536	37,536	37,536	37,536	37,536	37,536	37,536	37,536
	298	353	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298
	1,333,359	1,066,495	743,040	1,011,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	1,333,359	1,066,495	743,040	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101
	1,333,359	1,066,495	743,040	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101	861,101

列國海軍艦艇製造費(千圓)累年支出一覽表

(昭和九年調)

年	國	別	日	米	英	佛	伊
大正 11 年 (1922)			193,671 千円	38,300 千円	19,723 千円	11,444 千円	18,576 千円
同 12 年 (1923)			104,203	68,445	42,512	90,171	46,441
同 13 年 (1924)			89,061	22,956	57,946	111,145	61,919
同 14 年 (1925)			88,000	68,546	74,658 ● 5,145 △	146,508	68,499
同 15 年 (1926)			88,000	28,865,000 弗	89,698	192,832	143,383
昭和 2 年 (1927)			90,000,000 円	48,000,000	10,727,425 磅	818,099,000 法	380,673,000 利
同 3 年 (1928)			88,000,000	48,200,000	10,307,718	1,057,059,000	379,180,000
同 4 年 (1929)			88,000,000	46,550,000	9,300,190	1,160,479,000	420,280,000

同 5 年 (1930)	同 6 年 (1931)	同 7 年 (1932)	同 8 年 (1933)	同 9 年 (1934)
● 81,623,730	● 54,231,769	● 60,406,877	● 78,317,508	● 121,419,160
○ 49,400,000	○ 38,300,100	◎ 62,380,000	○ 48,910,000 (90,000,000)	○ 52,689,300 ○ 182,157,300
● 6,054,867 / 208,200	● 5,972,406	● 7,681,285	● 9,661,134	● 11,478,435
972,597,000	○ 1,079,090,000	● 901,591,751 * (1,202,122,333)	1,098,816,439	912,844,000
○ 613,500,000	○ 736,235,000	○ 736,150,000	○ 651,550,000	○ 443,930,000 (外 = 480,000,000 臨時支出)

備考

1. 我國ノモノハ附屬費ヲ加算セリ
2. 米國ノモノハ同國豫算教書ニ依ル
3. 英國ノモノハ同國政府刊行ノ海軍豫算書ニ依ル
4. 大正十五年迄ハ右記ノ率ニテ換算シ單位ヲ(千圓)トセリ
5. ●印ハ豫算額○印ハ豫算見積額、△印ハ追加豫算ヲ示ス
6. *印ハ艦艇建造費ノ他ニ改造費ヲ含ム
7. ◆印ハ職工費ヲ含ム
8. ◎印ハ前年度繰越高 37,817,000 弗ヲ含ム
9. ●印ハ前年度繰越高 2,498,000 弗ヲ含ム○印ハ尙此ノ外別ニ産業復興費ヨリ 46,000,000 弗ヲ支出スルヲ以テ實質ニ於テハ、約 90,000,000 弗トナル
10. ○印尙此ノ外ニ産業復興費ヨリ 129,468,300 弗ヲ支出スルヲ以テ實質ニ於テ 182,157,300 弗トナル

1 弗 = 2.006圓
11 磅 = 9.763斤
11 法 = 0.387斤
1 利 = 0.387斤

太平洋ニ於ケル列國海軍勢力一覽表 (昭和9年調)

國別	艦隊名	艦名	艦種	排水量	速力	主砲	記事	
米	亞細亞艦隊及東洋方面配備艦船	Augusta	巡	9,050	32.7	門 9-20		
		砲 艦	12隻	掃海艦	2隻			
		ミ ッ ト	1隻	驅逐母艦	1隻			
		驅逐艦	13隻	潜水母艦	2隻			
		潜水艦	6隻	補助航空母艦	1隻			
			潜水救護艦	1隻	特務艦艇	13隻		
	國	太平洋方面配備合衆國艦隊及太平洋方面局地配備艦船	戰 艦	3(15)隻	潜水母艦	2隻		括弧内隻數ハ合衆國艦隊太平洋方面ニ歸役後ノモノヲ示ス
			A級巡洋艦	(14)隻	潜水救護艦	2隻		
			B級巡洋艦	1(10)隻	潜水艦	48隻		
			航空母艦	3隻	敷設艦	1隻		
補助航空母艦			8隻	輕敷設艦	1隻			
驅逐母艦			4隻	掃海艦	9隻			
驅逐艦			24(82)隻	特務艦	8隻			

(註) 上記ハ就役中ノモノハミ示ス

國別	艦名	艦種	排水量	速力	主砲	記事
佛國	Primauguet	輕巡	7,294	33.1	8-15	「スループ」型 ハ凡テ砲艦ト シテ計上
	砲艦 12隻		測量艦	3隻		
	河用砲艦 10隻		潜水母艦	1隻		
伊國	Quarto	輕巡	2,903	23.6	6-12	
	砲艦 1隻		河用砲艦	1隻		
「ソ」 聯邦	潜水艦 40隻		驅潜艇 90隻以上			
	特務艦 19隻		運送船 1隻			
	碎氷船 4隻		河用砲艦 16隻			
	河用航空母艦 2隻		河用特務艦 隻			
支那	海海海海海海海海海海	巡	4,300	12.0	2-20	
	海海海海海海海海海海	〃	2,950	19.5	3-15	
	海海海海海海海海海海	〃	〃	〃	〃	
	海海海海海海海海海海	〃	〃	〃	〃	
	海海海海海海海海海海	〃	2,750	20.7	2-15	
	海海海海海海海海海海	〃	2,600	20.0	〃	
	海海海海海海海海海海	〃	1,990	22.0	6-14	
	海海海海海海海海海海	〃	1,900	12.0	2-15	
	驅逐艦 2隻		河用砲艦 41隻			
砲艦 28隻		假巡 1隻				
假砲艦 3隻		運送船 7隻				
測量艦 6隻		砲艦 6隻				
水雷艇(魚雷艇) 7隻		約 73,620噸				
合計 113隻						
滿洲國	砲艦 5隻		假用砲艦 4隻			
	砲艦 4隻					
	合計 13隻		1,767噸			
蘭國	De Zeven	巡	6,530	16.3	2-28	
	Provencien					
	Java	〃	7,050	31.3	10-15	
	Sumatra	〃	〃	82.3	〃	
	驅逐艦 8隻		潜水艦 12隻			
	敷設艦 6隻		砲艦 3隻			
	測量船 4隻		潜水母艦 2隻			
	スループ 2隻		水雷艇 3隻			

國別	艦隊名	艦名	艦種	排水量	速力	主砲	記事
英	支那艦隊	Kent	巡	9,850	31.5	8-20	近ク Hermes 交代ノ豫定
		Suffolk	〃	9,800	〃	〃	
		Cumberland	〃	9,750	〃	〃	
		Cornwall	〃	〃	〃	〃	
		Capetown	〃	4,290	29.0	5-15	
		Eagle	航母	22,600	24.0	9-15	
	東印度艦隊	Hawkins	巡	9,800	29.5	7-15	近ク Emerald 交代ノ豫定
		Colombo	〃	4,200	29.0	5-19	
	Enterprise	〃	7,580	〃	〃		
	スループ 4隻	特務艦 數隻					
	瀛洲海軍	Anstralia	巡	9,870	31.5	8-20	
		Canberra	〃	9,850	〃	〃	
Brisbane		〃	5,120	25.5	8-15		
Adelaide		〃	5,100	26.5	9-15		
Albatross		水上機母	4,800	21.0	4-12		
驅逐艦 11隻		測量艦 1隻					
スループ 3隻							
新西蘭艦隊	Dunedin	巡	4,850	29.0	6-15		
	Diomedes	〃	〃	〃	〃		
	Philomel	母艦兼練習艦	2,675	16.5	8-12		
	スループ 2隻	其ノ他 1隻					
印度海軍	スループ 4隻	巡邏艇 2隻					
	(内 3隻掃海兼用)	トローラ 1隻					
	測量艦 1隻						
	母艦 1隻						
加海奈陀軍	驅逐艦 4隻	母艦 2隻				約半数ハ太 西洋ニアリ	
	掃海艇 3隻						

國別	艦名	艦種	排水量	速力	主砲	記事
葡國	砲艦 1隻				河用砲艦 1隻	
	巡洋艦 1隻					
暹國	砲艦 6隻				驅逐艦 3隻	
	水雷艦 4隻					
智利	Almirante Latorre	戰艦	28,000	27.7	10-36	
	Capitan Prat	海防艦	6,902	18.0	4-24	
	General O'Higgins	巡洋艦	8,500	21.0	4-20	
	Blanco Encalada	◇	4,420	21.5	2-20	
	Chacabuco	◇	4,500	23.0	2-15	
	驅逐艦 11隻				給油艦 2隻	
スループ 1隻				沿岸警備艇 6隻		
潜水艦 9隻				雜 7隻		
潜水母艦 1隻						
秘露	Almirante Gran Colonel Bolognesi	巡洋艦	3,200	24	2-15	
	驅逐艦 3隻				河用砲艦 5隻	
潜水艦 4隻				給油艦 1隻		
潜水母艦 1隻						
墨國	運送艦 1隻				砲艦 2隻	
	沿岸警備艇 3隻					
哥倫比亞	驅逐艦 2隻				砲艦 2隻	
	河用砲艦 5隻				沿岸警備艇 3隻	

海軍の儀禮の概要

一、旗章

海軍で使用する旗は之を二大別することが出来る。一つは信號用の旗である。他の一つは海軍旗章の令と云ふ勅令に定められて居る海軍の旗章である。次に後者に關して説明する。

旗章の種類は大要、次の様なものである。是等の旗章は次の様な場合に掲揚することになつて居る。

- (一) 天皇旗は 天皇艦船乗御の際其の檣頭に掲揚するのである。太皇太后旗、皇太后旗、皇后旗、皇太子旗は之に準ずる。其の他の皇族旗は公式に艦船に御乗艦の場合に其の檣頭に掲揚するのである。
- (二) 大將旗、中將旗、少將旗を

海軍—海軍の儀禮の概要

總稱して將旗と云つて居る。將旗は司令長官、又は司令官たる將官が乗る軍艦の檣に掲揚する。この將旗を掲揚して居る軍艦即ち司令長官か司令官かの乗艦を旗艦と云つて居ることは既に述べた所である。陸上の司令長官又は司令官は其の官衙の旗竿に掲揚することになつて居る。代將旗は司令官たる海軍大佐の旗章であつて將旗に準じ檣又は旗竿に掲揚する。長族は艦船を指揮する將校の旗章である。

軍港や要港或は艦船を見學に行くと旗竿や檣頭に各種の旗の翻つて居るのを見るが、是等は右の諸旗章である。

(三) 軍艦旗は我が日本帝國海軍の艦船たることを表はす旗章であり、且つ我が國主權の存在を確定するものである。軍艦旗は艦船碇泊中午前八時に後部の旗竿に掲揚し日没時に之を降下する。航海中は晝夜の別なく常に掲揚して居るのである。戦闘に當りては後部の旗竿は大砲の射撃の邪魔になるから之を倒すので後檣の中央附近にある斜桁と檣頭とに掲揚する。檣頭にある軍艦旗を戰鬥旗と云つて居る。

短艇は艦船の分身である。所屬艦船を離るればその所屬艦船を代表するのである。外國に於て軍艦の有する特權は同様に短艇も亦有するのであるから、次の様な場合には短艇にも軍艦旗を掲揚することになつて居る。

イ、四大節、觀艦式
ロ、外國の艦船と交通をなす時
ハ、外國の港灣等にある場合
艦首旗は國旗を用ひ軍艦碇泊中艦首の旗竿に掲ぐるのである。

【満艦飾】

艦船特有の儀制に満艦飾と云ふのがある。各櫓の頂に互り艦首より艦尾に旗を連掲するのである。

之を行ふのは次の場合である。
イ、紀元節、天長節、明治節
ロ、天皇、皇族に對し皇禮砲を行ふ時

ハ、其の他特に命ぜられたる時
潜水艦は満艦飾を行はないで艦飾と云ふのを行ふ、艦飾とは各櫓に軍艦旗を掲げるのみである。

帝國の艦船と同所に碇泊して居る外國の軍艦は帝國の祝祭日等に満艦飾を行ふ時はその外國の軍艦も満艦飾を行ふ例になつて居る。従つて外國の祝祭日等にも帝國の軍艦がその國の軍艦と同所に碇泊する時は之を行ふのが例である。かくの如くにして御互に敬意を表するのである。

二、禮 式

【軍艦の敬禮】

軍艦旗に對する敬禮は云ふに及ばず、軍艦と軍艦等との間に於ても極めて嚴格且丁重なる禮儀を交換するのである。之は航海碇泊を問はず、又内外何れの海面に於ても然りである。而して軍艦の敬禮は陸上部隊と大分異つた方法がある。其の重なるものは次のやうである。

(一) 旗章の項に於て説明した如く軍艦旗は帝國海軍の艦船たることを表はす旗章であり、且我が國主權の存在を確定するものであるから、之が取扱には乗員一同精神を捧げるのである。碇泊中毎日午前八時に掲揚し、日没時に之を降下することは既に述べた通であつて、之は艦内に於ける最も重要な禮式の一つ

である。定時五分前になると艦長は後甲板に、當直將校は艦橋に上り衛兵隊は軍樂隊又は信號兵(喇叭手)と共に後甲板に集合し艦尾の旗竿に向つて整列する。傳令は艦内限なく之を傳へる。時刻が來ると當直將校は艦橋にあつて軍艦旗の掲揚(降下)を令し、衛兵隊は之に面して捧銃し喇叭(軍樂隊あれば軍樂隊)は君ヶ代を吹奏して掲揚又は降下する。この間乗員は全部姿勢を正して軍艦旗に面して敬禮をするのである。その光景は誠に肅然たるものである。

(二) 船舶、燈臺等は軍艦に對して其の旗竿に掲げて居る國旗を降下して敬禮することになつて居るが之に對し軍艦は其の軍艦旗を半ば降下して答禮を行ふのである。外國の商船も其の國旗を降下して軍艦に敬意を表する

例になつて居る。この場合の答禮も右と同様である。

(三) 軍艦が 天皇乗御の艦船に遇ひたる場合には艦長以下幹部は艦橋に集合し、其の他の乗員は舷側に整列し、衛兵隊は捧銃して喇叭君ヶ代を吹き敬意を表するのである。

(四) 軍艦と軍艦と相會した時の敬禮は互に喇叭「氣を付け」一回を吹奏し上甲板にあるものは姿勢を正して御互に敬意を表す。軍艦が將旗又は代將旗を掲げたる軍艦又は短艇に遭ふ時は右の外衛兵隊は捧銃し、喇叭「海行かば」一回を吹奏することになつて居る。

(五) 右の外艦船には登舷禮式と云ふ敬禮方法がある。之は總員上甲板の舷側に整列して敬意を表するのであつて、次の場合に行ふものである。

(イ) 天皇に對する敬禮を行ふ時

(ロ) 戰事又は事變の時或は遠洋航海等の爲出入港する艦船を見送(迎へ)る時

(六) 其の外軍艦の敬禮中に次の様な風變りの敬禮がある。即ち號笛を吹いて敬意を表することである。號笛とは細長い海軍特有の小笛であつて、副長以上或は大公使等の乗退艦の際に舷門で行ふのである。

【短艇の敬禮】

短艇の敬禮も海軍特有の敬禮方法である。その方法には橈(オール)を立てる方法、帆走中ならば總帆を下す方法、汽走中ならば運轉を停止する方法等がある。

【觀兵式】

鎮守府、艦隊等に於ては毎年一回位施行するが其の方法は陸軍と

大差がない。

【觀艦式】

之も海軍特有の儀式である。國家の大典に際し又は大演習等の場合に行はるゝものである。參列の艦船は威儀を正し満艦飾をなし、各艦列を克く整へて 天皇陛下の御親閱を仰ぐのである。此の盛儀はいとも莊嚴なもので、夜間は電燈艦飾を行ふを例として居る。

【送拜式】

我が國祝祭日に對する海軍軍人の觀念は極めて眞摯であり、敬虔の念に充ちて居る。當日は定刻乗員一同上甲板に整列して威儀を正し、宮城に向つて敬禮を行ふのである。

三、禮 砲

【皇禮砲】

皇禮砲は 陛下の行幸啓の光榮

に浴した時等に行ふ壯嚴にして雄大なる敬禮であつて、其の数は廿一發である。皇禮砲は、天皇陛下其の他皇族に對して行ふ外左の場合にも施行するのである。

イ、外國の元首若は皇族又は其の旗章に對して行ふ

ロ、紀元節、天長節、明治節、其の他特に令ありたる時等に正午に行ふ。

總長、元帥、指揮權を有する海軍將官、任地にある大公使、代理大公使、總領事、領事、朝鮮及臺灣總督等である。

文官に對する禮砲は其の駐劄國內又は管轄區域内に於て軍艦に公式訪問又は乗艦した時に限られて居る。

【其の他の禮砲】

(一) 帝國の軍艦が外國の港灣に入港する時は普通その國の國族に對し敬意を表して禮砲を行ふを例として居る。其の数は廿一發である。

(二) 外國の軍艦と同地に碇泊す

る時は、我が國の禮砲を發する祝祭日等には外國の軍艦も禮砲を發し又外國の祝祭日等に外國の軍艦が禮砲を發する時は帝國の軍艦も禮砲を發し御互に敬意を表する例になつて居る。

(三) 外國軍艦と出會したる場合、その何れかに將旗があるとその將旗に對し禮砲を發し敬意を表することになつて居る。

【答禮】

外國の軍艦の我が國族及司令長官、司令官に對する禮砲に對しては、禮砲と同數の答砲を行ふことに規定してある。

觀艦式一覽表

年 月 日	場 所	名 稱	艦 隻		航 空 機
			隻 數	噸 數	
明治 元、三、二六	天保山沖	觀艦式	六	二、四五二	
二二、四、一八	神戸沖	海軍觀兵式	一九	三二、三二八	

三三、四、三〇	同	大演習觀艦式	四九	一二九、六〇一	
三六、四、一〇	同	同	六一	二一七、一七六	
三八、一〇、二三	横濱沖	凱旋觀艦式	一六六	三二四、一五九	
四一、一一、一八	神戸沖	大演習觀艦式	一二三	四〇四、四六〇	
大正 元、一一、一〇	横濱沖	同	一一五	四六〇、八二五	飛行機
二、一一、二〇	横須賀沖	恒例觀艦式	五七	三五三、九六五	同
四、一二、四	横濱沖	御大禮特別觀艦式	一二四	五九八、八四八	同
五、一〇、二五	同	恒例觀艦式	八四	四七二、二五四	同
八、七、九	横須賀沖	御親閱式	二六	八六、〇一三	
八、一〇、二八	横濱沖	大演習觀艦式	一一一	六二四、一八〇	飛行機
昭和 二、一〇、三〇	同	同	一五八	六六四、二九二	飛行機
三、一二、四	同	御大禮特別觀艦式	一八六	七七八、八九一	飛行機
五、一〇、二六	神戸沖	特別大演習觀艦式	一六五	七〇三、二九五	飛行機
八、八、二五	横濱沖	同	一五八	七九〇、〇〇〇	同
一一、一〇、二九	阪神沖	同			一七〇

教育、點檢、査閱、檢閱、演習

海軍の教育

海軍に於ける教育は之を被教育者から見れば士官教育、特務士官教育、准士官教育、及下士官兵教育となり、又之を教育科目から云へば精神教育、技能教育、及體育に分けることが出来る。本項に於ては主として下士官兵教育の大體に就て説明する。

一、海兵團の教育

志願兵徴兵は共に海兵團に入團すると新兵として約四箇月乃至五箇月間の教育を受けるのである。この海兵團教育は軍隊教育の初步であり、而も將來の高等複雑なる諸教育の基礎をなすものであるから海軍にとりても亦個人の爲にも

最も重要なものと言はねばならぬ。諺に「三ツ子の魂百迄」とあり、白紙の如き清淨なる新兵が將來有爲の海軍軍人たり得るか否かは主として此の期間に於ける教育と修養如何とに依り定まるのである。

先づ精神教育方面では明治大帝が軍人に對して賜はつた勅諭の聖旨を奉體して確固たる軍人精神を養ふことに精進し、或は日本建國の歴史を學びて我が國體の世界に冠たる所以を覺り、或は古來先進の勳績を聽いて義勇奉公の心を固むる等勿論一定の型がある譯ではないが、嚴格而も懇篤なる指導を受けて將來の大成に資することとなる。

技能教育に於ては、海上勤務者としては誰しも熟達して居らねばならぬ所の短艇の漕ぎ方や或は端正なる態度姿勢を作り、嚴格活潑

なる舉動を養ふ爲に必要な所の各個教練其の外に兵種に依り夫々の職責を完うするに必要な技術即ち水兵は艦砲教練や水雷の取扱ひ方、機關兵は船用機關の構造や焚火術、或は金工術、木工術、潜水術、看護兵は衛生學や生理學と云ふ具合に専門的學問と技能の初步が課せらるゝのである。

體育は將來繁劇なる海上の勤務に堪ゆる様頭健なる體格と海兵としての輕快敏捷な習慣を養ふを目的として課せらるゝ。其の種類には體操、劍道、柔道、銃劍術、水泳、器械體操あり、或は角力、綱曳、駢足、山登り其の他各種の運動競技等もあるが、學科と體育とが能く併行する如く適當に按配されてゐる。

要するに海軍の新入生を僅か五箇月位で立派な海軍軍人に育て上げなければならぬのであるから

ら、其の教育は決して閑散なものではない。始めは随分激烈とも感ぜらるゝであらうが、而も新兵の顔色を見ると何れも生々として愉快さうであり、其の體重なども入團前に比し段々増加するに照らして見ても一方衣食住の適良なると共に半面に於て學科と體育との調和が極めて良くとれて居る事を知

るに足ると思ふのである。

二、練習生の教育

海軍兵に對する技能教育は海兵團と次に述ぶる艦船とに於ける教育を以て完成する仕組みであるが兵器機關、其の他要具が精巧であるとその更新が頻繁であるとの爲右の教育では不十分であるから學校其の他の特別施設で専門的教育

を施して艦船の實力發揮に資する必要がある。即ち之を概説すれば砲術學校、水雷學校、通信學校、航海學校、潜水學校、工機學校、經理學校、練習航空隊、海兵團練習部及海軍病院練習部等に於ける練習生教程が夫であつて練習生の種類を擧ぐれば次の通りである。

- 一、普通科砲術練習生
- 二、普通科水雷術練習生
- 三、普通科測的術練習生
- 四、普通科運用術練習生
- 五、普通科信號術練習生
- 六、普通科電信術練習生
- 七、特修科航空術練習生
- 八、航空術(飛行・操縱・偵察)練習生
- 九、普通科航空兵器術練習生
- 一〇、普通科整備術練習生
- 一一、普通科機關術練習生

- 高等科砲術練習生
- 高等科水雷術練習生
- 高等科測的術練習生
- 高等科運用術練習生
- 高等科信號術練習生
- 高等科電信術練習生
- 特修科砲術練習生
- 高等科航空兵器術練習生
- 高等科整備術練習生
- 高等科機關術練習生

- 一二、普通科電機術練習生
- 一三、工術練習生
- 一四、特修科軍樂術練習生
- 一五、普通科看護術練習生
- 一六、普通科經理術練習生
- 一七、掌厨術練習生
- 一八、潛航術練習生

高等科電機術練習生
特修科工術練習生

高等科看護術練習生
高等科經理術練習生

右練習生教程に就て一般的に説明すれば、普通科練習生は大體二等兵、一等兵及進級資格のある三等兵より試験の上採用され、修業期間は六箇月乃至九箇月である。普通科練習生教程を卒業した者は特修兵と呼ばれ之に相當する識別章を服装に著ける。卒業後は艦船に配乗され夫々の要職に配置され、練習生中に修めた専門的技能を實地に應用することとなる。其の内掌電信兵志願の水兵、信號兵となるべき水兵又は偵察練習生志願の航空兵は入團後三ヶ月後に三等兵に進級し普通科電機術練習

生、普通科信號術練習生（偵察練習生志願の航空兵は普通科電機術教程約一ヶ年修了の上更に偵察練習生）となり海兵團通信學校（航空隊）に於て夫々特殊の教育を受け又豫科練習生志願の航空兵として入籍したるものは直ちに航空隊に入つて約三ヶ年間の特種の教育を受ける。普通科練習生教程卒業者中の幾分は再び選抜されて各科の高等科練習生を命ぜられる譯であるが、夫は普通科教程を終りたる後概ね海上勤務一年以上を経過した一等兵以上の者から採用せられる。高

等科練習生の修業期間も六箇月乃至九箇月で卒業すれば同じく海上勤務に復歸して一層重要な職務に配せられる。勿論服装上の識別章も普通科のものとは異なるものである。

尙、兵科、航空科、整備科、機關科、看護科、主計科の准士官又は進級停年のある一等下士官中優秀なる者は試験の上選修學生として海軍兵學校、機關學校、軍醫學校、經理學校に入學し、約一年八箇月の間一層高等の教育を受け卒業後間もなく特務士官に任用せらる。

- (機關兵より採用)
- (機關兵より採用)
- (軍樂兵より採用)
- (看護兵より採用)
- (主計兵より採用但し普通科經理術練習生は各兵種より採用)
- (主計兵より採用)
- (水兵及機關兵より採用)

三、艦船の教育

艦船に於ける教育も亦海兵團に於けると同様精神教育、技能教育、體育の三種であることは勿論である。軍艦は實際の戦場であり、又家であるから精神教育及體育は實施の時機や方法に於て多少異なる所があるが、大體に於て海兵團に於けるものと方針や様式が違ふものでないから之を省き技能教育に就て述べることにする。

海兵團に於ける技能教育は一般的、概括的であり、學校に於けるものは専門的であるが、艦船に於ける教育は特定のであり、且一層奥行の深いものであると共に海を知り海に馴れる事に常に着眼するのである。海兵團や學校に於ては別に各自の固有配置と云ふものがないが、一旦艦船乗員となると各員に對し戰團配置が定められる。是は艦長より兵に至る迄、否軍屬

として乗艦する剃夫（理髮人）從僕（給仕）に至る迄同様であつて艦船としての最重要任務たる戰團の場合の各の職務なのである。平素の教育や諸作業まで殆んど總て此の戰團配置を基準として行はるるもので、艦船乗員にとつては自己の戰團配置を辱しめないと云ふ事程重要なことではないのである。

而して技能教育は特定の配置に從ひ、其の任務を完全に遂行出来る様に必要な知識と技術とを修得せしむるものである。海兵團に於て受けた教育文では未だ艦船の乗員として充分なる働きは出來ない。例へば大砲に如何にして彈丸、裝藥を裝填するや或は如何にして照準を行ふや等の事を會得しても借是等に熟練し且全砲員が調子を合せて其の大砲の全威力を發揮させる爲には海兵團教育では未だ充分でない。艦上で訓練しなくては

ならない。戰團は大にしては國家存亡の岐れ目となり、小にしては一艦の運命乗員の死生に關するものであるから生易しい事ではない。從て之に参加する乗員の教育も亦深刻であらねばならぬ。

海軍に於ける教育は決して一朝一夕に完了さるるものでなく、海軍生活は全部を通じて是れ教育であると謂ふても良い位である。從て其の種類、過程も複雑で到底簡単に説明することは出來ないが、其の中、下士官兵に對する技能教育の大體の仕組を説明すれば以上の通である。

四、士官教育

士官の教育制度に就て簡単に述べて見る。

海軍兵學校、海軍機關學校、海軍經理學校の教育は卒業後士官として勤務するに必要な各種學科を教育することは勿論であるが海

軍士官として必要なる徳性を養ふと共に體力を練ることにも非常に力を注いで居るのである。

四年間の學校教育が終ると各科候補生に任命せられて練習艦隊に配乗せしめらる。練習艦隊の教育は約八箇月で其の間に學校での机上の教育を海上で實地に練習して將來勤務上の自信を得せしむると共に大に見聞を廣めるのである。

其の後約四箇月間艦隊の各艦に配乗せしめられて實地の練習を積みたる上各科少尉に任命せられ士官としての實務に携るのである。

爾後砲術學校、水雷學校、航海學校、通信學校、潜水學校、工機學校、經理學校、大學校、航空隊等に於て各専門的にして且高等の教育を受け艦隊の實力向上に努力するのである。

點檢

乗員の士氣並に艦の威容、内容の整備等を檢する爲に各種の點檢が行はれる。之は月曜日午前其他適時艦長が實施するのである。

【分隊點檢】

各分隊毎に上甲板に整列して艦長の點檢を受けるのであつて其の目的とする所は各員の姿勢態度の始何、元氣の充否、職責に對する自覺の程度、常識の否可、服裝の整否等を點檢詰問し又は匡正するにある。

【艦内點檢】

艦長自ら艦内限なく巡視して、甲板、諸室、食卓等の清潔、整頓等の状態を檢するのである。右の外大砲、魚雷等の各種兵器、並に機關等の點檢より彈火藥庫、各倉庫、短艇、釣床、甲板、掃除具等の點檢に至る迄各部の整頓の状況を點檢し其の整備を計るのである。

陸上に於ても之に準じて諸點檢を行ふ。

査閲

艦長は各科の教育訓練の練度を時々檢査し之に適當なる講評並に訓示を與へて教育の進歩發達を促す、之を教育査閲と云つて居る。艦隊司令長官戰隊司令官も年に一回位査閲を行ふことになつて居る。上陸に於ても右に準じて査閲を行ふのである。

檢閲

點檢、査閲等を行つて各部の整備並に教育訓練の状況を檢し又其の進歩を計つて居るのであるが、更に艦隊鎮守府(要港部)司令長官(司令官)が恒例の檢閲を行つて部下各部の状況を檢閲するのである。尙特命檢閲がある。特命檢閲使

は、大命を奉じて、艦隊、鎮守府、要港部等を檢閲し終了せば其の實績を復奏するのである。

演習

軍艦に於ける教育は戰闘射撃、戰闘運轉、戰闘發射、戰闘飛行其他戰闘の各種作業に於て乗員各自の戰闘配置に對する教育を實施するのであるが此等の作業は何れも

適當なる規模の演習實施の中に包含せられて行はるのである。尙この外最終の教練として小演習又は大演習を實施するのである。

海軍軍事普及部活動寫眞内規

海軍省海軍軍事普及部

第一 映寫班派遣二關スルモノ

海軍軍事普及ノ目的ヲ以テ部外官公術學校其ノ他各種公共團體等ヨリ活動寫眞班ノ派遣ヲ申請シ來ルトキハ審査ノ上適當ト認ムル場合本内規ニ依リ之ヲ派遣ス

一、派遣スベキ活動寫眞班員
海軍軍事普及部映寫機取扱者 貳名
但會場設備其ノ他ノ都合ニ依リテハ一名ノミ派遣スルコトヲ得
又主催者ヨリ説明者ヲ要望スル場合ハ海軍軍事普及部ニ於テ之ヲ部外ヨリ雇傭ノ上同伴ス

二、派遣スベキ地方及標準日數

派遣スベキ地方ハ主トシテ東京府及隣接區域内トス
但シ軍事普及上必要ト認ムル場合ハ無聲映寫ノ場合ニ限リ其ノ他ノ地方ニモ派遣スルモノトス
映寫班ノ派遣ハ往復日數ヲ除キ左記標準ニ依ルモノトス

(イ) 映寫地 東京市内ナルトキハ 三日以内
(ロ) 同 東京府内ナルトキハ 七日以内
(ハ) 同 東京府以外ノ地方ナ 十二日以内
但シ映寫班事務ノ繁閑又ハ主催者計畫ノ狀況ニ依リ日數ヲ延長スルコトヲ得

三、經費

費用ハ總テ主催者側ノ負擔トシ左ニ依リ之ヲ處理スルモノトス

(イ) 普及部ニ納付ヲ要スル分
派遣員ニ關スルモノ

○鐵道乘車賃 海軍内國旅費規則ニヨル定額
但シ自動車ニ依ル場合ハ其ノ實費トス

○海軍内國旅費規則ニ依ル日當
器具ニ關スルモノ

器具維持費

(壹圓) 無聲映寫機 壹圓
(壹圓) 發聲映寫機 五圓
實費

○器具運搬費

(ロ) 主催者側ニ於テ直接支辨ノ分
○辨當代 車馬賃 滞在中ノ宿泊料

四、映畫及映寫機

(イ) 映畫ハ別紙目錄中ヨリ適宜選擇ノ上映寫ス
(ロ) 映畫ハ總テ内務省檢閱済ノモノニシテ臺本
ハ係員携行ス

(ハ) 映寫ノ時間ハ一回約三時間以内トス

(ニ) 映寫機ハ左ノモノヲ使用ス

無聲映寫機

發聲映寫機

デプライ

日の出式

貳臺

五、映寫回数

映寫ハ一日一回ヲ例トス
但シ情況ニ依リ一日貳回映寫スルコトアルベシ

但シ發聲「フィルム」ハ貸出セス
二、貸與標準日數

東京市内 壹日以内
東京府及隣接縣 參日以内
其ノ他ノ地方 拾日以内

三、貸與卷數ハ拾五卷以内トシ同一區域ニ對シテハ
壹箇年參回ヲ標準トス

四、本映畫ノ貸與ヲ受ケタルモノハ許可ナクシテ之
ヲ轉貸スルコトヲ得ズ

五、本映畫ノ公開ニ當リテハ觀覽料ヲ徵收セザルヲ
立前トス

但シ萬已ムヲ得ザル場合ハ整理費其ノ他ノ名目ニ
依リ最少限度(一人ニ對シ五錢以内)ノ徵收ヲ妨ガ

六、經費
映畫ノ貸與ヲ受クルモノハ左ノ經費ヲ負擔スルモ
ノトス

六、映寫場設備其ノ他

映寫場ハ主催者ニ於テ警視廳又ハ各府縣ノ興行場
及興行取締規則ニ準據シ警察ニ届出等必要ナル事
項危險防止充分ナル設備等ヲ行ヒタル上映寫ヲ實
施スルモノトス

七、映畫會ノ開催ニ當リテハ觀覽料ヲ徵收セザルヲ
立前トス

但シ事情已ムヲ得ザルモノアルトキハ映寫ニ要ス
ル經費支辨ノ方法トシテ觀覽者ヨリ場内整理費其
ノ他ノ名目ニ依リ最少限度(一人ニ對シ五錢以内)
ノ徵收ヲ妨ガズ

八、派遣申請手續
派遣ヲ申請セントスルトキハ實施期日ヨリ約十日
以前ニ別紙様式第一ニ依リ願出ツルヲ要ス

第二 「フィルム」貸與ニスルモノ

海軍軍事普及ノ目的ヲ以テ部外官公衛學校其ノ他
各種公共團體等ヨリ映畫「フィルム」借用ノ申請ア
リタルトキハ審査ノ上適當ト認ムル場合本内規ニ依
リ之ヲ貸與ス
一、貸出「フィルム」ハ別紙目錄中貸與差支ヘ無キ
モノ

但シ海軍省ヨリ映寫班派遣ノ場合ハ此ノ限ニ非ラ
ズ

(イ) 映畫維持費 映寫ノ爲使用スル日數一日壹
卷ニ付拾錢トス

但シ映畫ハ一日一回使用ヲ立前トシ貳回以上使
用スル場合ハ一回増ス毎ニ右相當額ヲ納入スル
モノトス

(ロ) 發送及返還ニ要スル運賃(客車輸送トス)

(ハ) 本映畫ノ發送ヨリ歸着迄ノ間ニ於ケル毀損
及紛失ニ對シテハ借用者辨償ノ責ヲ負フモノト
ス

七、映畫貸與申請書ハ別紙様式ニ依リ映寫期日ヨリ
拾五日以前ニ之ヲ提出スルヲ要ス

八、映畫借用者ハ映寫終了後五日以内ニ實施經過ノ
概要ヲ別紙様式第二ニ依リ海軍軍事普及部ニ報告
スルモノトス

支那滿洲國警備關係海軍兵力在

(昭和十一年九月二日調)



國家戰時の施設

軍動員

動員及復員の意義 動員とは國軍の全部若の一部を平時の態勢より戰時の態勢に移すを謂ふ。換言すれば國軍の全部若の一部が平時編制より戰時編制に移りたるるとき之を動員せりと稱す。平時軍隊の人馬材料の定数は戰時の所要數を充足しあらず、戰時所要の諸機關も亦平時之を整備しあざざるもの多きを以て、動員に方りては直に多數の在郷軍人を召集し馬匹を徵發し戰用諸材料を整備し戰爭に必要なる諸機關を編成する等幾多繁雜なる手續を履み、茲に始めて戰

國家戰時の施設

時編制を完成し軍隊をして戰爭に従事し得べき能力を具備せしめ得るものとす。

各部隊が其動員を實施し戰時必要なる人員、馬匹、材料等を充足整備し其編制、裝備、團結を完了し直に作戦行動に移り得るに至りたるときは之を動員完結と謂ふ。戰時の態勢に在る軍隊を平時の態勢に復するを復員と謂ふ。而して各部隊が其復員を終了し全く平時の態勢に復したるときは之を復員完結と謂ふ。

軍需動員

軍需動員の意義 軍需動員とは

平時に於て豫め軍需品を生産し又は修理し得べき工場及事業場の能力を精査し戰時最も迅速に軍需品を供給し作戦上の活動に資せんが爲に臨時其一部若は全部を動員するを謂ふ。

軍需動員の必要 戰爭遂行の爲必要なる軍需品を單に作戦上の要求のみより觀察するときは平時より絶えず全戰役間に必要なる軍需品の全部を整備し置くを理想とす。然れども如何なる國家と雖經濟上斯の如きことを許さざるは明瞭にして此兩者の圓滑なる調和を計ること必要なり。即ち作戦上の要求に基き作戦遂行間所望の時期に確實に軍の希望する軍需品を供給し得れば可なり。之軍需動員の必要なる所以なり。

軍需動員計畫の準據 軍需動員計畫の基調は作戦上の要求を第一義とし概ね左の原則に準據すべき